

【サンプル】業務別要件一覧
目次

| 業務・システム名 | 要件数 |
|----------|-----|
| 住民基本台帳 | 121 |
| 印鑑登録 | 41 |
| 選挙人名簿 | 102 |
| 就学 | 34 |
| 就学援助 | 31 |
| 総合窓口 | 31 |
| 固定資産税 | 93 |
| 個人住民税 | 98 |
| 法人住民税 | 54 |
| 軽自動車税 | 87 |
| 収滞納管理 | 148 |
| 住登外・宛名管理 | 22 |

| 業務・システム名 | 要件数 |
|----------|-----|
| 国民健康保険 | 125 |
| 国民年金 | 83 |
| 障害者福祉 | 143 |
| 後期高齢者医療 | 62 |
| 介護保険 | 181 |
| 児童手当 | 65 |
| 児童扶養手当 | 72 |
| 生活保護 | 139 |
| 乳幼児医療 | 59 |
| ひとり親医療 | 57 |
| 健康管理 | 83 |
| 高齢者福祉 | 51 |

| 業務・システム名 | 要件数 |
|----------|-------|
| 農家台帳 | 88 |
| 公営住宅 | 119 |
| 被災者支援 | 9 |
| 合計 | 2,198 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------------|-------------------------------------|---|
| 1 | 異動(増加) | 転入 | 住民の届出に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を追加できること。 |
| 2 | | | 住民からの住民異動届、転出証明書に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を登録できること。 |
| 3 | | | 住基ネットの転出証明情報に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を登録できること。 |
| 4 | | | 固定資産税からの地番有無情報に基づき、住所地番等のチェック、参照ができること。 |
| 5 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |
| 6 | | | 住民への住民票コード通知を出力できること。 |
| 7 | | | 転入分の住民基本台帳情報について、他業務(2~20)へ連携できること。 |
| 8 | | | 転入分の住民基本台帳情報について、住基ネットへ転入通知情報を連携できること。 |
| 9 | 戸籍届出による異動(増加) | 戸籍の届出に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を追加できること。 | 戸籍の届出に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を追加できること。 |
| 10 | | | 戸籍からの戸籍届出情報に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を登録できること。 (出生、国籍取得、帰化) |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|----|--|--|
| 11 | | | 他市区町村からの住民票記載事項通知に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報登録できること。(出生、国籍取得、帰化) | |
| 12 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 | |
| 13 | | | 住民への住民票コード通知を出力できること。 | |
| 14 | | | 戸籍届出増分による住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 | |
| 15 | | | 戸籍届出増分による住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 | |
| 16 | | | その他異動(増加) | 転出証明書を交付した後、当該市町村に居住するようになった場合(転出取消)の登録ができること。 |
| 17 | | | | 定まった住所のなかった者が、新たに住所を定めた場合(住所設定)の登録ができること。 |
| 18 | | | | 市町村が事実調査をおこない職権(職権記載、回復)により、登録ができること。 |
| 19 | | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |
| 20 | | | | 住民への住民票コード通知を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|----|---|
| 21 | | | 届出増分による住民基本台帳情報について、他業務(2~20)へ連携できること。 |
| 22 | | | 届出増分による住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 23 | 異動(減少) | 転出 | 住民の届出に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報を削除できること。 |
| 24 | | | 住民からの住民異動届に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の削除を登録できること。 |
| 25 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、印鑑登録情報を参照できること。 |
| 26 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、収滞納管理情報を参照できること。 |
| 27 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民健康保険情報を参照できること。 |
| 28 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民年金情報を参照できること。 |
| 29 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 30 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、介護保険情報(資格・認定)を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------------|--|
| 31 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、児童手当情報を参照できること。 |
| 32 | | | 転出者への転出証明書を出力できること。 |
| 33 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |
| 34 | | | 転出分の住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 35 | | | 転出分の住民基本台帳情報について、住基ネットへ転出証明書情報を連携できること。 |
| 36 | | 戸籍届出による異動(減少) | 戸籍の届出に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報削除できること。 |
| 37 | | | 戸籍からの戸籍届出情報に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の削除を登録できること。(死亡、失踪宣告、国籍喪失) |
| 38 | | | 他市区町村からの住民票記載事項通知に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の削除を登録できること。(死亡、失踪宣告、国籍喪失) |
| 39 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、印鑑登録情報を参照できること。 |
| 40 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、収滞納管理情報を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-----------|---|
| 41 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民健康保険情報を参照できること。 |
| 42 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民年金情報を参照できること。 |
| 43 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 44 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、介護保険情報(資格・認定)を参照できること。 |
| 45 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、児童手当の児童手当情報を参照できること。 |
| 46 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |
| 47 | | | 戸籍届出減分の住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 48 | | | 戸籍届出減分の住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 49 | | その他異動(減少) | 市町村が事実調査をおこない職権(職権消除)により、個人情報の削除を登録できること。 |
| 50 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|----|---|
| 51 | | | 届出減分による住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 52 | | | 届出減分による住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 53 | 異動(変更) | 転居 | 住民の転居届出に基づき、住民基本台帳上の世帯情報、個人情報を変更できること。 |
| 54 | | | 住民からの住民異動届に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の住所要件(住所や世帯構成員、続柄)の変更を登録できること。 |
| 55 | | | (05)固定資産税からの地番有無情報に基づき、住所地番等のチェック、参照ができること。 |
| 56 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、印鑑登録情報を参照できること。 |
| 57 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民健康保険情報を参照できること。 |
| 58 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民年金情報を参照できること。 |
| 59 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 60 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、介護保険情報情報(資格・認定)を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 61 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、児童手当情報を参照できること。 |
| 62 | | | 転居者への異動結果確認ができること。 |
| 63 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |
| 64 | | | 転居分の住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 65 | | | 転居分の住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 66 | | 世帯変更 | 住民の変更届出に基づき、住民基本台帳上の世帯情報、個人情報を変更できること。 |
| 67 | | | 住民からの住民異動届に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の変更を登録できること。(世帯合併、分離、世帯主変更、世帯変更) |
| 68 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、印鑑登録情報を参照できること。 |
| 69 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民健康保険情報を参照できること。 |
| 70 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民年金情報を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------------|--|
| 71 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 72 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、介護保険情報情報(資格・認定)を参照できること。 |
| 73 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、児童手当情報を参照できること。 |
| 74 | | | 他市区町村への附票記載事項通知を出力できること。 |
| 75 | | | 世帯変更分の住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 76 | | | 世帯変更分の住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 77 | | 戸籍届出による異動(変更) | 戸籍の届出に基づき、住民基本台帳上の世帯情報、個人情報の戸籍要件を変更できること。 |
| 78 | | | 戸籍からの戸籍届出情報に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の戸籍要件(氏名、本籍、筆頭者、続柄)の変更を登録できること。(氏名変更、婚姻、離婚、転籍、戸籍訂正等) |
| 79 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、印鑑登録情報を参照できること。 |
| 80 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民健康保険情報を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------------|---|
| 81 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民年金情報を参照できること。 |
| 82 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 83 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、介護保険情報情報(資格・認定)を参照できること。 |
| 84 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、児童手当情報を参照できること。 |
| 85 | | | 戸籍届出変更分の住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 86 | | | 戸籍届出変更分の住民基本台帳情報について住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 87 | | 住民票記載事項の変更 | 職権により、住民基本台帳の世帯情報、個人情報を変更できること。 |
| 88 | | | 他市区町村からの住民票記載事項通知、届出誤り訂正、または職権に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報の変更を登録できること。(婚姻、離婚、氏名変更、住居表示等) |
| 89 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、印鑑登録情報を参照できること。 |
| 90 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民健康保険情報を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|---------|---|
| 91 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、国民年金情報を参照できること。 |
| 92 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 93 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、介護保険情報情報(資格・認定)を参照できること。 |
| 94 | | | 住民基本台帳情報の異動内容に基づき、児童手当情報を参照できること。 |
| 95 | | | 変更分の住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 96 | | | 変更分の住民基本台帳情報について、住基ネットへ本人確認情報を連携できること。 |
| 97 | | | 住民票記載項目について、住民票強制改製処理ができること。 |
| 98 | | | 住民基本台帳情報について、住民票記載項目の強制訂正及び異動履歴の訂正(履歴なし)ができること。 |
| 99 | 照会 | 住民票情報照会 | 世帯情報、個人情報に登録された情報を参照できること。 |
| 100 | | | 住民基本台帳の世帯情報、個人情報に登録された情報を表示、参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|-------------|--|
| 101 | | | 住民基本台帳情報について、他業務へ連携できること。 |
| 102 | | | 住民基本台帳情報について、異動制限及び証明書発行制限(DV等)の登録及び解除ができること。 |
| 103 | | 住基カード発行状況照会 | 住民基本台帳カードの管理ができること。 |
| 104 | | | 住民基本台帳カードの発行状況を表示、参照できること。 |
| 105 | 発行 | 証明書発行 | 住民の申請に基づき、各種証明書を出力できること。 |
| 106 | | | 住民よりの証明書交付申請書についての受付確認ができること。 |
| 107 | | | 住基ネットよりの住民票情報送信要求について、連携ができること。 |
| 108 | | | 住基ネットでの広域交付住民票の発行停止及び停止解除を連携できること。 |
| 109 | | | 証明書交付申請について、証明書(住民票写し、住民票記載事項証明書、公用等)を出力できること。 |
| 110 | | | 住民票原本、改製原住民票を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|--|------------------|---|
| 111 | | | 住基ネットよりの住民票情報送信要求について、住民票情報を連携できること。 |
| 112 | | 通知発行 | 他市区町村、住民への各種通知の作成処理ができること。 |
| 113 | 他市区町村、住民への各種通知(転入通知、附票記載事項通知、住民票コード通知等)を出力できること。 | | |
| 114 | 本人確認がおこなえなかった届出の場合は、住民異動届受理通知書が出力できること。 | | |
| 115 | 統計・報告 | 統計・報告(都道府県・関係機関) | 都道府県に対し、各種統計情報を送付できること。 |
| 116 | | | 都道府県に対する、各種統計情報(転入・転出者数表等)を出力できること。 |
| 117 | | | 関係機関に対する、各種統計情報(異動統計表等)を出力できること。 |
| 118 | | 統計・報告(内部) | 他部署(統計部門)に対して、各種統計情報を送付(開示)できること。 |
| 119 | | | 他部署(統計部門)に対する、各種統計情報(異動統計、人口統計等)を出力できること。 |
| 120 | 閲覧 | 住民閲覧 | 住民に対し、世帯情報、個人情報を閲覧できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住民基本台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|----|------------------------------|
| 121 | | | 住民に対する、住民基本台帳閲覧用の資料を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
印鑑登録

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|---|
| 1 | 登録 | 登録(本人) | 住民からの申請に基づき、本人確認ができる場合の印鑑登録処理ができること。 |
| 2 | | | 印鑑登録申請に基づき、印鑑の登録処理ができること。 |
| 3 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 4 | | | 印鑑登録証を出力できること。 |
| 5 | | | 保証人印影、世帯内登録印影を出力できること。 |
| 6 | | 登録(本人以外) | 住民からの申請に基づき、本人確認ができない場合の印鑑登録処理ができること。 |
| 7 | | | 印鑑登録申請に基づき、本人確認ができない場合の印鑑登録照会書による、登録処理ができること。 |
| 8 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 9 | | | 印鑑登録申請に基づき、本人確認ができない場合の印鑑登録照会書を出力できること。 |
| 10 | | | 住民より返信の、回答書を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
印鑑登録

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------------|-----------|---|
| 11 | | | 印鑑登録証を出力できること。 |
| 12 | | | 保証人印影、世帯内登録印影を出力できること。 |
| 13 | | 登録(その他機能) | 成年被後見人を設定できること。登録処理の場合に、エラー表示をおこない処理を中断できること。 |
| 14 | | | 同一世帯内に印鑑登録済みの世帯員がいる場合には、世帯内登録印影を表示できること。 |
| 15 | | | 外国人の印鑑登録については、本名と通称名を登録管理できること。 |
| 16 | 廃止・亡失・停止・登録除外 | 印鑑登録廃止 | 住民からの届出や職権により、印鑑登録の廃止処理ができること。 |
| 17 | | | 印鑑登録廃止申請に基づき、印鑑登録情報の廃止処理ができること。 |
| 18 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 19 | | | 印鑑登録抹消通知書を出力できること。 |
| 20 | | 印鑑登録亡失 | 住民からの申請に基づき、印鑑登録の亡失処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
印鑑登録

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|----|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 21 | | | 印鑑登録亡失申請に基づき、印鑑登録情報の亡失処理ができること。 | |
| 22 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 | |
| 23 | | | 証明書交付停止 | 住民からの届出または職権により、印鑑登録証明書の交付停止処理ができること。 |
| 24 | | | 交付停止申請に基づき、印鑑登録証明書の交付停止処理ができること。 | |
| 25 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 | |
| 26 | | | 証明書交付停止解除 | 住民からの申請に基づき、印鑑登録証明書の交付停止解除処理ができること。 |
| 27 | | | 交付停止解除申請に基づき、印鑑登録証明書交付停止の解除処理ができること。 | |
| 28 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 | |
| 29 | | | 登録除外 | 職権による、印鑑登録の除外管理ができること。 |
| 30 | | | | 職権により、印鑑登録の除外を管理登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
印鑑登録

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----------|-----------------------------------|
| 31 | | | 除外内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 32 | 変更 | 印鑑登録証引替 | 印鑑登録証の再交付処理ができること。 |
| 33 | | | 印鑑登録証の再交付申請に基づき、印鑑登録証の引替処理ができること。 |
| 34 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 35 | | | 印鑑登録証の引替処理において、印鑑登録証が作成できること。 |
| 36 | 交付 | 証明書交付 | 住民からの申請に基づき、印鑑登録証明書の出力ができること。 |
| 37 | | | 印鑑登録証明書の交付申請に基づき、証明書の受付処理ができること。 |
| 38 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 39 | | | 印鑑登録証明書を出力できること。 |
| 40 | 情報提供 | 印鑑登録情報提供 | 依頼に基づき、印鑑登録情報の提供ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
印鑑登録

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|------------------------------|
| 41 | | | 住民票の記載内容に基づき、印鑑登録情報を連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|---------|---|
| 1 | 定時登録管理 | 名簿照会 | 選挙資格情報と定時登録時点(選挙時登録時点)の情報を参照できること。 |
| 2 | | | 住民基本台帳情報に基づき、選挙人資格情報と定時登録時点(選挙時登録時点)の情報を参照できること。 |
| 3 | | 選挙資格管理 | 選挙資格情報の登録・修正・抹消処理ができること。 |
| 4 | | | 住民基本台帳情報に基づき、選挙人資格情報の登録・修正・抹消ができること。 |
| 5 | | 11条該当者 | 公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録・修正ができること。 |
| 6 | | | 住民基本台帳情報に基づき、、公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の参照ができること。 |
| 7 | | | 本籍地市区町村からの通知により、公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録・修正ができること。 |
| 8 | | | 戸籍管理部門の通知により、公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録・修正ができること。 |
| 9 | | 新規登録者名簿 | 新たに選挙資格の登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力ができること。 |
| 10 | | | 住民基本台帳情報に基づき、新規選挙資格登録者を対象に、新規登録者名簿を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|--|
| 11 | | | 住民縦覧用の選挙人名簿抄本を出力できること。 |
| 12 | | 抹消者名簿 | 選挙資格の抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力ができること。 |
| 13 | | | 住民基本台帳情報に基づき、選挙資格抹消者を対象に、抹消者名簿を出力できること。 |
| 14 | | | 住民への公示用に抹消者名簿を出力できること。 |
| 15 | | 選挙人登録 | 選挙資格の登録されている者を対象に、指定された選挙種別の選挙人を登録できること。 |
| 16 | | | 住民基本台帳情報に基づき、選挙資格登録者を対象に、指定された選挙種別の選挙人登録ができること。 |
| 17 | | | 住民基本台帳情報に基づき、DV・ストーカー支援者等の設定ができること。現住所について公開／非公開の設定ができること。 |
| 18 | | 名簿抄本 | 選挙人資格情報より、選挙人名簿抄本を出力できること。 |
| 19 | | 統計集計 | 登録者統計および投票区別統計の集計を出力できること。 |
| 20 | | | 選挙人資格情報より、都道府県報告の登録者統計および投票区別統計等を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------|-----------|---|
| 21 | 選挙時登録管理 | 二重登録者(名簿) | 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、二重登録者名簿の抽出、出力ができること。 |
| 22 | | 二重登録者(通知) | 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、転入前の選挙管理委員会宛てに、通知処理ができること。 |
| 23 | | | 転入元の選挙管理委員会宛てに、二重登録者の通知を出力できること。 |
| 24 | | 入場整理券 | 選挙人を対象に、入場整理券の作成処理ができること。 |
| 25 | | | 選挙人を対象に、入場整理券を出力できること。 |
| 26 | | | 当日用選挙人名簿 |
| 27 | | | 選挙期間中の異動及び期日前・不在者投票情報を記載した、当日用選挙人名簿抄本を出力できること。 |
| 28 | | 統計集計 | 当日有権者統計の集計処理ができること。 |
| 29 | | | 都道府県へ報告用の当日有権者統計を出力できること。 |
| 30 | | 期日前・不在者 | 資格登録(船員) |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|-------------|--------------------------------------|--|
| 31 | | | 船員投票の資格管理をおこない、期日前情報を名簿に反映できること。 | |
| 32 | | 資格登録(郵便) | 郵便投票の資格登録ができること。 | |
| 33 | | | 郵便投票の資格管理をおこない、期日前情報を名簿に反映できること。 | |
| 34 | | 資格登録(施設) | 施設投票者の資格管理ができること。 | |
| 35 | | | 施設での投票者の資格管理をおこない、期日前情報を名簿に反映できること。 | |
| 36 | | 期日前・不在者投票 | 期日前・不在者の投票所受付をおこない、期日前情報を名簿に登録できること。 | |
| 37 | | 期日前・不在者(統計) | 期日前・不在者統計の集計処理ができること。 | |
| 38 | | | 都道府県へ報告用の期日前・不在者統計を出力できること。 | |
| 39 | | 在外選挙人管理 | 在外選挙人申請 | 在外選挙人の申請情報の入力をおこない、在外選挙人照会通知処理ができること。 |
| 40 | | | | 在外公館・領事館よりの在外選挙人の申請情報に基づき、在外選挙人情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|---|
| 41 | | | 在外選挙人情報より、本籍地市区町村向けの在外選挙人照会通知を出力できること。 |
| 42 | | 在外選挙人管理 | 戸籍在外選挙人の登録・修正・抹消をおこない、在外選挙人情報を管理できること。 |
| 43 | | | 戸籍管理部門からの公選法30条通知、公選法11条3項通知により、在外選挙人情報を更新できること。 |
| 44 | | | 本籍地市区町村からの公選法30条通知、公選法11条3項通知により、在外選挙人情報を更新できること。 |
| 45 | | | 在外選挙人情報より、本籍地市区町村への在外選挙人登録通知、在外選挙人変更通知、在外選挙人抹消通知を出力できること。 |
| 46 | | | 在外選挙人情報より、在外公館・領事館への在外選挙人証、在外選挙人登録通知、在外選挙人申請却下通知、在外選挙人抹消通知を出力できること。 |
| 47 | | 在外選挙人証 | 在外選挙人証の作成処理ができること。 |
| 48 | | | 在外選挙人情報より、在外公館・領事館への在外選挙人証を出力できること。 |
| 49 | | 在外選挙人名簿 | 在外選挙人名簿抄本の作成処理ができること。 |
| 50 | | | 在外選挙人を対象に、在外選挙人名簿抄本(国民投票の場合は在外投票人名簿抄本)を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------|-------------------|---|
| 51 | | 在外選挙人統計 | 在外選挙人統計の作成処理ができること。 |
| 52 | | | 在外選挙人を対象に、都道府県報告用の在外選挙人統計(国民投票の場合は在外投票人統計)を出力できること。 |
| 53 | 裁判員制度 | 名簿調製支援プログラム用データ作成 | 選挙人を対象に、名簿調製支援プログラム用データの作成処理ができること。 |
| 54 | | | 住民基本台帳情報に基づき、選挙人資格情報より、候補者情報作成処理ができること。 |
| 55 | | | 候補者情報より、名簿調製支援プログラム用データを出力できること。 |
| 56 | 農業委員会選挙 | 農業選挙人資格管理 | 農業委員選挙人資格の登録・修正・抹消ができること。 |
| 57 | | | 申請情報に基づき、農業委員選挙人資格の登録管理ができること。 |
| 58 | | 登録申請書通知 | 農業委員選挙人名簿登載申請書通知の作成処理ができること。 |
| 59 | | | 農業委員選挙人を対象に、農業委員選挙人名簿登載申請書通知を出力できること。 |
| 60 | | 農業選挙人名簿 | 農業委員選挙人名簿抄本の作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----------|-----------|---|
| 61 | | | 農業委員選挙人を対象に、農業委員選挙人名簿抄本を出力できること。 |
| 62 | | 農家台帳整合 | 農業委員選挙人資格の不整合リストの作成処理ができること。 |
| 63 | | | 農家台帳のデータと農業委員選挙人資格情報を突合し、農業委員選挙人資格情報の未登録者、不整合者をチェックする事ができること。 |
| 64 | | 農業委員会統計 | 農業委員選挙人を対象に、統計の集計処理ができること。 |
| 65 | | | 農業委員選挙人資格情報より、都道府県報告用の統計を出力できること。 |
| 66 | 住民投票 | 住民投票資格 | 住民を対象に、住民投票情報の登録・修正・抹消ができること。 |
| 67 | | | 住民基本台帳情報に基づき、住民投票情報の登録管理ができること。 |
| 68 | | 住民投票名簿 | 住民投票情報を対象に、住民投票者名簿抄本を出力できること。 |
| 69 | 海区漁業委員会選挙 | 海区漁業選挙人登録 | 海区・漁業調整委員選挙人資格の登録・修正・抹消ができること。 |
| 70 | | | 住民または漁業法人の申請情報に基づき、海区・漁業調整委員選挙人資格の登録管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|-----------|--|
| 71 | | | (30)住登外管理の法人情報により、海区・漁業調整委員選挙人の参照ができること。 |
| 72 | | 登録申請書通知 | 海区・漁業調整委員選挙人名簿登載申請書通知の作成処理ができること。 |
| 73 | | | 海区・漁業調整委員選挙人を対象に、海区・漁業調整委員選挙人名簿登載申請書通知を出力できること。 |
| 74 | | 海区漁業選挙人名簿 | 海区・漁業委員選挙人名簿抄本の作成処理ができること。 |
| 75 | | | 海区・漁業調整委員選挙人を対象に、海区・漁業委員選挙人名簿抄本を出力できること。 |
| 76 | | 海区漁業委員会統計 | 海区・漁業調整委員選挙人を対象に、統計の集計処理ができること。 |
| 77 | | | 海区・漁業調整委員選挙人資格より、都道府県報告用の統計を出力できること。 |
| 78 | 国民投票 | 投票人名簿1号登録 | 1号資格者の投票人名簿の登録処理ができること。 |
| 79 | | | 住民基本台帳情報に基づき、登録基準日に住民基本台帳に記録されている者から1号資格者を抽出し、投票人名簿へ登録できること。 |
| 80 | | | 転入元市区町村へ、投票人名簿登録の通知を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------------|--|
| 81 | | 投票人名簿2号登録 | 2号資格者の投票人名簿の登録処理ができること。 |
| 82 | | | 住民基本台帳情報に基づき、登録基準日の翌日から14以内に住民基本台帳に記録された2号資格者を抽出し、投票人名簿へ登録できること。 |
| 83 | | | 転入元市区町村へ投票人名簿(2号)の被登録資格に係る住民情報を参照できること。 |
| 84 | | | 転入元市区町村からの投票人名簿(2号)の被登録資格に係る住民情報の確認に対し、回答の対応ができること。 |
| 85 | | | 本籍地市区町村へ在外選挙人名簿への登録有無等に関する照会ができること。 |
| 86 | | | 本籍地市区町村へ在外選挙人名簿への登録有無等に関する照会に対し、回答の対応ができること。 |
| 87 | | 投票人資格 | 投票人資格情報の登録・修正・抹消・照会ができること。 |
| 88 | | | 住民基本台帳情報に基づき、投票人資格情報の登録管理ができること。 |
| 89 | | | 投票人資格情報より、国民投票法29条の2の抹消に該当した場合の対応ができること。 |
| 90 | | 成年被後見人該当者管理 | 成年被後見人該当者の登録・修正ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|----------|---|
| 91 | | | 住民基本台帳情報に基づき、成年被後見人の確認照会ができること。 |
| 92 | | | 本籍地市区町村の投票権欠格事由の通知に基づき、成年被後見人該当者の登録管理ができること。 |
| 93 | | | 戸籍管理部門の投票権欠格事由の通知に基づき、成年被後見人該当者の登録管理ができること。 |
| 94 | | | 名簿未登録について、転入元市区町村へ投票権欠格事由の通知を出力できること。 |
| 95 | | 投票人名簿 | 投票人名簿抄本の作成処理ができること。 |
| 96 | | | 投票人資格情報を対象に、投票人名簿抄本を出力できること。 |
| 97 | | 国民投票入場券 | 国民投票入場券の作成処理ができること。 |
| 98 | | | 投票人を対象に、国民投票入場券を出力できること。 |
| 99 | | 当日用投票人名簿 | 投票人データを対象に、当日用投票人名簿抄本の作成処理ができること。 |
| 100 | | | 投票日までの異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用投票人名簿抄本を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
選挙人名簿

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|------|---|
| 101 | | 統計集計 | 登録者統計・投票区別統計、有権者統計の集計処理ができること。 |
| 102 | | | 都道府県報告用の登録者統計・投票区別統計および当日有権者統計を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-------|---|
| 1 | 学齢簿管理 | 新就学者 | 住民基本台帳より、新就学者を学齢簿に登録管理できること。 |
| 2 | | | 住民基本台帳情報に基づき、新就学者を学齢簿に登録できること。 |
| 3 | | 学齢簿異動 | 保護者の変更や年度途中での転学等による情報修正ができること。 |
| 4 | | | 学齢簿異動情報に基づき、年度途中での転学等の情報修正ができること。 |
| 5 | | | 学齢簿異動情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、保護者変更等の情報修正ができること。 |
| 6 | | | 学齢簿異動情報に基づき、住登外管理情報を参照し、保護者変更等の情報修正ができること。 |
| 7 | | | 登録者について、住登外情報が新規の者を、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 8 | | | 学齢簿の異動履歴を参照できること。 |
| 9 | 発行 | 通知書出力 | 新就学者に対する通知書や健康診断の案内の通知書の作成処理ができること。 |
| 10 | | | 新就学者に対する通知書や、健康診断の案内通知を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------------------------------|-------|---|
| 11 | | 名簿出力 | 庁内保管用の学齢簿を出力できること。 |
| 12 | | 成人式案内 | 住民基本台帳より、新成人に対する成人式案内状の作成処理ができること。 |
| 13 | | | 住民基本台帳情報より、新成人に該当する対象者の抽出処理ができること。 |
| 14 | | | 新成人に対して、成人式の案内状を出力できること。 |
| 15 | 就学援助 | 支給額決定 | 庁内において、小学校・中学校別の各支給費の決定をおこない、それらの情報を入力できること。(学用品費、給食費、通学費、医療費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、体育実技用具費) |
| 16 | | | 小・中学校別の各支給費を決定し、支給額情報の登録管理ができること。 |
| 17 | | 申請 | 住民の新規、継続、追加、特例による申請処理ができること。 |
| 18 | | | 住民(保護者)の新規、継続、追加、特例による、援助申請情報の登録管理ができること。 |
| 19 | | 認定 | 各申請について、認定処理ができること。(要保護者、準要保護者、特殊教育奨励者の区別と決定された支給内容の処理) |
| 20 | 各申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、認定処理ができること。 | | |

【サンプル】業務別要件一覧
就学

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|--------------------------------------|
| 21 | | | 各申請に基づき、個人住民税情報を参照し、認定処理ができること。 |
| 22 | | | 各申請に基づき、生活保護情報を参照し、認定処理ができること。 |
| 23 | | | 申請者に対して、認否決定通知書を出力できること。 |
| 24 | | | 学校に対して、就学援助認定取消通知書を出力できること。 |
| 25 | | 支給 | 認定された内容に基づき、支給処理ができること。 |
| 26 | | | 支給時において必要となる、口座情報の登録ができること。 |
| 27 | | | 認定内容に基づき支給計算をおこない、振込通知等を出力できること。 |
| 28 | | | 支払情報について、財務会計システムへ連携できること。 |
| 29 | | 統計 | 支給予定額表や支給額及びその内訳表等の台帳作成処理ができること。 |
| 30 | | | 都道府県へ報告する、支給予定額表、支給額内訳表等の統計を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|--------------------------------|
| 31 | 管理 | その他機能 | 身元引受人についての、登録管理ができること。 |
| 32 | | | 送付先住所を登録管理できること。 |
| 33 | | | メモ情報を登録管理できること。 |
| 34 | | | DV対象者について、帳票の出力制御等の確認管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学援助

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|--------|---|
| 1 | 就学援助 | 就学援助申請 | 就学援助の当初申請情報が登録できること。 |
| 2 | | | 就学援助の随時申請情報が登録できること。 |
| 3 | | | 口座情報登録を行い、銀行コードによる銀行入力、管理ができること。 |
| 4 | | | 申請情報検索により、申請情報詳細の表示ができること。 また、検索後の画面上にて、申請情報(世帯員や課税情報等)の更新処理や個別認定等の作業が実施できること。 |
| 5 | | 生活保護情報 | 生活保護に関する情報(児童名、保護者名、生活保護開始日、停止日、廃止日等)を登録できること。 |
| 6 | | | 生活保護者に関する情報(学校名、申請月、学年、氏名、生年月日等)を検索できること。 |
| 7 | | 認定区分 | 認定区分変更(要保護から準要保護(生保廃止、停止による区分の変更)への変更)について登録を行えること。 |
| 8 | | 異動 | 転出者を管理し、学齢簿から転校者を抽出して表示できること。 |
| 9 | | | 支給停止者の登録・管理、一覧表示が行えること。 |
| 10 | | 実績入力 | 修学旅行費、校外活動費、PTA会費、生徒会費の一括登録が実施できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学援助

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|--|
| 11 | | | 就学援助費(個人ごとに支給額の異なる費目)の入力により、実際の支給額として管理・反映できること。 |
| 12 | | データ出力 | 受給対象者名簿をデータで出力できること。 |
| 13 | | | 申請者一覧表をデータで出力できること。 |
| 14 | | | 認定通知書、否認通知書、税金の未申告等による審査不可者(税情報から抽出し、未申告者を表示)等への通知書がデータで出力できること。 |
| 15 | | | 就学援助費支給額(支払い日指定)を各学校別、個人別に費目ごとにデータで出力できること。 |
| 16 | | | 費目別に集計した支給額、支給人数をデータで出力できること。 |
| 17 | | 支払処理 | 支払いのための振込データを作成できること。 |
| 18 | | マスタ管理 | 費目や支給額について追加、変更が可能であること。 |
| 19 | | | 認定基準額を算出するための計算式を更新できること。 |
| 20 | | | 医療機関の名前や住所等の情報を追加、変更できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学援助

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----------------|---------------|--|
| 21 | | | 金融機関の登録、修正、削除が実施できること。 |
| 22 | | 年次更新処理 | システムに登録されている申請データの年次繰越処理を実施できること。 |
| 23 | | 認定処理 | 当初認定は一括で処理し、随時認定は、その都度処理を実施することができること。 |
| 24 | 特別支援教育 就学奨励費 | 特別支援教育就学奨励費申請 | 特別支援教育就学奨励費について、当初及び随時申請情報の登録が行えること。 |
| 25 | | | 特別支援教育就学奨励費の申請者の情報を検索できること。 |
| 26 | | 認定処理 | 当初認定は一括で処理し、随時認定は、その都度処理を実施することができること。 |
| 27 | | 支給処理 | 支給データを一括で作成し、払込データを予算科目ごとに作成することができること。 |
| 28 | 医療券管理 | 申請登録及び医療券発行 | 就学援助申請情報から児童生徒検索をして医療券申請情報を登録できること。また、そのまま医療券発行を実施できること。 |
| 29 | | 実績入力 | 使用された医療券の実績入力(医療機関名、支払金額等)が行えること。 |
| 30 | | 医療券出力 | 医療券を出力することができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
就学援助

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----|------|---|
| 31 | その他 | 申請確認 | 就学援助と特別支援教育就学奨励費の双方について申請を行っているかを確認できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
総合窓口

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------|------|---|
| 1 | 照会 | 個人検索 | 住民記録と連動し対象者の検索ができること。 |
| 2 | | | 氏名かな、氏名漢字、生年月日、個人番号、世帯番号、住所による検索ができること。 |
| 3 | | | 氏名かな、氏名漢字、生年月日等であいまい検索ができること。 |
| 4 | | | 複合検索ができること。 |
| 5 | | | 住民世帯を照会時に滞納者を含む世帯かどうかを確認できること。 |
| 6 | | | 個人検索から、世帯構成確認ができること。 |
| 7 | | | 世帯構成の確認から、別の世帯員の個人検索に移れること。 |
| 8 | 行政サービス抽出 | | 出生、転入等の用件で、個人検索をすると、生年月日、住民種別（住登者、外国人住民等）、性別等の条件でこれからの利用可能な制度について表示すること。また、表示の修正入力ができること。 |
| 9 | | | 各種届以降の個人に関する制度申請状況が、個人検索をすると直近の情報が表示されること。（申請状況ナビゲーション） |
| 10 | | | 表示してある該当申請が申請済か未申請か区別できること。また、申請した時点で入力すると表示が変わること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
総合窓口

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|---------|---------|---|-------------------------------------|
| 11 | | | 制度利用の申請予定の表示入力ができること。また、申請実行により申請済みと表示が変わること。 | |
| 12 | | | 上記手続きメニューの来庁時における処理状況(処理済・未処理)を管理し出力する機能(処理ログを管理し手続きの処理状況の追跡調査を可能とする) | |
| 13 | | | 受付内容確認 | 住民に案内した行政サービスをデータとして保持し、後から参照できること。 |
| 14 | | | | 窓口対応(相談)記録を登録できること。 |
| 15 | 各種制度申請書 | 各種制度申請書 | 個人検索で表示された画面から該当する各種制度の申請書発行ができること。 | |
| 16 | | | 選択すると、個人の住所、氏名等の基本情報を申請書に入れることができること。 | |
| 17 | | | 申請書はシステムからデータへの反映項目(住所、氏名、口座情報や障害者手帳番号等)を追加・削除しない前提であれば、Excelアップロード等で様式変更が可能なこと。また、申請書の様式の修正変更等は、担当課が行えること。 | |
| 18 | | | 申請に関する添付書類の説明が画面に表示されること。内容の修正変更等は担当課が入力できること。 | |
| 19 | | | 申請に関する制度の説明が画面に表示されること。内容の修正変更等は担当課が入力できること。 | |
| 20 | | | 窓口業務拡大に伴い制度を拡大でき、申請書発行種目も増すことができること。オンラインでの変更でなくてもかまわない。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
総合窓口

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------|---------------|--|
| 21 | 関係システム連携 | 関係システム連携 | 個人検索後、関係システムに移行できること。 |
| 22 | | | 個人検索後申請書を発行し、関係システムに移行できること。 |
| 23 | | | 関係システムで「決定」「変更」入力ができること。 |
| 24 | | | 入力により制度該当、申請済の表示に連動すること。 |
| 25 | | | 申請が複数ある場合、ひとつの制度の入力作業が終了した時点で、次の制度の入力ができるようにシステムの切り替えができること。 |
| 26 | | | 窓口業務拡大に伴い関連システムとの接続を増設できること。 |
| 27 | | | 住民票及び各種税証明(個人住民税、固定資産税、収納分野)を統合した出力メニューにて出力する機能(システムごとに出力画面を切り替えたり検索し直したりしなくて良い) |
| 28 | 帳票発行 | 帳票発行全般 | 関連システムで帳票がプレビューで確認し、発行できること。 |
| 29 | | 行政サービス一覧表 | 世帯ごとの状況から抽出した受けれる可能性があるサービスの一覧が発行出来ること |
| 30 | | 行政サービスの手続き一覧表 | 受けたサービスをご案内する帳票を発行出来ること。 また、案内票に職員から住民向けの申し送りが可能なこと。 |

【サンプル】業務別要件一覧
総合窓口

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-----|---|
| 31 | | 連絡票 | 窓口の職員がご案内した行政サービスに対して、住民より受け取った添付書類が確認出来る連絡票が発行出来ること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----------|----|--|
| 1 | 課税客体把握 | 受付 | 共有者を含めた課税客体把握のため、法務局の登記済通知情報、および法人からの申請書の受付処理ができること。 |
| 2 | | | 法務局の登記済通知情報により、住登外及び共有者を含めた課税客体及び資産情報を参照できること。 |
| 3 | | | 所有者からの申請書により、住登外及び共有者を含めた課税客体及び資産情報を参照できること。 |
| 4 | 課税客体登録・更正 | | 法務局の登記済通知情報、法人からの申請書より、共有者を含めた課税客体の管理ができること。 |
| 5 | | | 法務局の登記済通知情報、および所有者からの申請書に基づき、(1)住民基本台帳情報を参照し、課税客体情報へ登録できること。 |
| 6 | | | 法務局の登記済通知情報、および所有者からの申請書に基づき、(30)住登外管理情報を参照し、課税客体情報へ登録できること。 |
| 7 | | | 新規登録の課税客体の住登外情報について、(30)住登外管理へ連携できること。 |
| 8 | | | 共有者、区分所有者分について、構成員情報、持分、按分の登録管理ができること。 |
| 9 | | | 課税客体情報について、税務署へ照会(閲覧)する処理ができること。 |
| 10 | | | 税務署への照会(閲覧)結果について、課税客体情報へ登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|--|
| 11 | | | 国民健康保険税の資産割額を計算するかしないかを共有構成ごとに設定できること。 |
| 12 | | | 国民健康保険税の資産割額を計算する場合、構成員に減免情報を登録できること。 |
| 13 | | | 登録した共有構成員の持分について「合計値」のチェックができること。 |
| 14 | | | 共有按分を行う場合、「年税額」を按分し期割税額按分する場合と、「期割税額」をそれぞれ期ごとに按分計算する場合とを共有構成毎に選択できること。 |
| 15 | | | 共有按分された税額を、「共有構成員の調定額」として収納システムへ連携できること。 |
| 16 | | | 区分所有管理について、登録した区分構成員の持分について「合計値」のチェックができること。 |
| 17 | | | 区分所有管理について、複数の部屋を同一者が所有している場合も部屋ごとに構成員の登録ができること。 |
| 18 | 評価 | 評価項目登録 | 調査した項目を評価情報に登録・修正できること。 |
| 19 | | | 資産情報に基づき、所有者または現地へ調査依頼をおこなう為の処理ができること。 |
| 20 | | | 所有者または現地への調査結果を資産情報へ登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----------|--|
| 21 | | | 資産情報に基づき、不動産鑑定士等へ鑑定依頼をおこなう為の処理ができること。 |
| 22 | | | 不動産鑑定士等への鑑定結果を資産情報へ登録できること。 |
| 23 | | | 関係部署からの各種通知、情報に基づき、資産情報へ登録できること。 |
| 24 | | 家屋評価計算 | 資産情報の評価項目に基づき、家屋評価計算ができること。 |
| 25 | | 土地評価計算 | 資産情報の評価項目に基づき、土地評価計算ができること。 |
| 26 | | 償却資産評価計算 | 資産情報の評価項目に基づき、償却資産評価計算ができること。 |
| 27 | | | 申告書、明細書を出力できること。 |
| 28 | | 評価額決定 | 資産情報の評価項目に基づき、計算した評価計算結果より、評価額決定ができること。 |
| 29 | | | 評価替処理に対応できること。処理結果等をデータ(CSV形式など)にて出力できること。 |
| 30 | 当初賦課 | 課税計算 | 各資産ごとの評価計算情報に基づき、課税標準額計算ができること。また、課税標準額特例、軽減の算出ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|---|
| 31 | | 課税決定 | 課税客体ごとに各資産の課税標準額・軽減税額を集計し、当初課税決定処理ができること。 |
| 32 | | 当初通知書作成 | 課税客体ごとの課税決定を基に、当初通知書の作成処理ができること。 |
| 33 | | | 課税客体ごとに課税決定したものに基つき、住民基本台帳情報を参照し、当初通知書処理ができること。 |
| 34 | | | 課税客体ごとに課税決定したものに基つき、住登外管理情報を参照し、当初通知書処理ができること。 |
| 35 | | | 課税客体ごとに課税決定したものに基つき、収滞納管理の口座情報を参照し、当初通知書処理ができること。 |
| 36 | | | 納税義務者へ発送する当初通知書を出力できること。 |
| 37 | | | 課税決定した固定資産賦課情報について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 38 | | | 課税決定した固定資産賦課情報について、MPNへ連携できること。 |
| 39 | | | 課税決定した固定資産税情報について、国民健康保険へ連携できること。 |
| 40 | | 当初調定表作成 | 当初賦課決定したものを基に、調定表を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------------------|------|---------------------------------|
| 41 | | | 財務会計システムへ当初調定情報を連携できること。 |
| 42 | 更正 | 更正申告 | 資産内容の更正について、変更処理ができること。 |
| 43 | | | 資産内容の更正等に関する申請を受け、変更情報を登録できること。 |
| 44 | | | 資産内容の問合せ等による調査をおこない、回答処理ができること。 |
| 45 | | | 税務署への資産内容等の調査に関する処理ができること。 |
| 46 | | | 税務署からの回答内容に従い、変更情報を登録できること。 |
| 47 | | | 法務局への登記内容等の調査に関する処理ができること。 |
| 48 | | | 法務局からの回答内容に従い、変更情報を登録できること。 |
| 49 | | | 更正計算 |
| 50 | 更正賦課の履歴を参照できること。 | | |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|---------|--|----------------------------|
| 51 | | 更正通知書作成 | 税額変更処理対象の更正決定通知書の作成処理ができること。 | |
| 52 | | | 税額変更処理対象の課税客体に基づき、住民基本台帳情報を参照し、更正通知書処理ができること。 | |
| 53 | | | 税額変更処理対象の課税客体に基づき、住登外管理情報を参照し、更正通知書処理ができること。 | |
| 54 | | | 税額変更処理対象の課税客体に基づき、収滞納管理情報の納付状況、口座情報を参照し、更正通知書処理ができること。 | |
| 55 | | | 納税義務者へ発送する納税通知書、納付書、更正決定通知書を出力できること。 | |
| 56 | | | 更正決定した固定資産賦課情報について、収滞納管理へ連携できること。 | |
| 57 | | | 更正決定した固定資産賦課情報について、MPNへ連携できること。 | |
| 58 | | | 更正決定した固定資産賦課情報について、国民健康保険へ連携できること。 | |
| 59 | | | 更正調定表作成 | 更正処理結果を基に、更正分の調定表を出力できること。 |
| 60 | | | | 財務会計システムへ更正後調定情報が連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|--|
| 61 | 証明 | 証明書作成 | 納税義務者の申請を受付け、各種証明書の作成処理ができること。 |
| 62 | | | 各種証明書交付申請に基づき、証明発行の受付処理ができること。 |
| 63 | | | 課税客体情報、資産賦課情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、各種証明書の発行確認ができること。 |
| 64 | | | 課税客体情報、資産賦課情報に基づき、住登外管理情報を参照し、各種証明書の発行確認ができること。 |
| 65 | | | 申請を受付けたものに対し、各種証明書を出力できること。 |
| 66 | | 名寄帳作成 | 納税義務者の再申請を受付け、名寄帳の作成処理ができること。 |
| 67 | | | 名寄帳申請に基づき、名寄帳発行の受付処理ができること。 |
| 68 | | | 課税客体情報、資産賦課情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、名寄帳の発行確認ができること。 |
| 69 | | | 課税客体情報、資産賦課情報に基づき、住登外管理情報を参照し、名寄帳の発行確認ができること。 |
| 70 | | | 申請を受付たものに対し、名寄帳を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------------------------------|--------|--|
| 71 | 照会 | 照会情報作成 | 他市町村等の照会を受付け、回答文書に必要な情報を出力できること。 |
| 72 | | | 他市町村等の資産、賦課状況照会の受付処理ができること。 |
| 73 | | | 他市町村への資産、賦課照会回答文書を出力できること。 |
| 74 | | | 固定資産の地番情報等について、住民基本台帳へ連携できること。 |
| 75 | | | 固定資産の地番情報等について、戸籍へ連携できること。 |
| 76 | | | 固定資産の地番情報等について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 77 | | | 固定資産の地番情報、固定資産税情報を生活保護へ連携できること。 |
| 78 | | | 送付先照会 |
| 79 | 固定資産税の送付先情報について、収滞納管理へ連携できること。 | | |
| 80 | 統計 | 統計情報作成 | 都道府県に報告するための、各種統計(集計)情報に必要な情報を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 81 | | | 都道府県に報告用の、各種統計(集計)、概要調書を出力できること。 |
| 82 | 減免 | 審査 | 納税義務者・関係部署より受け付けた減免申請書等をもとに内容を審査できること。 |
| 83 | | | 納税義務者よりの減免申請書等の内容を審査できる情報を提供できること。 |
| 84 | | | 関係部署へ問い合わせる情報を提供できること。 |
| 85 | | | 関係部署よりの減免申請書等の内容を審査できる情報を提供できること。 |
| 86 | | | 現地調査における情報を提供できること。 |
| 87 | | | 現地調査結果を審査できる情報を提供できること。 |
| 88 | | | 減免決定 |
| 89 | | 審査結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、減免決定処理ができること。 | |
| 90 | 審査結果に基づき、住登外管理情報を参照し、減免決定処理ができること。 | | |

【サンプル】業務別要件一覧
固定資産税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|---|
| 91 | | | 審査結果に基づき、収滞納管理情報の口座情報を参照し、減免決定処理ができること。 |
| 92 | | | 減免を決定し、減免決定通知を出力できること。 |
| 93 | | | 減免決定した固定資産賦課情報について、収滞納管理へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|--------------|---|
| 1 | 当初課税準備 | 個人／事業者基本情報作成 | 対象年度の課税処理等をおこなうため、全個人及び事業者の基本情報を他システムの情報から抽出する処理ができること。 |
| 2 | | | 課税対象者となる1月1日時点の個人基本情報を、住民基本台帳情報から抽出し、対象者情報を登録できること。 |
| 3 | | | 1月1日以前に遡っての転入や死亡等の異動や世帯構成の変更の更新ができること。 |
| 4 | | | 課税対象者となる個人及び事業者の基本情報を、住登外管理情報から抽出し、個人・事業所対象者情報を登録できること。(事業所課税、家屋敷課税の対象者を含む) |
| 5 | | | 生活保護情報に基づき、課税対象者情報へ連携できること。 |
| 6 | 申告書出力 | 申告書出力 | 課税対象者を抽出し、普通徴収の場合は個人住民税申告書を、特別徴収の場合は給与支払報告書(総括表)の作成処理ができること。 |
| 7 | | | 抽出した課税対象者に基づき、住民基本台帳情報を参照し、申告書作成処理ができること。 |
| 8 | | | 抽出した課税対象者に基づき、住登外管理情報を参照し、申告書作成処理ができること。 |
| 9 | | | 申請書について、普通徴収の場合は個人住民税申告書を、特別徴収の場合は給与支払報告書(総括表)を出力できること。 |
| 10 | 申告受付登録 | 申告受付登録 | 提出された申告書について、名寄せ処理をおこない申告情報を登録できること。また、申告情報により、基本情報に変更がある場合は、基本情報を更新できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|---|
| 11 | | | 納税義務者より個人住民税申告書を、特徴義務者より給与支払報告書を受付け、名寄せをおこない申告情報を登録できること。 |
| 12 | | | 税務署より確定申告書を受付け、名寄せをおこない申告情報を登録できること。 |
| 13 | | | 地方税電子化協議会(eLTAX)より公的年金支払報告書データ、確定申告書データを受付け、名寄せをおこない申告情報を登録できること。 |
| 14 | | | 年金保険者(日本年金機構等)より年金受給者リスト、年金支払報告書を受付け、名寄せをおこない申告情報を登録できること。 |
| 15 | | | 人事給与システムより給与支払報告書を受付け、名寄せをおこない申告情報を登録できること。 |
| 16 | | | 住登外情報、法人情報について、住登外管理へ連携できること。 |
| 17 | | | 他市区町村の課税対象者への、申告書等の各種情報を出力できること。 |
| 18 | | | 他市区町村から受けた課税対象者の、申告書等の各種情報を登録できること。 |
| 19 | | | メモ情報(個人特記事項)を登録できること。 |
| 20 | | | 申告書受付原票のイメージ取込み、保管、照会ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|----------|---|
| 21 | 当初課税 | 当初課税(合算) | 申告書の各種資料合算処理をおこない、年度当初の課税処理ができること。 |
| 22 | | | 申告情報等の各種資料の合算をおこない、徴収区分を決定し、当初課税処理ができること。 |
| 23 | | | 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険と連携し、公的年金からの特別徴収対象者の判定がおこなえること。 |
| 24 | | | 経由機関からの年金特別徴収対象者情報を受付け、特別徴収対象者の判定ができること。 |
| 25 | | | 経由機関へ渡す年金特別徴収依頼情報を出力できること。 |
| 26 | 扶養否認登録 | | 合算処理結果を元に扶養対象でないことが判明した場合に扶養否認処理をおこない、課税額再計算処理ができること。 |
| 27 | | | 合算処理結果の扶養否認処理により、課税額の再計算ができること。税務署等への税務署連絡せんを出力できること。 |
| 28 | 承継人登録 | | 承継人の抽出管理ができること。 |
| 29 | | | 当初課税対象者中で、住民基本台帳情報より死亡者を抽出し、承継人を確認し登録処理ができること。 |
| 30 | | | 住民からの申請により、承継人を確認し、承継人登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|--|
| 31 | | | 継承人情報について、住登外管理情報より確認、照会ができること。 |
| 32 | | | 継承人情報について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 33 | | 当初通知書交付 | 賦課処理結果に基づき、通知処理ができること。 |
| 34 | | | 課税決定情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、当初通知書処理ができること。 |
| 35 | | | 課税決定情報に基づき、住登外管理情報を参照し、当初通知書処理ができること。 |
| 36 | | | 課税決定情報に基づき、収滞納管理の口座情報を参照し、当初通知書処理ができること。 |
| 37 | | | 納税義務者へ発送する当初通知書を出力できること。 |
| 38 | | | 課税決定した個人住民税情報について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 39 | | | 課税決定した個人住民税情報に基づき、294条対象者を抽出し、他市区町村への通知を出力できること。 |
| 40 | | | 課税決定した個人住民税情報について、他業務へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------------------------|---|
| 41 | | | 課税決定した個人住民税情報について、MPNへ連携できること。 |
| 42 | | 294条通知情報登録 | 他市区町村より、294条通知を受取り、該当者について他市区町村にて課税された情報を登録できること。 |
| 43 | | | 他市区町村からの294条通知について、課税情報、事由を登録できること。 |
| 44 | | 調定表出力 | 当初賦課処理結果を元に、調定表を出力できること。 |
| 45 | | | 財務会計システムへ調定情報を連携できること。 |
| 46 | 更正 | 未申告／修正申告受付登録 (普通徴収者) | 未申告者を調査し、未申告の通知処理ができること。 |
| 47 | | | 申告情報に基づき、住民基本情報を参照し、未申告者の調査処理ができること。 |
| 48 | | | 申告情報に基づき、住登外管理情報を参照し、未申告者の調査処理ができること。 |
| 49 | | | 抽出された未申告者について、未申告の通知書を出力できること。 |
| 50 | | | 地方税電子化協議会から送付された確定申告書データを受付け、申告情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|--|
| 51 | | | 税務署から送付された確定申告書データを受付け、申告情報を登録できること。 |
| 52 | | | 未申告者から送付された申告書、または修正申告書を受付け、申告情報を登録できること。 |
| 53 | | | 未申告者分の住登外情報、法人情報について、住登外管理へ連携できること。 |
| 54 | | 減免申請受付登録 | 減免の申請を受付審査処理ができること。 |
| 55 | | | 減免の申請について、審査結果を登録できること。 |
| 56 | | 更正 | 申告情報の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、税額変更処理ができること。 |
| 57 | | | 介護保険より公的年金からの特別徴収対象者の変更がおこなえること。 |
| 58 | | | 地方税電子化協議会から、年金特別徴収依頼処理結果情報を連携できること。 |
| 59 | | | 地方税電子化協議会への年金特別徴収依頼情報、各種異動通知を連携できること。 |
| 60 | | | 更正賦課処理より、他業務へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|--|
| 61 | | | 更正賦課の履歴を参照できること。 |
| 62 | | | 更正入力について、変更前・変更後を対比し変更箇所の確認ができること。 |
| 63 | | | 住民税の税額計算(シミュレーション)ができること。 |
| 64 | | 異動情報受付登録 | 特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更処理ができること。(過年分含む) |
| 65 | | | 異動分について、徴収方法の変更登録ができること。 |
| 66 | | | 人事部門からの異動届出より、給与所得者情報の変更ができること。 |
| 67 | | | 納期の特例事業所に対応した異動入力ができること。 |
| 68 | | 更正通知書交付 | 税額の変更や徴収方法の変更が発生した場合に、既徴収額を踏まえた通知処理ができること。 |
| 69 | | | 更正決定に基づき、住民基本台帳情報を参照し、更正通知書処理ができること。 |
| 70 | | | 更正決定に基づき、住登外管理情報を参照し、更正通知書処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-----------|---|
| 71 | | | 更正決定に基づき、収滞納管理の既徴収額、口座情報を参照し、更正通知書処理ができること。 |
| 72 | | | 納税義務者へ発送する更正通知書を出力できること。 |
| 73 | | | 更正決定した個人住民税情報について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 74 | | | 更正決定した個人住民税情報について、人事給与システムへ連携できること。 |
| 75 | | | 更正決定した個人住民税情報について、MPNへ連携できること。 |
| 76 | | 調定表出力(更正) | 更正処理結果より、調定表を出力できること。 |
| 77 | | | 財務会計システムへ調定情報が連携できること。 |
| 78 | 交付 | 証明書交付 | 納税義務者、または特徴義務者からの申請を受付け、各種証明書の交付に必要な情報を出力できること。 |
| 79 | | | 各種証明書交付申請に基づき、証明発行受付ができること。 |
| 80 | | | 個人基本情報、賦課情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、各種証明書の発行確認ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|--|
| 81 | | | 個人基本情報、賦課情報に基づき、住登外管理情報を参照し、各種証明書の発行確認ができること。 |
| 82 | | | 申請を受付たものに対し、各種証明書を出力できること。 |
| 83 | | 再交付 | 納税義務者、または特徴義務者からの再交付申請を受付け、通知書等の再交付に必要な情報を出力できること。 |
| 84 | | | 通知書、納付書再交付申請に基づき、発行受付ができること。 |
| 85 | | | 再交付申請により、住民基本台帳情報を参照し、通知書処理ができること。 |
| 86 | | | 再交付申請により、住登外管理情報を参照し、通知書処理ができること。 |
| 87 | | | 再交付申請により、収滞納管理の既徴収額、口座情報を参照し、通知書処理ができること。 |
| 88 | | | 申請を受付たものに対し、再交付通知書を出力できること。 |
| 89 | 照会 | 所得照会 | 他市区町村からの所得照会を受付け、回答文書に必要な情報を出力できること。 |
| 90 | | | 他市区町村からの所得照会の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
個人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|---------------------------------------|
| 91 | | | 他市区町村へ、所得照会の回答文書を作成できること。 |
| 92 | | | 他市区町村へ、所得照会書を出力できること。 |
| 93 | | 賦課情報照会 | 他業務からの照会依頼に対し、該当の賦課情報を回答できること。 |
| 94 | | | 賦課情報の必要項目について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 95 | | 送付先照会 | 収滞納管理業務からの照会依頼に対し、個人住民税の送付先を回答できること。 |
| 96 | | | 個人住民税の送付先情報について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 97 | 統計 | 統計情報作成 | 都道府県に報告するための、各種統計情報の作成処理ができること。 |
| 98 | | | 都道府県報告用の、課税状況調べ、各種統計情報に必要な情報を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
法人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------------|------------|--|
| 1 | 法人住民税基本情報登録 | 基本情報登録・修正 | 法人から提出の設立届や廃止・休業届について、受付・審査処理ができること。 |
| 2 | | | 設立届や廃止・休業届の審査内容に基づき、法人基本情報(事業年度、資本金、従業員数、産業分類コード等)の登録管理ができること。 |
| 3 | | | 申告書受付時の内容に基づき、法人基本情報(事業年度、資本金、従業員数、産業分類コード等)の登録管理ができること。 |
| 4 | | | 法人基本情報について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 5 | | | 法人基本情報に基づき、住登外管理情報を参照できること。 |
| 6 | | | 支店の情報、税理士、精算人等の情報を管理登録できること。 |
| 7 | | | 基本情報について、申告書情報と関連して履歴が管理できること。 |
| 8 | 申告書受付 | 申告案内・納付書作成 | 法人基本情報や申告書・課税台帳に基づき、申告期限月ごとに申告案内通知書や各種申告書・納付書の作成処理ができること。 |
| 9 | | | 申告書、納付書作成時、法人基本情報に基づき、住登外管理情報を参照できること。 |
| 10 | | | 法人基本情報や申告書・課税台帳に基づき、申告期限月ごとに申告案内通知書や各種申告書(予定、中間、確定)、納付書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
法人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|-------|------------|---|--|
| 11 | | | 申告書または納付書の送付先を本店・支店・税理士等に変更し、管理できること。 | |
| 12 | | 申告書登録・課税作成 | 法人や税理士事務所から提出の各種申告書(電子申告を含む)の受付・審査処理ができること。 | |
| 13 | | | 審査済み申告書に基づき、申告書・課税台帳の登録管理ができること。 | |
| 14 | | | 各種申告書の審査結果の不備について、修正依頼処理ができること。 | |
| 15 | | | 申告の内容より法人住民税賦課情報について、収滞納管理へ連携できること。 | |
| 16 | | | 調定表作成 | 申告書・課税台帳の情報より、調定表(月次・年次)を出力できること。 |
| 17 | | | 財務会計システムへ、調定情報を連携できること。 | |
| 18 | 更正・決定 | 更正・決定登録 | 法人や県税事務所に対して、法人税額等に関する調査および調査依頼処理ができること。 | |
| 19 | | | | 法人に対して、法人税額等に関する調査資料を出力できること。 |
| 20 | | | | 法人に対する調査結果の審査をおこない、更正の必要な法人について申告書・課税台帳情報を更正できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
法人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|--------|---|
| 21 | | | 県税事務所に対して、法人税額等に関する調査資料を出力できること。 |
| 22 | | | 県税事務所に対する調査結果の審査をおこない、更正の必要な法人について申告書・課税台帳情報を更正できること。 |
| 23 | | | 更正・決定の内容について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 24 | | | 更正・決定の内容について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 25 | | 調定表作成 | 申告書・課税台帳の情報より、調定表を出力できること。 |
| 26 | | | 財務会計システムへ、調定情報が連携できること。 |
| 27 | 未申告調査 | 未届法人調査 | 法務局および法人に対して、未届調査の依頼処理ができること。 |
| 28 | | | 法務局に対して、未届調査をおこなう資料を出力できること。 |
| 29 | | | 法務局からの調査結果情報の受付処理ができること。 |
| 30 | | | 法人に対して、未届調査をおこなう資料が作成できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
法人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---|--|
| 31 | | | 法人からの調査結果情報の受付処理ができること。 |
| 32 | | 未申告法人調査 | 法人基本情報と申告書・課税台帳情報より未申告法人を抽出し、未申告法人一覧等を出力できること。 |
| 33 | | | 法人に対して、未申告法人の調査資料を出力できること。 |
| 34 | | | 法人よりの調査結果情報の受付処理ができること。 |
| 35 | | | 県税事務所に対して、未申告法人の調査資料が作成できること。 |
| 36 | | | 県税事務所よりの調査結果情報の受付処理ができること。 |
| 37 | | | 法務局に対して、未申告法人の調査資料を出力できること。 |
| 38 | | | 法務局よりの調査結果情報の受付処理ができること。 |
| 39 | | | 台帳修正 |
| 40 | | 調査結果に基づき、住登外管理情報を参照し、法人基本情報及び申告書・課税台帳情報の修正ができること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
法人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------------------------------|--------|--|
| 41 | | | 修正内容に基づき、未申告通知書を出力できること。 |
| 42 | 証明(窓口) | 証明書発行 | 法人や税理士事務所からの問い合わせ・証明申請書等の受付・審査処理ができること。 |
| 43 | | | 各種証明書交付申請に基づき、証明発行の受付処理ができること。 |
| 44 | | | 法人基本情報、申告課税台帳に基づき、住登外管理情報を参照し、各種証明書の発行確認ができること。 |
| 45 | | | 申請を受付たものに対し、各種証明書を出力できること。 |
| 46 | | | 送付先照会 |
| 47 | 法人基本情報の送付先について、収滞納管理へ連携できること。 | | |
| 48 | 減免 | 基本情報修正 | 減免申請書や根拠資料(事業報告書・決算報告書・申告書等)の受付・審査処理ができること。 |
| 49 | | | 減免申請書や根拠資料(事業報告書・決算報告書・申告書等)の受付処理ができること。 |
| 50 | | | 減免の審査をおこない、減免の必要な法人について、住登外宛名情報、法人基本情報または申告書・課税台帳を修正できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
法人住民税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|--------|---|
| 51 | | | 減免結果により、減免決定通知を出力できること。 |
| 52 | 統計資料作成 | 統計資料作成 | 都道府県の依頼により、各種統計資料(交付税資料、課税状況調等)の作成処理ができること。 |
| 53 | | | 法人基本情報、申告書・課税台帳に基づき、住登外管理情報を参照し、各種統計処理ができること。 |
| 54 | | | 都道府県に報告する為の、各種統計資料(交付税資料、課税状況調等)を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|--------|--|
| 1 | 当初課税準備 | 新規車両登録 | 新規の車両登録処理ができること。 |
| 2 | | | 所有者の申請により、新規車両登録の受付処理ができること。 |
| 3 | | | 軽自動車協会の登録情報より、新規車両登録の受付処理ができること。 |
| 4 | | | 新規車両内容に基づき、住民基本台帳情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 5 | | | 新規車両内容に基づき、住登外管理情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 6 | | | 新規所有者について、住登外管理情報へ住登外者や法人情報の連携ができること。 |
| 7 | | | 他市区町村の所有者等について、課税物件異動通知書を出力できること。 |
| 8 | 車両変更登録 | 車両変更登録 | 名義変更、車台変更、標識変更、所有者変更、使用者変更等の車両変更の諸処理ができること。 |
| 9 | | | 所有者の申請により、名義変更、車台変更、標識変更、所有者変更、使用者変更等の車両変更の受付処理ができること。 |
| 10 | | | 軽自動車協会の登録情報より、名義変更、車台変更、標識変更、所有者変更、使用者変更等の車両変更の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 11 | | | 車両変更内容に基づき、住民基本台帳情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 12 | | | 車両変更内容に基づき、住登外管理情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 13 | | | 所有者の変更内容について、住登外管理情報へ連携ができること。 |
| 14 | | | 他市区町村の所有者等について、課税物件異動通知書を出力できること。 |
| 15 | | | 車両登録内容に基づき、異動履歴を参照できること。 |
| 16 | | 廃車登録 | 車両の廃車変更の諸処理ができること。 |
| 17 | | | 所有者の申請により、車両廃車の受付処理ができること。 |
| 18 | | | 軽自動車協会からの抹消情報の連絡により、車両廃車の受付処理ができること。 |
| 19 | | | 警察からの抹消情報の連絡により、車両廃車の受付処理ができること。 |
| 20 | | | 他市町村からの課税物件の連絡により、車両廃車の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|---|
| 21 | | | 車両廃車内容に基づき、住民基本台帳情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 22 | | | 車両廃車内容に基づき、住登外管理情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 23 | | 課税者情報登録 | 送付情報、記事情報、定置場情報等の登録・変更・削除ができること。 |
| 24 | | | 送付先情報、記事情報、定置場情報等について、住民基本台帳情報を参照し、課税対象者情報を登録できること。 |
| 25 | | | 送付先情報、記事情報、定置場情報等について、住登外管理情報を参照し、課税対象者情報を登録できること。 |
| 26 | | 証明書交付 | 新規登録に伴う証明書(標識交付証明書、廃車申告受付書)の出力処理ができること。 |
| 27 | | | 住民基本台帳情報を参照し、証明書発行の受付処理ができること。 |
| 28 | | | 住登外管理情報を参照し、証明書発行の受付処理ができること。 |
| 29 | | | 新規登録に伴う証明書(標識交付証明書、廃車申告受付書)を出力できること。 |
| 30 | | | 標識 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------------------------|--|
| 31 | 当初課税 | 当初課税 | 課税対象者情報及び車両賦課情報に基づき、当初課税処理ができること。 |
| 32 | | 当初納付書発付 | 賦課処理結果に基づき、当初納付書の作成処理ができること。 |
| 33 | | | 賦課処理結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、当初納付書を出力できること。 |
| 34 | | | 賦課処理結果に基づき、住登外管理情報を参照し、当初納付書を出力できること。 |
| 35 | | | 賦課処理結果に基づき、収滞納管理情報の納付状況を参照し、当初納付書を出力できること。 |
| 36 | | | 課税決定した車両賦課情報について、収滞納管理へ連携できること。 |
| 37 | | | 課税決定した車両賦課情報を基に基づいて、MPNへ連携できること。 |
| 38 | | | 調定表作成 |
| 39 | | 財務会計システムへ調定情報が連携できること。 | |
| 40 | | 更正 | 更正申告受付登録 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 41 | | | 納税義務者の申請等により、課税漏れ、職権抹消、課税取消等の課税更正に関する変更情報の受付処理ができること。 |
| 42 | | | 課税更正内容に基づき、住民基本台帳情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 43 | | | 課税更正内容に基づき、住登外管理情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 44 | | 減免申告 | 減免に関する申請を受付け、変更情報を登録できること。 |
| 45 | | | 納税義務者より、減免に関する申請の受付処理ができること。 |
| 46 | | | 減免変更内容に基づき、住民基本台帳情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 47 | | | 減免変更内容に基づき、住登外管理情報を参照し、車両賦課情報を登録できること。 |
| 48 | | 税額変更 | 課税更正、減免等による、税額変更処理ができること。 |
| 49 | | | 課税更正、減免等により税額の変更がある場合に、収納滞納管理情報を参照し、税額変更処理ができること。 |
| 50 | | | 税額変更内容について、収滞納管理へ連携ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|------------------------|--|
| 51 | | | 税額変更内容について、MPNへ連携ができること。 |
| 52 | | 証明書交付 | 税額変更が発生した場合に、証明書(税額変更通知書)を作成処理ができること。 |
| 53 | | | 税額変更内容に基づき、住民基本台帳情報を参照し、証明書作成処理ができること。 |
| 54 | | | 税額変更内容に基づき、住登外管理情報を参照し、証明書作成処理ができること。 |
| 55 | | | 税額変更内容に基づき、収滞納管理情報を参照し、証明書作成処理ができること。 |
| 56 | | | 税額変更内容より、証明書、通知書(税額変更通知書)を出力できること。 |
| 57 | | | 調定表作成 |
| 58 | | 財務会計システムへ調定情報を連携できること。 | |
| 59 | 交付・通知 | 証明書交付 | 納税義務者からの申請を受け、各種証明書(継続検査用軽自動車税納付証明書など)の出力処理ができること。 |
| 60 | | | 各種証明書交付申請に基づき、証明発行の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-----|--|
| 61 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、各種証明書の作成処理ができること。 |
| 62 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、住登外管理情報を参照し、各種証明書の作成処理ができること。 |
| 63 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、収滞納管理情報を参照し、各種証明書の作成処理ができること。 |
| 64 | | | 申請を受付けたものに対し、各種証明書(継続検査用軽自動車税納付証明書等)を出力できること。 |
| 65 | | 再交付 | 納税義務者からの再交付申請を受付け、証明書を再出力処理ができること。 |
| 66 | | | 各種証明書の再交付申請に基づき、証明書再発行受付ができること。 |
| 67 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、各種証明書の再作成処理ができること。 |
| 68 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、住登外管理情報を参照し、各種証明書の再作成処理ができること。 |
| 69 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、収滞納管理情報を参照し、各種証明書の再作成処理ができること。 |
| 70 | | | 申請を受付けたものに対し、各種証明書を再出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|---|
| 71 | | 通知書発行 | 各種通知書(転出、死亡など)の出力処理ができること。 |
| 72 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、各種通知書の作成処理ができること。 |
| 73 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、住登外管理情報を参照し、各種通知書の作成処理ができること。 |
| 74 | | | 課税対象者情報、車両賦課情報に基づき、収滞納管理情報を参照し、各種通知書の作成処理ができること。 |
| 75 | | | 納税義務者へ送付する、各種通知書(死亡、転出等)を出力できること。 |
| 76 | 照会 | 物件照会 | 他市町村からの照会を受け、回答文書に必要な情報を出力できること。 |
| 77 | | | 他市区町村からの物件照会文書の受付処理ができること。 |
| 78 | | | 他市区町村への回答文書を出力できること。 |
| 79 | | | 警察からの物件照会文書の受付処理ができること。 |
| 80 | | | 警察への回答文書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
軽自動車税

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|--------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 81 | | | 関係部署からの物件照会文書の受付処理ができること。 | |
| 82 | | | 関係部署への回答文書を出力できること。 | |
| 83 | | | 生活保護へ軽自動車車両情報を連携できること。 | |
| 84 | | | 送付先照会 | 他業務システムに対し、車両情報で管理している送付先情報を提供できること。 |
| 85 | | | 軽自動車税の送付先情報について、収滞納管理へ連携できること。 | |
| 86 | 統計 | 統計情報作成 | 都道府県報告用の、各種統計(集計)情報に必要な情報の作成処理ができること。 | |
| 87 | | | 都道府県に報告する為の、各種統計(集計)情報を出力できること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|--------|---|
| 1 | 賦課情報受取 | 賦課情報登録 | 各税業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録できること。更正があった情報については、更正後の賦課情報の受取処理ができること。 |
| 2 | | | 固定資産税より賦課情報を受け取り、収納情報に登録できること。 更正があった情報については、更正処理後の賦課情報を登録できること。 |
| 3 | | | 個人住民税より賦課情報を受け取り、収納情報に登録できること。 更正があった情報については、更正処理後の賦課情報を登録できること。 |
| 4 | | | 法人住民税より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録できること。 更正があった情報については、更正処理後の賦課情報を登録できること。 法人の場合は、納付情報も受取り、賦課情報登録後に消込処理ができること。 |
| 5 | | | 軽自動車税より賦課情報を受け取り、収納情報に登録できること。 更正があった情報については、更正処理後の賦課情報を登録できること。 |
| 6 | | | 国民健康保険より賦課情報を受け取り、収納情報に登録できること。 更正があった情報については、更正処理後の賦課情報を登録できること。 |
| 7 | | | 賦課業務にて調定更正があった場合、更正履歴を参照できること。 |
| 8 | | | 各税賦課情報より連携された送付先情報について、管理できること。 |
| 9 | 収納 | 窓口等収納 | 納税義務者または各外部機関より各種納付情報を受け取り、消込用データの作成処理ができること。 |
| 10 | | | 指定金融機関より納入済情報を受け取り、消込用データを作成できること。(法人の見込納付、調定なし納付の場合も、消込用データとして保存できること。) |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|----|---|---|
| 11 | | | MPNより納付情報を受け取り、消込用データを連携できること。 | |
| 12 | | | コンビニより収納情報を受け取り、消込用データを連携できること。 | |
| 13 | | | 個人住民税年金特徴分について、消込用データを連携できること。 | |
| 14 | | | 消込用データについて、収納情報の消込処理ができること。また、滞納分の納付について、滞納情報の更新ができること。 | |
| 15 | | | 消込結果より、財務会計システムより収納金情報との照合チェックができること。 | |
| 16 | | | 日計表、日次決算資料等を出力できること。 | |
| 17 | | | 口座振替収納・管理 | 納税者より、口座振替申込を受け付け、銀行へ照会し、納付方法を登録処理ができること。 |
| 18 | | | | 納税者より、口座振替申込の受付処理ができること。 |
| 19 | | | | 受付けた口座振替申込について、金融機関への照会処理ができること。 |
| 20 | | | | 金融機関よりの口座照会結果により、納付方法、口座情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|--|
| 21 | | | 納税者より、口座振替に関する変更・取消の申込を受け付ける。口座取消について、金融機関へ依頼、及び金融機関からの連絡を受け取り、変更処理ができること。 |
| 22 | | | 納税者より、口座振替に関する変更・取消の申込の受付処理ができること。 |
| 23 | | | 受付けた口座変更・取消申込について、金融機関への照会処理ができること。 |
| 24 | | | 金融機関よりの口座照会結果により、納付方法、口座情報を更新できること。 |
| 25 | | | 口座振替を行う金融機関に対し、納税者ごとの請求情報の作成処理ができること。 |
| 26 | | | 口座振替処理について、金融機関へ送付する納税者ごとの請求情報を登録できること。 |
| 27 | | | 口座振替請求後に納付や口座取消があった分について、口座振替停止依頼書を作成し、金融機関に振替停止の依頼処理ができること。 |
| 28 | | | 口座振替請求後の変更分について、口座振替停止依頼書を出力できること。 |
| 29 | | | 口座振替納税者の振替済み／振替不能情報の受入処理ができること。 |
| 30 | | | 金融機関より口座振替納税者の振替済み／振替不能情報を受け、収納情報を更新できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|---|
| 31 | | | 口座振替できなかった納税者に対し、不能通知の作成処理ができること。 |
| 32 | | | 口座振替不能分の収納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、不能通知処理ができること。 |
| 33 | | | 口座振替不能分の収納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、不能通知処理ができること。 |
| 34 | | | 口座振替できなかった納税者に対し、口座振替不能通知書を作成できること。 |
| 35 | | | 口座振替できた納税者に対し、口座振替納付済通知書の作成処理ができること。 |
| 36 | | | 口座振替済みの収納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、納付済通知処理ができること。 |
| 37 | | | 口座振替済みの収納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、納付済通知処理ができること。 |
| 38 | | | 口座振替済みの収納情報に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、納付済通知処理ができること。 |
| 39 | | | 口座振替できた納税者に対し、口座振替納付済通知書を作成できること。 |
| 40 | | | 各税業務に対して、口座振替用の口座情報を提供できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|---|
| 41 | | | 各税業務に対して、口座振替申込内容の口座情報を連携できること。 |
| 42 | | 還付・充当 | 収納情報より、過誤納情報を抽出し、過誤納一覧を作成できること。 |
| 43 | | | 過誤納過情報に基づき、充当で歳出の場合は、会計部門へ送付する充当一覧、納付書を出力できること。 |
| 44 | | | 過誤納過情報に基づき、充当で歳入の場合は、住民基本台帳情報を参照し、充当処理ができること。 |
| 45 | | | 過誤納過情報に基づき、充当で歳入の場合は、住登外管理情報を参照し、充当処理ができること。 |
| 46 | | | 納税義務者に対して充当通知書を出力できること。 |
| 47 | | | 過誤納過情報に基づき、充当先がない場合は、住民基本台帳情報を参照し、還付通知処理ができること。 |
| 48 | | | 過誤納過情報に基づき、充当先がない場合は、住登外管理情報を参照し、還付通知処理ができること。 |
| 49 | | | 充当先がなく還付となる場合は、納税義務者に対して還付金・加算金支払通知書を出力できること。 |
| 50 | | | 還付対象者から、還付する口座振込依頼書を受付け、還付情報を更新できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|-------|--|
| 51 | | | 還付(振込)情報を会計部門へ引き渡し、還付(振込)の依頼処理ができること。 |
| 52 | | | 会計部門より還付済結果を受取り、収納情報を更新できること。 |
| 53 | | | 財務会計システムへ還付情報を連携できること。 |
| 54 | | | 還付未済者に対して、還付督促等の通知管理ができること。 |
| 55 | 滞納管理 | 滞納者抽出 | 収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録できること。 |
| 56 | | 督促・催告 | 滞納者に対する督促状の作成処理ができること。 |
| 57 | | | 滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、滞納者抽出(督促)処理ができること。 |
| 58 | | | 滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、滞納者抽出(督促)処理ができること。 |
| 59 | | | 滞納情報に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、滞納者抽出(督促)処理ができること。 |
| 60 | | | 滞納者に対して、督促状を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|--|
| 61 | | | 滞納者に対して、督促停止を登録管理できること。 |
| 62 | | | 督促しても、納付しない納税者に対し、段階別に催告書の作成処理ができること。 |
| 63 | | | 滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、滞納者抽出(催告)処理ができること。 |
| 64 | | | 滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、滞納者抽出(催告)処理ができること。 |
| 65 | | | 滞納情報に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、滞納者抽出(催告)処理ができること。 |
| 66 | | | 滞納者に対して、催告書を出力できること。 |
| 67 | | | 滞納者に対して、催告停止を登録管理できること。 |
| 68 | | | 滞納者に対する臨戸・調査の結果を報告できるよう、情報の登録管理ができること。 |
| 69 | | | 滞納者に対する臨戸・調査をおこない、その折衝内容を滞納情報へ登録できること。 |
| 70 | | | 担当者及び徴収員のスケジュール(次回訪問予定)や折衝記録の約束事項を登録管理できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 71 | | | 条件設定等により、担当者や徴収員の登録ができること。 |
| 72 | | 相談対応 | 納税義務者より、徴収猶予の申請の受付処理ができること。 |
| 73 | | | 納税義務者より、徴収猶予の申請を受け、滞納情報へ審査結果を登録できること。 |
| 74 | | | 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書の受付処理ができること。 |
| 75 | | | 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け、滞納情報の誓約情報を登録できること。 |
| 76 | | | 納税義務者の納税計画に対する履行、不履行の状況について、滞納情報を管理できること。 |
| 77 | | | 納税義務者より、延滞金減免の申請の受付処理ができること。 |
| 78 | | | 納税義務者より、延滞金減免の申請を受け、滞納情報へ審査結果を登録できること。 |
| 79 | | | 納付納入の受託について、滞納情報へ登録できること。 |
| 80 | | | 納付納入受託証書等を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|--|
| 81 | | 処分 | 収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査処理ができること。 |
| 82 | | | 収滞納情報に基づき、他市区町村への滞納者の状況調査用の資料を出力できること。 |
| 83 | | | 他市区町村からの回答文書に従い、滞納情報へ財産情報を登録できること。 |
| 84 | | | 収滞納情報に基づき、法務局への財産に関する調査用の資料を出力できること。 |
| 85 | | | 法務局からの回答文書に従い、滞納情報へ財産情報を登録できること。 |
| 86 | | | 収滞納情報に基づき、金融機関への預貯金に関する調査用の資料を出力できること。 |
| 87 | | | 金融機関からの回答文書に従い、滞納情報へ財産情報を登録できること。 |
| 88 | | | 収滞納情報に基づき、税務署、県税事務所への財産に関する調査用の資料を出力できること。 |
| 89 | | | 税務署、県税事務所からの回答文書に従い、滞納情報へ財産情報を登録できること。 |
| 90 | | | 収滞納情報に基づき、財産調査にあたり、固定資産税の地番情報を連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|----|---|
| 91 | | | 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求の登録処理ができること。 |
| 92 | | | 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、滞納情報へ交付要求情報が登録できること。 |
| 93 | | | 裁判所、破産管財人、行政機関等に対して、交付要求手続処理ができること。 |
| 94 | | | 滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、交付要求対通知処理ができること。 |
| 95 | | | 滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、交付要求対通知処理ができること。 |
| 96 | | | 滞納情報に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、交付要求対通知処理ができること。 |
| 97 | | | 滞納者に対して、交付要求通知書等を出力できること。 |
| 98 | | | 財産情報及び滞納情報に基づき、差押書の作成処理ができること。 |
| 99 | | | 財産情報及び滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、差押書通知処理ができること。 |
| 100 | | | 財産情報及び滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、差押書通知処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|----|--|
| 101 | | | 財産情報及び滞納情報に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、差押書通知処理ができること。 |
| 102 | | | 滞納者に対して、差押書等を出力できること。 |
| 103 | | | 財産を差し押さえ、差押情報の管理ができること。 |
| 104 | | | 財産を差し押さえ、滞納情報へ差押情報を登録できること。 |
| 105 | | | 差し押さえた財産に基づき、公売を行い、換価情報を登録できること。 |
| 106 | | | 差し押さえた財産に基づき、住民基本台帳情報を参照し、換価通知処理ができること。 |
| 107 | | | 差し押さえた財産に基づき、住登外管理情報を参照し、換価通知処理ができること。 |
| 108 | | | 差し押さえた財産に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、換価通知処理ができること。 |
| 109 | | | 滞納者に対して、換価通知書を出力できること。 |
| 110 | | | 納税義務者より、換価猶予の申請を受付け、滞納情報へ審査結果を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|-------|--|
| 111 | | | 徴収不能者について、滞納処分の執行を停止し、滞納情報へ執行停止情報を登録できること。 |
| 112 | | | 滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、執行停止通知処理ができること。 |
| 113 | | | 滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、執行停止通知処理ができること。 |
| 114 | | | 滞納情報に基づき、各税より連携の送付先住所を参照し、執行停止通知処理ができること。 |
| 115 | | | 滞納者に対して、執行停止通知書を出力できること。 |
| 116 | | | 滞納者に対して、繰上徴収を登録管理できること。 |
| 117 | | | 繰上徴収決議書・通知書を出力できること。 |
| 118 | | 滞納者情報 | 滞納者に対して、文書発送記録、折衝記録を登録管理できること。 |
| 119 | | | 滞納処分に対する、不服申し立ての登録管理ができること。 |
| 120 | | | 未納額明細を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|---|
| 121 | 決算 | 不納欠損 | 執行停止及び時効により、納税義務が消滅した時は、年度末に滞納情報へ不納欠損処理(抹消)ができること。 |
| 122 | | | 不納欠損情報について、財務会計システムへ連携できること。 |
| 123 | | 滞納繰越 | 前年度の滞納分について、滞納繰越処理ができること。 |
| 124 | | 収納情報更新 | 滞納繰越情報、執行停止情報に基づき、年度切替処理として、収納情報を更新できること。 |
| 125 | 交付 | 証明書交付 | 納税義務者、または特徴義務者からの申請を受付け、各種証明書の作成処理ができること。 |
| 126 | | | 納税証明書交付申請に基づき、証明発行受付ができること。 |
| 127 | | | 収納・滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、証明書発行処理ができること。 |
| 128 | | | 収納・滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し、証明書発行処理ができること。 |
| 129 | | | 特別徴収者の場合について、個人住民税及び収納・滞納情報を参照し、特徴分の各種証明書の発行確認ができること。 |
| 130 | | | 証明申請者について、納税証明書等を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|-----|----|-----|---|-------------------------------------|
| 131 | | | 申告用の納付証明書を出力できること。 | |
| 132 | | 再交付 | 納税義務者からの申請を受付け、納付書の再発行処理ができること。 | |
| 133 | | | 申請に基づき、再発行受付処理ができること。 | |
| 134 | | | 収納・滞納情報に基づき、住民基本台帳情報を参照し、納付書の再発行処理ができること。 | |
| 135 | | | 収納・滞納情報に基づき、住登外管理情報を参照し納付書の再発行処理ができること。 | |
| 136 | | | 申請者に対し、再発行納付書を出力できること。 | |
| 137 | | | 申請者に対し、郵便振替用納付書を出力できること。 | |
| 138 | 照会 | | 収納情報照会 | 各機関の照会依頼に対し、該当の課税・収滞納情報の回答処理ができること。 |
| 139 | | | | 各機関の照会依頼について、受付処理ができること。 |
| 140 | | | | 各機関への照会結果の回答文書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
 収滞納管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|---|
| 141 | | | 収納・滞納情報について、他業務へ連携できること。 |
| 142 | | | 収納・滞納情報について、住民基本台帳へ連携できること。 |
| 143 | | | 収納・滞納情報について、財務会計システムへ連携できること。 |
| 144 | | 名寄・履歴 | 収納・滞納情報について、個人、法人での、名寄せ照会ができること。 |
| 145 | | | 収納・滞納情報について、納付方法や還付・充当を含めた収納履歴が参照できること。 |
| 146 | 統計 | 統計情報作成 | 必要な統計資料を作成し、該当機関へ報告資料作成処理ができること。 |
| 147 | | | 県への報告用の統計資料を出力できること。 |
| 148 | | | 県税事務所への報告用の統計資料を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住登外・宛名管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|---------|--|
| 1 | 住登外管理 | 住登外情報登録 | 住登外者の情報について、登録管理ができること。 |
| 2 | | | 新規登録者について、住民基本台帳情報を参照し、住登外者の情報の登録ができること。 |
| 3 | | | 他業務からの新規登録者について、住登外者情報の連携及び登録ができること。 |
| 4 | | 住登外情報変更 | 住登外者情報について、更新処理ができること。 |
| 5 | | | 他業務からの登録者情報の変更について、住登外者情報の連携及び更新ができること。 |
| 6 | | 住登外情報照会 | 住登外者情報について、照会処理ができること。 |
| 7 | | | 他業務からの連携について、住登外者情報の照会及び提供ができること。 |
| 8 | 法人管理 | 法人情報登録 | 法人の情報について、登録管理ができること。 |
| 9 | | | 他業務からの法人分の新規登録者について、法人情報の連携及び登録ができること。 |
| 10 | | 法人情報変更 | 法人情報について、更新処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住登外・宛名管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------|--------|--|
| 11 | | | 他業務からの法人分の登録者情報の変更について、法人情報の連携及び更新ができること。 |
| 12 | | 法人情報照会 | 法人情報について、照会処理ができること。 |
| 13 | | | 他業務からの法人分の連携について、法人情報の照会及び提供ができること。 |
| 14 | その他宛名管理 | 送付先管理 | 送付先情報について、業務ごとに連携し各々個別に登録管理できること。 |
| 15 | | 同一人管理 | 複数の宛名番号が付番されている宛名情報に関して、番号を関連づけて管理できること。 |
| 16 | | 共有者管理 | 共有者管理について、共有代表者、メンバや区分所有代表者等の情報も登録管理できること。 |
| 17 | | 管理人登録 | 管理人情報について、納税管理人、相続人代表者等を業務ごとに登録管理できること。 |
| 18 | | 関連人登録 | 関連人情報について、税理士、清算人、担当者等を業務ごとに登録管理できること。 |
| 19 | | 支店管理 | 法人情報について、本店と支店やグループ企業としての関係を管理することができること。 |
| 20 | | その他管理 | 住登外情報について、調査結果、メモ情報、備考欄等を業務ごとに登録管理できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
住登外・宛名管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|----------|---|
| 21 | 口座振替管理 | 口座登録管理 | 口座情報について、業務(税目)ごとに連携し各々個別に登録管理できること。 |
| 22 | 納税貯蓄組合 | 納税貯蓄組合管理 | 納税貯蓄組合について、業務(税目)ごとに連携し各々個別に登録管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------|---|
| 1 | 資格管理 | 資格異動 | 住民の異動に伴い、国民健康保険の資格について、登録管理ができること。 |
| 2 | | | 住民の異動届出及び職権により、国保の資格の取得、喪失、変更ができること。 |
| 3 | | | 住民に対して、の被保険者証(一般・退職分)を出力できること。 |
| 4 | | | 施設からの入所(退所)連絡表により、国保の住所地特例の該当(非該当)登録ができること。 |
| 5 | | | 他市区町村の住所地特例連絡表により、国保の住所地特例の該当(非該当)登録ができること。 |
| 6 | | | 他市区町村からの施設入所者について、住所地特例連絡表を出力できること |
| 7 | | | 国保連合会(又は、年金保険者)からの年金受給者情報より、退職者該当・非該当のチェックができること。(経過措置) |
| 8 | | | 国保連合会に対して、国民健康保険情報を連携できること。 |
| 9 | | | 社会保険事務所からの年金未納情報により、資格情報を登録できること。 |
| 10 | | | 他医療保険者からの加入情報により、資格情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|---|
| 11 | | | 資格情報について、住民基本台帳へ連携できること。 |
| 12 | | | 資格情報の登録更新について、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 13 | | | 資格情報の登録更新について、住登外管理情報を参照できること。 |
| 14 | | | 資格情報の登録更新について、障害者福祉情報を参照できること。 |
| 15 | | | 資格情報の登録更新について、後期高齢者医療情報を参照できること。 |
| 16 | | | 資格情報の登録更新について、ひとり親医療情報を参照できること。 |
| 17 | | | 国民健康保険情報について、介護保険へ連携できること。 |
| 18 | | | 国民健康保険情報について、他業務へ連携できること。 |
| 19 | | | 資格世帯状況について、国保被保険者台帳を出力できること。 |
| 20 | | | 国保資格情報について、年齢65歳到達で退職国保(扶養含む)該当者の抽出・変更ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|---|
| 21 | | | 国保資格情報について、年齢75歳到達で国保喪失(後期高齢者取得)該当者の抽出・異動ができること。 |
| 22 | | | 国保資格情報について、国保得喪等の資格の履歴が参照できること。 |
| 23 | | 前期高齢者 | 前期高齢者(70歳以上、74歳以下)に対し、情報を管理できること。 |
| 24 | | | 前期高齢者(70歳以上、74歳以下)について、住民基本台帳情報、個人住民税情報を参照し、負担割合を判定できること。 |
| 25 | | | 前期高齢者に対し、高齢受給者証を出力できること。 |
| 26 | | 滞納者対策 | 保険料納付状況により、滞納者を抽出し、滞納者対策ができること。 |
| 27 | | | 滞納管理情報の保険料納付状況により、滞納者対策の抽出処理ができること。 |
| 28 | | | 滞納者について、(1)住民基本台帳情報を参照し、短期被保険者証及び資格者証の作成処理ができること。 |
| 29 | | | 滞納者に対して、弁明書または、短期被保険者証及び資格者証を出力できること。 |
| 30 | | | 滞納者に対して、証返還請求通知書、弁明書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----------|--|
| 31 | | | 証の発行状況について、個人ごとに現在交付中の保険証種類、有効期限、未納状況の管理ができること。 |
| 32 | | 特定同一世帯所属 | 後期高齢者医療加入により資格喪失した被保険者について緩和措置対象者(5年)として、資格管理ができること。 |
| 33 | | | 住民基本台帳の異動情報(転出)に基づき、特定同一世帯所属者連絡票の受付処理ができること。 |
| 34 | | | 異動者について、特定同一世帯所属者連絡票を出力できること。 |
| 35 | | 旧被扶養者 | 被用者保険加入者で本人が後期高齢者医療制度に加入したため被扶養者を外れ、国民健康保険に加入する被保険者を2年間の緩和措置対象者として、資格管理ができること。 |
| 36 | | | 住民基本台帳の異動情報(転出)に基づき、旧被扶養者連絡票の受付処理ができること。 |
| 37 | | | 異動者について、旧被扶養者連絡票を出力できること。 |
| 38 | 賦課管理 | 所得資産 | 住民税システム及び固定資産税システムより、所得情報、資産情報の取込処理ができること。 |
| 39 | | | 住民からの簡易申告書等に基づき、所得情報を登録できること。 |
| 40 | | | 固定資産税情報より、資産情報の取込処理を連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|---|
| 41 | | | 個人住民税情報より、所得情報の取込処理を連携できること。 |
| 42 | | | 他市区町村からの、所得参照文書より、所得情報を登録できること。 |
| 43 | | | 所得資産調査について、(1)住民基本台帳情報を参照し、簡易申告書、所得参照文書等の作成処理ができること。 |
| 44 | | | 住民に対して、簡易申告書を出力できること。 |
| 45 | | | 他市区町村に対して、所得参照文書を出力できること。 |
| 46 | | 当初賦課計算 | 4/1仮算定処理及び住民税額確定後(6月初～7月)に行う本算定処理にて、当該年度の国民健康保険料(税)の賦課処理ができること。 |
| 47 | | | 仮算定処理及び住民税額確定後の本算定処理について、収滞納管理情報を参照し、国民健康保険料(税)の当初賦課処理ができること。 |
| 48 | | | 当初賦課情報及び送付先情報について、(9)収滞納管理情報へ連携できること。 |
| 49 | | | 住民に対して、当初納入通知書を出力できること。 |
| 50 | | | 財務会計システムへ、当初調定情報を連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|--|
| 51 | | | 賦課決定した国民健康保険賦課情報について、MPNへ連携できること。 |
| 52 | | 賦課更正 | 資格異動、所得資産異動に伴い、当該年度の賦課の更正処理ができること。 |
| 53 | | | 資格異動、所得資産異動に基づき、収滞納管理情報を参照し、賦課の更正処理ができること。 |
| 54 | | | 更正結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、更正決定通知の作成処理ができること。 |
| 55 | | | 住民に対して、更正決定通知書を出力できること。 |
| 56 | | | 更正賦課情報及び送付先情報について、収滞納管理情報へ連携できること。 |
| 57 | | | 財務会計システムへ、更正調定情報を連携できること。 |
| 58 | | | 更正決定した国民健康保険賦課情報について、MPNへ連携できること。 |
| 59 | | | 更正賦課の履歴を参照できること。 |
| 60 | | 減免 | 住民の減免申請(所得激変(貧困)、災害等)により国民健康保険料(税)の免除、減額の受付審査処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|---|
| 61 | | | 減免申請に基づき、国民健康保険料(税)の免除、減額処理ができること。 |
| 62 | | | 減免結果に基づき、住登外管理情報を参照し、減免更正決定通知の作成処理ができること。 |
| 63 | | | 住民に対して、減免決定(却下)通知書を出力できること。 |
| 64 | | | 賦課情報及び送付先情報について、収滞納管理情報へ連携できること。 |
| 65 | | 納通再出力 | 国民健康保険料(税)の決定通知のため、納入通知書(更正通知書)及び納付書の再発行処理ができること。 |
| 66 | | | 更正結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、更正分納付書の再作成処理ができること。 |
| 67 | | | 更正結果に基づき、住登外管理情報を参照し、更正分納付書の再作成処理ができること。 |
| 68 | | | 納入通知書(更正通知書)及び納付書を再出力できること。 |
| 69 | | 特別徴収対象決定 | 特別徴収依頼情報、特別徴収中止依頼情報、普通／特別徴収対象者を判定の管理ができること。 |
| 70 | | | 65歳以上の納税義務者について、介護保険情報を参照し、普通／特別徴収の対象者判定処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|--------|--|
| 71 | | | 特別徴収依頼情報について、介護保険へ連携できること。 |
| 72 | | | 特別徴収依頼情報について、個人住民税へ連携できること。 |
| 73 | | | 国保特別徴収結果情報より、特別徴収分について納付情報を収滞納管理へ連携できること。 |
| 74 | | | 仮計算機能(シュミレーション) |
| 75 | 給付管理 I | レセプト取込 | 国保連合会より送付されてくるレセプト情報を取込み、チェック処理ができること。 |
| 76 | | | レセプト情報の取込処理ができること。 |
| 77 | | | レセプト情報について、住民基本台帳情報を参照し、エラーチェックをおこない、エラー情報を修正できること。 |
| 78 | | レセプト審査 | レセプト情報と資格情報を突合せ、過誤・再審査チェックを行う。また、診療期間の誤りではなく住民の意図的な被保険者証の誤使用の場合は、不当利得に情報を引き継ぐ処理ができること。 |
| 79 | | | レセプト情報について、資格情報を参照し、過誤・再審査のチェック処理ができること。 |
| 80 | | | 高額医療費 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-----|---|
| 81 | | | 抽出した保険者について、申請勧奨通知を出力できること。 |
| 82 | | | 住民から高額療養費支給申請により、高額療養費支給決定ができること。または、高額療養費の給付を受ける前の、貸付支給ができること。 |
| 83 | | | 高額療養費支給決定時、介護保険資格より高額給付状況が連携できること。 |
| 84 | | | 高額療養費支給決定時、介護保険資格へ支給額計算結果を連携できること。 |
| 85 | | | 高額療養費支給決定に基づき、住民基本台帳情報を参照し、支給決定通知作成処理ができること。 |
| 86 | | | 支給決定通知作成処理より、支給決定通知を出力できること。 |
| 87 | | | 介護保険へ高額医療費支給計算後の国民健康保険情報を連携できること。 |
| 88 | | | 財務会計システムへ、支払情報を連携できること。 |
| 89 | | 医療費 | 海外や急病による保険証提示が出来なかった場合の住民からの療養費支給申請により、療養費支給処理ができること。 |
| 90 | | | レセプト情報からの柔道整復施術療養費支給申請に基づき、療養費支給決定ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|---|---|
| 91 | | | 住民からの療養費支給申請に基づき、療養費支給決定ができること。 |
| 92 | | | 療養費支給決定に基づき、住民基本台帳情報を参照し、支給決定通知作成処理ができること。 |
| 93 | | | 支給決定通知作成処理より、支給決定通知を出力できること。 |
| 94 | | | 財務会計システムへ、支払情報を連携できること。 |
| 95 | | 出産育児一時金 | 住民から出産育児一時金支給申請により、支給決定、貸付支給の受付処理ができること。 |
| 96 | | 住民からの出産育児一時金支給申請、葬祭費支給申請に基づき、支給決定ができること。または出産育児一時金の支給を受ける前の、貸付支給ができること。 | |
| 97 | | 出産育児一時金支給決定に基づき、住民基本台帳情報を参照し、支給決定通知作成処理ができること。 | |
| 98 | | 支給決定通知作成処理より、支給決定通知を出力できること。 | |
| 99 | | 財務会計システムへ、支払情報を連携できること。 | |
| 100 | | 不当利得 | レセプト審査処理において、不当利得と判定された場合、医療費保険者負担金額の返還請求手続きができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|-------|--|
| 101 | | | 不当利得分について、医療費保険者負担金額の返還請求処理ができること。 |
| 102 | | | 返還請求結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、不当利得通知、変換請求処理ができること。 |
| 103 | | | 通知作成処理より、不当利得通知、変換請求書を出力できること。 |
| 104 | | | 財務会計へ、支払情報を連携できること。 |
| 105 | | 第三者行為 | 事故、事件によって生じた診療に対し、加害者(保険会社)に医療費保険者負担金額の返還請求処理ができること。 |
| 106 | | | 事故、事件によって生じた診療に対し、住民(被害者)への疾病内容確認ができること。 |
| 107 | | | 住民(被害者)への疾病内容確認による、回答確認、事故報告書の受付処理ができること。 |
| 108 | | | 住民基本台帳情報を参照し、医療費保険者負担金額の返還請求処理ができること。 |
| 109 | | | 返還請求処理より、加害者(保険会社)への第三者行為請求書、納付書を出力できること。 |
| 110 | | | 加害者(保険会社)から、返還された納付の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|---|-------|--|
| 111 | | | 財務会計へ、支払情報を連携できること。 |
| 112 | 給付管理Ⅱ | 負担金減免 | 一時的に生活が困窮したとき、申請・審査により一部負担金の減額・免除処理ができること。 |
| 113 | | | 住民の申請により、一部負担金の減額・免除についての受付、審査処理ができること。 |
| 114 | | | 減額免除申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、減額免除処理ができること。 |
| 115 | | | 減額免除処理により、減額免除決定通知書を出力できること。 |
| 116 | | | 標準負担額減額 |
| 117 | 住民税非課税世帯者からの申請により、標準負担額減額についての受付、審査処理ができること。 | | |
| 118 | 標準負担額減額申請に基づき、(1)住民基本台帳情報を参照し、減額処理ができること。 | | |
| 119 | 減額処理により、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を出力できること。 | | |
| 120 | | 特定疾病 | 人工透析等の特殊な疾病患者の特定疾病申請により特殊疾病療養費受給者証の作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民健康保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|------|--|
| 121 | | | 特定疾申請により、特定疾病についての受付、審査処理ができること。 |
| 122 | | | 特定疾申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、特定疾申請受給者証処理ができること。 |
| 123 | | | 特定疾申請受給者証を出力できること。 |
| 124 | 統計 | 統計資料 | 国民健康保険の資格・賦課・給付情報より統計資料の作成処理ができること。 |
| 125 | | | 国民健康保険の資格・賦課・給付情報より、都道府県へ報告用の統計資料を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------|---|
| 1 | 資格異動 | 資格取得 | 住民からの届出により、資格取得の登録管理ができること。(免除除く20歳到達、2号から移行、任意加入等) |
| 2 | | | 住民からの資格取得届出、種別変更(第1号被保険者)届出に基づき、新規資格情報を登録できること。 |
| 3 | | | 資格情報の登録更新時について、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 4 | | | 資格情報の登録更新時について、国民健康保険情報を参照できること。 |
| 5 | | | 国民年金情報について、住民基本台帳、児童手当へ連携できること。 |
| 6 | 転入 | 転入 | 住民からの異動届(転入)により、資格情報の登録管理ができること。 |
| 7 | | | 異動情報に基づき、資格情報を登録できること。 |
| 8 | | | 資格情報の登録更新時について、社会保険事務所の被保険者情報を確認できること。 |
| 9 | | | 資格情報の登録更新時について、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 10 | | | 資格情報の登録更新時について、国民健康保険情報を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|----|---------------------------------|-----------------------------------|
| 11 | | | 国民年金情報について、住民基本台帳、児童手当へ連携できること。 | |
| 12 | | | 種別変更 | 住民からの届出により、種別変更の登録管理ができること。 |
| 13 | | | | 住民からの種別変更届出に基づき、種別変更ができること。 |
| 14 | | | | 国民年金情報について、住民基本台帳へ連携できること。 |
| 15 | | 転出 | 他市町村からの異動により、転出の登録管理ができること。 | |
| 16 | | | 転入通知届出に基づき、転出の登録ができること。 | |
| 17 | | | 資格情報の更新時について、住民基本台帳情報を参照できること。 | |
| 18 | | | 国民年金情報について、住民基本台帳、児童手当へ連携できること。 | |
| 19 | | | 資格喪失(死亡) | 住民からの異動届(死亡)により、資格喪失の登録管理ができること。 |
| 20 | | | | 死亡届に基づき、資格喪失を登録できること。(戸籍変更、住基変更後) |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------------|---|
| 21 | | | 資格情報の更新時について、住民基本台帳情報を参照できること。 |
| 22 | | | 国民年金情報について、住民基本台帳、児童手当へ連携できること。 |
| 23 | | 資格喪失(その他) | 住民からの届出により、資格喪失の登録管理ができること。 |
| 24 | | | 喪失届出に基づき、資格喪失を登録できること。(任意加入除く60歳到達、2号該当、喪失申出等) |
| 25 | | | 社会保険事務所よりの1号3号被保険者資格喪失者一覧より、資格喪失の登録ができること。 |
| 26 | | | 国民年金情報について、住民基本台帳、児童手当へ連携できること。 |
| 27 | | 追加訂正不在等 | 社会保険事務所からの連絡により、資格異動の追加・訂正、不在期間の登録等ができること。 |
| 28 | | | 社会保険事務所からの連絡により、国民年金情報の変更、訂正ができること。 |
| 29 | | | 国民年金情報について、住民基本台帳、児童手当へ連携できること。 |
| 30 | 免除管理 | 免除・納付猶予申請書 | 住民からの申請により、免除・納付猶予申請書を受理・審査し、社会保険事務所への進達処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-----------|---|
| 31 | | | 住民からの申請に基づき、免除・納付猶予申請書の受付処理ができること。 |
| 32 | | | 住民基本台帳情報を参照し、免除・納付猶予処理ができること。 |
| 33 | | | 個人住民税情報を参照し、免除・納付猶予処理ができること。 |
| 34 | | | 受理・審査結果について、社会保険事務所へ進達ができること。 |
| 35 | | 学生納付特例申請書 | 住民からの申請により、学生納付特例申請書を受理・審査し、社会保険事務所への進達処理ができること。 |
| 36 | | | 住民からの申請に基づき、学生納付特例申請書の受付処理ができること。 |
| 37 | | | 住民基本台帳情報を参照し、学生納付特例処理ができること。 |
| 38 | | | 個人住民税情報を参照し、学生納付特例処理ができること。 |
| 39 | | | 受理・審査結果について、社会保険事務所へ進達ができること。 |
| 40 | | 免除理由該当届等 | 住民からの申請により、免除理由該当/消滅届を受理・審査し、社会保険事務所への進達処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|---------------------------------------|---|
| 41 | | | 住民からの申請に基づき、免除理由該当、消滅届の受付処理ができること。 |
| 42 | | | 住民基本台帳情報を参照し、免除理由該当、消滅処理ができること。 |
| 43 | | | 個人住民税情報を参照し、免除理由該当、消滅処理ができること。 |
| 44 | | | 社会保険事務所からの、年金裁定者一覧を参照し、免除理由該当、消滅処理ができること。 |
| 45 | | | 受理・審査結果について、社会保険事務所へ進達ができること。 |
| 46 | | 免除登録 | 社会保険事務所からの連絡により、申請免除、法定免除の登録管理ができること。 |
| 47 | | 社会保険事務所からの承認通知により、申請免除、法定免除の登録ができること。 | |
| 48 | 付加登録 | 付加加入 | 住民からの申請または、社会保険事務所からの連絡により、付加保険料納付申出(該当)を登録管理できること。 |
| 49 | | | 社会保険事務所からの通知により、付加保険料納付申出(該当)の登録ができること。 |
| 50 | | | 住民からの申請に基づき、付加保険料納付申出(該当)を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------|--------|--|
| 51 | | 付加辞退 | 住民からの申請または、社会保険事務所からの連絡により、付加保険料納付辞退申出(非該当)を登録管理できること。 |
| 52 | | | 社会保険事務所からの通知により、付加保険料納付辞退申出(非該当)の登録ができること。 |
| 53 | | | 住民からの申請に基づき、付加保険料納付辞退申出(非該当)を登録できること。 |
| 54 | その他登録 | 受給年金登録 | 社会保険事務所からの連絡により、受給年金該当者の登録管理ができること。 |
| 55 | | | 通知内容より、受給年金該当者の登録ができること。 |
| 56 | | 他年金登録 | 社会保険事務所からの連絡により、厚生年金、共済年金の情報登録ができること。 |
| 57 | | | 通知内容より、厚生年金、共済年金情報の登録ができること。 |
| 58 | | 基金登録 | 国民年金基金からの加入者通知により、基金情報の登録管理ができること。 |
| 59 | | | 通知内容により、基金情報を登録できること。 |
| 60 | 進達報告・情報 | 進達報告 | 社会保険事務所に対し、資格異動該当者の進達報告ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------------|---|
| 61 | | | 社会保険事務所へ資格異動者を報告する為、住民基本台帳情報を参照し、進達処理ができること。 |
| 62 | | | 社会保険事務所に対し、進達報告書を出力できること。 |
| 63 | | 所得情報提供(免除勧奨) | 社会保険事務所からの免除勧奨の為の調査依頼に対し、国民年金該当者の所得情報提供ができること。 |
| 64 | | | 社会保険事務所からの、免除勧奨調査依頼の受付処理ができること。 |
| 65 | | | 免除勧奨調査依頼について、住民基本台帳情報を参照し、所得情報作成処理ができること。 |
| 66 | | | 免除勧奨調査依頼について、個人住民税を参照し、所得情報作成処理ができること。 |
| 67 | | | 社会保険事務所へ、国民年金該当者の所得情報を連携できること。 |
| 68 | | 所得情報提供(継続免除) | 社会保険事務所からの継続免除の為の調査依頼に対し、国民年金該当者の所得+扶養情報提供ができること。 |
| 69 | | | 社会保険事務所からの、継続免除調査依頼の受付処理ができること。 |
| 70 | | | 継続免除調査依頼について、住民基本台帳情報を参照し、所得、扶養情報作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|---|
| 71 | | | 継続免除調査依頼について、個人住民税を参照し、所得、扶養情報作成処理ができること。 |
| 72 | | | 社会保険事務所へ、国民年金該当者の所得、扶養情報を連携できること。 |
| 73 | | 受給年金・所得 | 社会保険事務所からの調査依頼に対し、受給年金該当者の所得情報提供ができること。 |
| 74 | | | 社会保険事務所からの、所得調査の受付処理ができること。 |
| 75 | | | 所得調査依頼について、住民基本台帳情報を参照し、所得情報作成処理ができること。 |
| 76 | | | 所得調査依頼について、個人住民税を参照し、所得情報作成処理ができること。 |
| 77 | | | 社会保険事務所へ、国民年金該当者の所得情報を連携できること。 |
| 78 | | 裁定請求書等 | 住民からの申請により、裁定請求書等を受理し、社会保険事務所に進達処理ができること。 |
| 79 | | | 住民からの申請により、裁定請求書の受付処理ができること。 |
| 80 | | | 社会保険事務所へ進達する、裁定請求書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
国民年金

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------------|--|
| 81 | | 手帳再交付申請書受理・進達 | 住民からの届出により、手帳再交付申請書を受理し、社会保険事務所への進達処理ができること。 |
| 82 | | | 住民からの申請により、手帳再交付の受付処理ができること。 |
| 83 | | | 社会保険事務所へ進達する、手帳再交付申請書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------|---|
| 1 | 手帳交付 | 申請受付 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳に関する申請を登録管理できること。 |
| 2 | | | 住民よりの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳に関する交付申請について、受付審査処理ができること。 |
| 3 | | | 各種手帳の交付申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、手帳情報を登録できること。 |
| 4 | | | 各種手帳の交付申請に基づき、住登外管理情報を参照し、手帳情報を登録できること。 |
| 5 | | | 各種手帳の登録時、住登外情報が新規の者について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 6 | | | 各種手帳の登録時、居住地特例(施設入所)者について、登録管理できること。 |
| 7 | | 進達情報 | 都道府県への進達用の情報を登録管理できること。 |
| 8 | | | 都道府県へ、手帳交付進達用の情報を出力できること。 |
| 9 | | 手帳情報 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳情報を登録管理できること。 |
| 10 | | | 都道府県からの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------------|-------|---|
| 11 | | | 都道府県からの審査結果に基づき、交付(変更)認定・却下通知を出力できること。 |
| 12 | | 証明書交付 | 手帳所持証明書等の出力処理ができること。 |
| 13 | | | 住民からの申請により、証明書発行受付処理ができること。 |
| 14 | | | 手帳所持証明書等を出力できること。 |
| 15 | 障害福祉サービス認定管理 | 申請受付 | 介護給付・訓練等給付(及び地域生活支援事業のうち移動支援・地域活動支援センター・コミュニケーション支援)に関するサービス利用申請を登録管理できること。 |
| 16 | | | 住民よりの介護給付・訓練等給付(及び地域生活支援事業のうち移動支援・地域活動支援センター・コミュニケーション支援)のサービス利用の申請について、受付審査処理ができること。 |
| 17 | | | 各種給付の申請に基づき、手帳情報を確認し、福祉サービス情報を登録できること。 |
| 18 | | | 各種給付の申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、福祉サービス情報を登録できること。 |
| 19 | | | 各種給付の申請に基づき、住登外管理情報を参照し、福祉サービス情報を登録できること。 |
| 20 | | | 各種給付の登録時、住登外情報が新規の者について、住登外管理情報へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|---|
| 21 | | | 障害程度区分認定証明書等を出力できること。 |
| 22 | | | 医療機関への、意見書依頼書等を出力できること。 |
| 23 | | | 65歳到達者について、出力できること。 |
| 24 | | 判定ソフト用 | 障害程度区分判定等ソフト用ファイルの作成処理ができること。 |
| 25 | | | 障害程度区分判定等ソフトにより、申請情報ファイルを出力できること。 |
| 26 | | 支給決定 | 一次判定(介護給付の場合は二次判定も)情報を入力した障害程度区分判定等ソフトよりファイルを取り込み、障害程度区分・支給決定情報の登録管理ができること。 |
| 27 | | | 一次判定(介護給付は二次判定も)情報を入力した障害程度区分判定等ソフトより、ファイルの取り込みができること。 |
| 28 | | | 取込みファイルより、生活保護情報を参照し、障害程度区分・支給決定情報を登録できること。 |
| 29 | | | 取込みファイルより、個人住民税情報を参照し、障害程度区分・支給決定情報を登録できること。 |
| 30 | | | 支給決定情報より、受給者証等を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------------|-------------|---|
| 31 | | 負担上限額 | 負担上限額管理依頼書及びサービス利用計画作成依頼届出書の受付登録ができること。 |
| 32 | | | 住民からの、負担上限額管理依頼届出書及びサービス利用計画作成認定届出等について、受付審査処理ができること。 |
| 33 | | | 負担上限額管理決定通知書及びサービス利用計画作成依頼認定通知書を出力できること。 |
| 34 | | 契約内容 | 事業者との契約内容を登録管理ができること。 |
| 35 | | | 福祉サービス情報について、事業者との契約情報を登録できること。 |
| 36 | 障害福祉サービス支払管理 | 請求情報 | 事業者からの請求情報の取り込みができること。(国保連に業務移管) |
| 37 | | 支払い | 事業者からの請求に対し上限審査等を行い支払いデータを出力できること。(国保連に業務移管) |
| 38 | | 高額サービス費対象抽出 | 高額障害福祉サービス費の対象者の抽出処理及び、支給申請書を作成処理ができること。 |
| 39 | | | 福祉サービス情報より、介護保険情報を参照し高額障害福祉サービス費の対象者を抽出できること。 |
| 40 | | | 高額障害福祉サービス費支給申請書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------------|-----------|--|
| 41 | | 高額サービス費振込 | 高額障害福祉サービス費の金融機関への振込データの支給処理ができること。 |
| 42 | | | 住民よりの、高額障害福祉サービス費支給申請について、支給決定処理ができること。 |
| 43 | | | 高額障害福祉サービス費支給決定通知書を出力できること。 |
| 44 | | | 高額障害福祉サービス費の金融機関への振込データを、財務会計システムへ連携できること。 |
| 45 | | 移動支援 | 地域生活支援事業のうち移動支援事業所の登録管理ができること。 |
| 46 | | | 事業所よりの、移動支援事業所登録申請の登録ができること。 |
| 47 | | | 移動支援事業所の登録決定・却下通知書を出力できること。 |
| 48 | 自立支援医療 認定管理 | 更生医療申請受付 | 更生医療に関する申請を登録し、判定依頼書の作成処理ができること。 |
| 49 | | | 住民よりの更生医療に関する申請について、受付審査処理ができること。 |
| 50 | | | 更生医療申請に基づき、手帳情報を確認し、更正医療情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|--|
| 51 | | | 更生医療申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、更正医療情報を登録できること。 |
| 52 | | | 更生医療申請に基づき、住登外管理情報を参照し、更正医療情報を登録できること。 |
| 53 | | | 更生医療の登録時、住登外情報が新規の者について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 54 | | | 更生相談所への、判定依頼書等を出力できること。 |
| 55 | | 更生医療支給認定 | 判定結果を受け、利用者負担額の計算及び自立支援医療受給者証の作成処理ができること。 |
| 56 | | | 更生相談所からの、判定結果の受付処理ができること。 |
| 57 | | | 判定結果に基づき、生活保護情報を参照し、支給決定情報を登録できること。 |
| 58 | | | 判定結果に基づき、個人住民税情報を参照し、支給決定情報を登録できること。 |
| 59 | | | 支給決定情報より、支給決定通知書、自立支援医療受給者証等を出力できること。 |
| 60 | | 更生医療支払い | 支払い基金及び国保連合会からの更生医療の請求に対し、支払いデータの作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------------|---|
| 61 | | | 支払い基金、国保連合会からの更生医療請求について、支給決定情報に基づき、支払処理ができること。 |
| 62 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 63 | | 精神通院医療申請受付 | 精神精神通院医療に関する申請の登録管理ができること。 |
| 64 | | | 精神通院医療に関する申請について、受付審査処理ができること。 |
| 65 | | | 申請内容に基づき、住民基本台帳法情報を参照し、精神通院医療情報へ登録できること。 |
| 66 | | | 申請内容に基づき、住登外管理情報を参照し、精神通院医療情報へ登録できること。 |
| 67 | | | 申請内容に基づき、個人住民税情報を参照し、精神通院医療情報へ登録できること。 |
| 68 | | | 申請内容に基づき、介護保険情報を参照し、精神通院医療情報へ登録できること。 |
| 69 | | 精神通院医療進達情報出力 | 都道府県への進達用の各種情報の作成処理ができること。 |
| 70 | | | 都道府県へ、進達用の精神通院医療情報を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------|--------------|--|
| 71 | | 精神通院医療認定結果登録 | 都道府県の認定結果を登録管理できること。 |
| 72 | | | 都道府県からの精神通院医療認定結果を登録できること。 |
| 73 | | | 都道府県からの審査結果に基づき、受給者証、支給認定・却下通知を出力できること。 |
| 74 | 補装具等支給管理 | 申請受付 | 補装具及び地域生活支援事業のうち日常生活用具に関する申請を登録管理できること。 |
| 75 | | | 補装具及び日常生活用具に関する申請について、受付審査処理ができること。 |
| 76 | | | 補装具等の申請に基づき、手帳情報を確認し、補装具等情報を登録できること。 |
| 77 | | | 補装具等の申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、補装具等情報を登録できること。 |
| 78 | | | 補装具等の申請に基づき、住登外管理情報を参照し、補装具等情報情報を登録できること。 |
| 79 | | | 補装具等の登録時、住登外情報が新規の者について、(30)住登外管理情報へ連携できること。 |
| 80 | | | 住民への、判定通知書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------------------------|--|
| 81 | | | 医療機関への、判定依頼書、調査書等を出力できること。 |
| 82 | | 支給決定 | 判定結果を受け、利用者負担の計算をおこない、決定書・交付修理券・通知書等の作成処理ができること。 |
| 83 | | | 医療機関よりの判定結果より、支給決定処理ができること。 |
| 84 | | | 支給決定処理より、生活保護情報を参照し、利用者負担の計算を行い支給情報を登録できること。 |
| 85 | | | 支給決定処理より、個人住民税情報を参照し、利用者負担の計算を行い支給情報を登録できること。 |
| 86 | | | 支給決定情報より、決定書・交付修理券・通知書等を出力できること。 |
| 87 | | | 事業所への福祉電話加入連絡を出力できること。 |
| 88 | | | 支払い |
| 89 | | 契約業者からの請求により、支払い処理ができること。 | |
| 90 | | 利用者の償還請求により、支払い処理ができること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|--------------|------|--|
| 91 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 92 | 障害者(国制度)手当支給 | 申請受付 | 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する申請受付、審査・登録管理ができること。 |
| 93 | | | 住民からの特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する申請について、受付審査処理ができること。 |
| 94 | | | 各種手当の申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、障害者手当情報を登録できること。 |
| 95 | | | 各種手当の申請に基づき、個人住民性情報を参照し、障害者手当情報を登録できること。 |
| 96 | | | 各種手当の申請に基づき、住登外管理情報を参照し、障害者手当情報を登録できること。 |
| 97 | | | 各種手当の登録時、住登外情報が新規の者について、(30)住登外管理情報へ連携できること。 |
| 98 | | | 手当認定・却下通知書、支給停止・停止解除通知書等を出力できること。 |
| 99 | | | 20歳到達者について、出力できること。 |
| 100 | | | 支給 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|-----|----------------|------|--|--|
| 101 | | | 口座情報を登録し、金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 | |
| 102 | | | 年次更新 | 現況届を各種手当の受給者に送付する。新年度の所得データを取り込み、提出された現況届の受付入力に対し審査処理ができること。 |
| 103 | | | | (6)個人住民税情報を参照し、所得データを取込み、現況届を出力できること。 |
| 104 | | | | 住民より提出された現況届を受け、障害手当情報を更新し、審査結果通知を出力できること。 |
| 105 | | | | 証明書交付 |
| 106 | | | 各種手当の受給者証明書を出力できること。 | |
| 107 | 特別児童扶養 手当管理 | 申請受付 | 特別児童扶養手当に関する申請を登録完了処理できること。 | |
| 108 | | | 住民よりの特別児童扶養手当に関する申請について、受付審査処理ができること。 | |
| 109 | | | 各種手当の申請に基づき、住民基本台帳情報を参照し、特別児童扶養手当情報を登録できること。 | |
| 110 | | | 各種手当の申請に基づき、個人住民性情報を参照し特別児童扶養手当情報を登録できること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|--|
| 111 | | | 各種手当の申請に基づき、住登外管理情報を参照し、特別児童扶養手当情報を登録できること。 |
| 112 | | | 各種手当の登録時、住登外情報が新規の者について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 113 | | | 進達情報出力 |
| 114 | | | 都道府県への進達用の手当情報を出力できること。 |
| 115 | | 認定情報登録 | 特別児童扶養手当に関する認定情報を登録管理できること。 |
| 116 | | | 都道府県からの特別児童扶養手当に関する認定情報を登録できること。 |
| 117 | | | 認定結果に基づき、認定・却下通知書、支給停止・停止解除通知書等を出力できること。 |
| 118 | | 年次更新 | 都道府県からの送付された受給者に対し、新年度の所得データを取り込み処理ができること。 |
| 119 | | | 都道府県からの送付された所得状況届通知書提出予定者リストを登録できること。 |
| 120 | | | 所得状況届通知書提出予定者リストより、個人住民税情報を参照し、新年度の所得データの取り込みができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|------------------------------|----------|---|
| 121 | | | 所得データを取り込み済みの所得状況届書を出力できること。 |
| 122 | | 証書交付 | 証書、所得状況届通知書、証書保管証明書の作成処理ができること。 |
| 123 | 都道府県からの、所得状況判定結果が登録できること。 | | |
| 124 | 証書、所得状況届通知書、証書保管証明書を出力できること。 | | |
| 125 | 統計・報告 | | 手帳交付 |
| 126 | | | 都道府県へ報告の、手帳交付に関する各種統計情報を出力できること。 |
| 127 | | 障害福祉サービス | 障害福祉サービス支給管理に関する都道府県に報告するための、各種統計情報の作成処理ができること。 |
| 128 | | | 都道府県へ報告の、障害福祉サービス支給管理に関する各種統計情報を出力できること。 |
| 129 | | 自立支援医療 | 自立支援医療支給管理に関する都道府県に報告するための、各種統計情報の作成処理ができること。 |
| 130 | | | 都道府県へ報告の、自立支援医療支給管理に関する各種統計情報を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|-----|----|----------|---|------------------------|
| 131 | | 補装具等 | 補装具・日常生活用具管理に関する都道府県に報告するための、各種統計情報の作成処理ができること。 | |
| 132 | | | 都道府県に報告の、補装具・日常生活用具管理に関する各種統計情報を出力できること。 | |
| 133 | | 障害者手当 | 障害者(国制度)手当支給に関する都道府県に報告するための、各種統計情報の作成処理ができること。 | |
| 134 | | | 都道府県に報告の、障害者(国制度)手当支給に関する各種統計情報を出力できること。 | |
| 135 | | 特別児童扶養手当 | 特別児童扶養手当に関する都道府県に報告するための、各種統計情報の作成処理ができること。 | |
| 136 | | | 都道府県に報告の、特別児童扶養手当に関する各種統計情報を出力できること。 | |
| 137 | | 情報提供 | 他業務へ情報提供ができること。 | |
| 138 | | | 国民健康保険、介護保険へ障害福祉情報を連携できること。 | |
| 139 | | | 財務会計システムへ支払情報を連携できること。 | |
| 140 | | 共通管理 | その他管理 | 各業務ごとの送付先情報を登録管理できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
障害者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|----|-------------------------------------|
| 141 | | | 各業務ごとの相談内容情報を登録管理できること。 |
| 142 | | | ケース記録の登録管理ができること。また、ケース情報の出力ができること。 |
| 143 | | | 各業務ごとに、メモ情報等を登録管理できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|----------|--|
| 1 | 個人情報提供 | 住民異動 | 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報、住登外情報の異動を広域連合へ提供できること。 |
| 2 | | | 年齢到達により被保険者となる住民、既被保険者や世帯構成員について、住民基本台帳情報の異動情報を抽出できること。 |
| 3 | | | 既被保険者や世帯構成員について、住登外情報の異動情報を連携できること。 |
| 4 | | | 抽出された被保険者の異動情報を、広域連合へ連携できること。 |
| 5 | | | 被保険者の登録時、住登外情報が新規の者について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 6 | 資格管理 | 税情報提供 | 被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報を広域連合へ提供できること。 |
| 7 | | | 一部負担割合算定に必要な情報を、個人住民税情報を参照し、出力できること。 |
| 8 | | | 被保険者の保険料および税情報を、広域連合へ連携できること。 |
| 9 | 資格管理 | 被保険者情報取込 | 広域連合より送付された後期高齢者医療情報の取込処理ができること。 |
| 10 | | | 広域連合から、後期高齢者医療情報を取込み、被保険者情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|-----------------|--|
| 11 | | 被保険者情報提供 | 被保険者の資格情報を住民基本台帳、国民健康保険、介護保険へ提供できること。 |
| 12 | | | 被保険者の資格情報について、住民基本台帳へ連携できること。 |
| 13 | | | 被保険者の資格情報について、国民健康保険へ連携できること。 |
| 14 | | | 被保険者の資格情報について、介護保険へ連携できること。 |
| 15 | 賦課管理 | 所得照会書・簡易申告書情報取込 | 広域連合より送付された所得照会書／簡易申告書を市町村で出力するための情報の取込処理ができること。 |
| 16 | | | 広域連合からの所得照会書、簡易申告書の情報取込ができること。 |
| 17 | | 所得照会書・簡易申告書情報発行 | 広域連合より送付された所得照会書／簡易申告書を市町村で出力するための情報より、所得照会書／簡易申告書の作成処理ができること。 |
| 18 | | | 取込みデータに基づき、他市区町村向けに所得照会書を出力できること。 |
| 19 | | | 取込みデータに基づき、簡易申告書を出力できること。 |
| 20 | | | 保険料情報 |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------------|---|
| 21 | | | 広域連合からの保険料算定結果の情報取込ができること。 |
| 22 | | 介護特徴情報 | 介護保険の特別徴収額の情報の取込処理ができること。 |
| 23 | | | 介護保険から、特別徴収対象者、特別徴収額情報を連携できること。 |
| 24 | | 徴収区分判定・期割・情報提供 | 広域連合より送付された保険料情報、介護保険の特別徴収情報、年金受給者情報、普通徴収切替の情報を元に普通／特別徴収対象者を判定し期割を行い、期割情報を広域連合へ提供できること。 |
| 25 | | | 保険料賦課情報、特別徴収情報に基づき、普通徴収・特別徴収対象者を判定し、期割ができること。期割情報を広域連合へ連携できること。 |
| 26 | | | 財務会計システムへ、調定情報を連携できること。 |
| 27 | | 納付書発行 | 普通徴収対象者へ納付書の作成処理ができること。 |
| 28 | | | 普通徴収対象者について、納付書を出力できること。 |
| 29 | | 口座振替依頼 | 口座振替対象者の口座振替依頼処理ができること。 |
| 30 | | | 口座振替希望者について、口座振替依頼の登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|------|---------|---|---|
| 31 | | | 金融機関への振替データを会計部門へ連携できること。 | |
| 32 | | 特別徴収依頼 | 年金保険者に仮徴収額変更情報、特徴依頼情報、特徴中止情報の依頼処理ができること。 | |
| 33 | | | 特別徴収依頼情報について、個人住民税情報へ連携できること。 | |
| 34 | | | 仮徴収額変更情報、特徴依頼情報、特徴中止情報について、介護保険へ連携できること。 | |
| 35 | 収納管理 | 保険料徴収 | 保険料の収納消込処理ができること。(窓口納付、口座振替、特別徴収) | |
| 36 | | | | 保険料の収納消込処理ができること。(窓口納付、口座振替、特別徴収) |
| 37 | | | | 口座振替時の振替不能通知、納付書等の作成ができること。 |
| 38 | | 還付・充当確認 | 過誤納保険料発生時に、本人還付か未納保険料への充当をおこなうか、確認票の作成処理ができること。 | |
| 39 | | | | 過誤納保険料について、本人還付もしくは未納保険料充当の確認票を出力できること。 |
| 40 | | 申請受付 | 還付・充当の希望確認票の申請の受付処理ができること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|--|
| 41 | | | 還付・充当の希望確認票の結果を登録できること。 |
| 42 | | 充当 | 未納保険料への充当機能受付時、充当処理ができること。 |
| 43 | | | 未納保険料への充当処理ができること。充当通知書を出力できること。 |
| 44 | | 支払依頼 | 本人還付希望受付時、還付口座の登録し、会計部門に支払いの依頼ができること。 |
| 45 | | | 本人への還付希望について、還付口座の登録をおこない、還付通知書を出力できること。 |
| 46 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 47 | | 収納情報提供 | 収納および還付充当した保険料の情報を広域連合への提供処理ができること。 |
| 48 | | | 収納および還付充当した保険料情報を広域連合へ連携できること。 |
| 49 | | | 財務会計システムへ収納調定情報を連携できること。 |
| 50 | | 納付証明書発行 | 年間の保険料納付額の納付証明書の作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----------|---|
| 51 | | | 住民よりの申請により、納付証明書の受付処理ができること。 |
| 52 | | | 年間の保険料納付額の納付証明書を出力できること。 |
| 53 | 滞納管理 | 滞納者保険料督促 | 保険料滞納者の督促状の作成処理ができること。 |
| 54 | | | 保険料滞納者について、督促状を出力できること。 |
| 55 | | 滞納者保険料催告 | 保険料滞納者の催告書の作成処理ができること。 |
| 56 | | | 保険料滞納者について、催告書を出力できること。 |
| 57 | | 納付交渉 | 保険料滞納者への納付交渉処理ができること。 |
| 58 | | | 保険料滞納者へ納付交渉をおこない、滞納情報の登録ができること。 |
| 59 | | 滞納処分 | 保険料滞納者について、処分（滞納、滞納解消等）の登録ができること。 |
| 60 | | 滞納者 | 滞納状態発生時など、滞納者情報に異動が発生した場合、滞納者情報を広域連合へ提供できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
後期高齢者医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|--|
| 61 | | | 滞納者情報に異動が発生した場合、滞納者情報を広域連合へ連携できること。 |
| 62 | | | 滞納者情報について、不納欠損処理をおこない、財務会計システムへ欠損情報を連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------|------|---|
| 1 | 被保険者資格管 | 住民異動 | 住民基本台帳、宛名より異動情報を連携できること。 |
| 2 | | | 住民基本台帳情報より、住民の異動情報を連携できること。 |
| 3 | | | 住登外管理情報より、住民の異動情報を連携できること。 |
| 4 | | 資格異動 | 住民(住記/外国人/住登外者)の異動/申請により、被保険者資格の異動処理ができること。 |
| 5 | | | 住民の資格得喪申請により、被保険者資格の異動処理ができること。 |
| 6 | | | 被保険者資格の異動について、住民基本台帳情報へ連携できること。 |
| 7 | | | 被保険者資格の異動について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 8 | | | 被保険者資格の資格喪失時、被保険者証回収依頼の管理ができること。 |
| 9 | | | 65歳年齢到達による資格取得を一括処理できること。 |
| 10 | | | 資格の異動履歴が参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------------|--|
| 11 | | 被保険者証発行 | 新規被保険者資格取得者に対し、被保険者証の作成処理ができること。 |
| 12 | | | 保険者証の再交付申請について、被保険者証を再出力できること。 |
| 13 | | | 新規被保険者資格取得者に対し、被保険者証を出力できること。 |
| 14 | | | 資格喪失の被保険者証未回収者について、未回収者管理をおこない被保険者証返還通知書を出力できること。 |
| 15 | | 自市町村住所地特例者把握 | 自市町村住所地特例者の開始/廃止/施設変更を調査し、資格の得喪、及び入所施設の変更処理ができること。 |
| 16 | | | 住民からの届出に基づき、自市町村住所地特例者の異動により、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 17 | | | 介護保険施設からの異動により、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 18 | | | 施設所在市区町村からの異動により、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 19 | | 他市町村住所地特例者把握 | 他市町村住所地特例者の入所/退所/施設変更を調査し、資格の得喪、及び入所施設の変更処理ができること。 |
| 20 | | | 他市町村住所地特例者について、介護保険施設への入所照会処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-----------|---|
| 21 | | | 他市町村住所地特例者について、介護保険施設からの異動により、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 22 | | | 他市町村住所地特例者について、施設所在市区町村からの異動により、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 23 | | 適用除外者施設入所 | 適用除外施設への入所/退所/施設変更を調査し、資格の得喪、及び入所施設の変更処理ができること。 |
| 24 | | | (12)障害者福祉からの連絡による適用除外施設への異動に基づき、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 25 | | | (16)生活保護からの連絡による適用除外施設への異動に基づき、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 26 | | | 福祉部門からの連絡による適用除外施設への異動に基づき、資格得喪、及び入所施設の変更ができること。 |
| 27 | 保険料賦課 | 保険料賦課 | 被保険者本人及び世帯員の課税状況、所得額、生活保護/老齢福祉年金の受給状況に応じた保険料額を算定し、確定賦課処理ができること。 |
| 28 | | | 被保険者及び世帯員の状況について、住民基本台帳情報を参照し、保険料賦課情報を登録できること。 |
| 29 | | | 被保険者本人、及び世帯員の課税状況、及び所得額を、個人住民税情報を参照し、保険料を算定し賦課情報に登録できること。 |
| 30 | | | 特徴/普徴対象者の判定情報を、個人住民税情報へ、公的年金からの特別徴収対象判定のため、連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|--|
| 31 | | | 生活保護の受給状況について、生活保護情報を参照し、保険料賦課情報に登録できること。 |
| 32 | | | 保険料賦課情報について、生活保護へ連携できること。 |
| 33 | | | 老齢福祉年金の受給状況について、福祉部門を参照し、保険料賦課情報に登録できること。 |
| 34 | | | 被保険者本人、及び世帯員の課税状況、及び所得額について、他市区町村への所得照会処理ができること。 |
| 35 | | | 他市区町村からの、所得照会結果を保険料賦課情報に登録できること。 |
| 36 | | | 国保連合会からの特別徴収対象者情報を連携できること。 |
| 37 | | | 国民健康保険及び後期高齢者医療からの特別徴収依頼情報を連携できること。 |
| 38 | | | 特別徴収対象者情報を国民健康保険及び後期高齢者医療へ連携できること。 |
| 39 | | 特別徴収依頼 | 国民健康保険・介護保険と特徴回付情報の連携ができること。 |
| 40 | | | 国保連合会と連携し、本算定時に特別徴収の連携ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|---|
| 41 | | 保険料更正 | 年度途中の資格得喪者、税更正者、生活保護受給開始者、各種遡及び異動者に対する賦課更正処理ができること。 |
| 42 | | | 資格得喪者の状況について、住民基本台帳情報を参照し、保険料賦課更正情報に登録できること。 |
| 43 | | | 税更正対象者の状況について、個人住民税情報を参照し、保険料を算定し賦課更正情報に登録できること。 |
| 44 | | | 生活保護の受給状況について、生活保護情報を参照し、保険料賦課更正情報に登録できること。 |
| 45 | | | 保険料賦課更正情報について、生活保護へ連携できること。 |
| 46 | | | 老齢福祉年金の受給状況について、福祉部門を参照し、保険料賦課更正情報に登録できること。 |
| 47 | | | 収滞納管理情報より、滞納処分情報を参照し、保険料賦課更正情報に登録できること。 |
| 48 | | | 被保険者本人、及び世帯員の課税状況、及び所得額について、他市区町村への所得照会処理ができること。 |
| 49 | | | 他市区町村からの、所得照会結果を保険料賦課情報に登録できること。 |
| 50 | | | 国保連合会へ特別徴収依頼情報を連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|---|
| 51 | | 納入通知 | 保険料賦課・更正対象者に対する納入通知書の作成処理ができること。また、普通徴収対象者(口振対象者を除く)に対する納付書の発行処理ができること。 |
| 52 | | | 保険料賦課更正情報に基づき、住登外情報を参照し、決定通知書処理ができること。 |
| 53 | | | 保険料賦課・更正対象者に対し、決定通知書及び普通徴収対象者分の納付書を出力できること。 |
| 54 | | 口座振替依頼 | 口座振替対象者に対する口座振替依頼処理ができること。 |
| 55 | | | 口座振替対象者について、口座振替依頼処理ができること。 |
| 56 | | 代理納付額 | 生活保護受給者の保険料額を、生活保護に連絡できること。 |
| 57 | | | 生活保護受給者の保険料額について、生活保護へ連携できること。 |
| 58 | | 申請受付 | 保険料減免、徴収猶予の申請受付、口座振替依頼申請の受付処理ができること。 |
| 59 | | | 保険料減免、徴収猶予申請の受付審査ができること。 |
| 60 | | 減免・徴収猶予 | 保険料減免、徴収猶予の申請に対する審査をおこない、申請内容の決定、結果通知処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-------|---|
| 61 | | | 保険料減免、徴収猶予申請について、申請内容の決定、結果通知が出力できること。 |
| 62 | 保険料徴収 | 保険料収納 | 保険料の収納処理ができること。(窓口納付、口座振替、代理納付、特別徴収) |
| 63 | | | 会計部門よりの納付データにより、保険料の収納処理ができること。(窓口納付、口座振替、代理納付) |
| 64 | | | 国保連合会からの、特別徴収結果情報により、特別徴収分の収納処理ができること。 |
| 65 | | | 生活保護からの、介護保険料賦課情報について、賦課収納情報へ登録できること。 |
| 66 | | | 特別徴収結果情報について、国民健康保険税へ連携できること。 |
| 67 | | | 特別徴収結果情報について、後期高齢者医療へ連携できること。 |
| 68 | | | 収納結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、口座振替不能処理ができること。 |
| 69 | | | 収納結果に基づき、住登外管理情報を参照し、口座振替不能処理ができること。 |
| 70 | | | 口座振替不能通知書、特徴天引き不能分納付書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------|--|
| 71 | | 還付・充当確認 | 過誤納保険料発生時に、本人還付か未納保険料への充当か、確認票の作成処理ができること。 |
| 72 | | | 収納結果により、過誤納保険料発生時、還付、充当確認票を出力できること。 |
| 73 | | 申請受付 | 還付・充当の希望確認票の申請の受付処理ができること。 |
| 74 | | | 還付・充当の希望確認票の受付処理ができること。 |
| 75 | | 充当 | 未納保険料への充当希望受付時、充当処理ができること。 |
| 76 | | | 未納保険料への充当処理をおこない、充当通知書を出力できること。 |
| 77 | | 支払依頼 | 本人還付希望受付時、還付口座の登録をおこない、支払処理ができること。 |
| 78 | | | 本人還付時、還付通知書を出力できること。 |
| 79 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 80 | | 納付証明書 | 年間の保険料納付額に対する納付証明書の作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----------|-------------------------------------|
| 81 | | | 住民の申請により、納付証明書の受付処理ができること。 |
| 82 | | | 年間の保険料納付額の納付証明書を出力できること。 |
| 83 | 滞納管理 | 滞納者保険料督促 | 保険料滞納者に対する督促状の作成処理ができること。 |
| 84 | | | 保険料滞納者について、住民基本台帳情報を参照し、督促処理ができること。 |
| 85 | | | 保険料滞納者について、住登外管理情報を参照し、督促処理ができること。 |
| 86 | | | 滞納者の督促状を出力できること。 |
| 87 | | 滞納保険料催告 | 保険料滞納者に対する催告書の作成処理ができること。 |
| 88 | | | 保険料滞納者について、催告書を出力できること。 |
| 89 | | 収納交渉 | 保険料滞納者に対する納付交渉状況の管理ができること。 |
| 90 | | | 保険料滞納者について、納付交渉情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|-----|-------|------|--------------------------------------|--|
| 91 | | 滞納処分 | 保険料滞納者について、滞納処分処理(差押、不納欠損等)ができること。 | |
| 92 | 要介護認定 | 申請受付 | 要介護認定の申請の受付処理ができること。 | |
| 93 | | | 被保険者からの要介護認定の申請の受付処理ができること。 | |
| 94 | | | 介護認定申請者について、住民基本台帳情報を参照し、審査処理ができること。 | |
| 95 | | | 介護認定申請者について、住登外管理情報を参照し、審査処理ができること。 | |
| 96 | | | 介護認定申請者について、訪問調査員に依頼する調査票を出力できること。 | |
| 97 | | | 介護認定申請者について、かかりつけ医に依頼する意見書を出力できること。 | |
| 98 | | | 要介護認定者へ、診断命令書等を出力できること。 | |
| 99 | | | 給付制限判定 | 認定申請者に対する未納・滞納保険料を確認し、サービス利用時の給付制限の予告通知処理ができること。 |
| 100 | | | | 認定申請者に対する未納・滞納保険料の確認をおこない、受付審査処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|-------|---|
| 101 | | | 認定審査において、収滞納管理認定を参照し、給付制限判定ができること。 |
| 102 | | | 2号被保険者からの申請の場合、医療保険者宛に滞納保険料の照会処理ができること。 |
| 103 | | | 医療保険者からの、保険料滞納状況について、給付制限判定ができること。 |
| 104 | | | 保険料滞納者について、各種給付制限予告通知を出力できること。 |
| 105 | | 訪問調査 | 認定申請者に対する訪問調査日程の調整をおこない、訪問調査の管理ができること。 |
| 106 | | | 認定申請者について、訪問調査日程の調整作業ができること。 |
| 107 | | | 認定申請者について、訪問日程に従い調査を実施し、調査結果を登録できること。 |
| 108 | | | 訪問調査について、委託者依頼分の調査結果を登録できること。 |
| 109 | | 意見書入手 | 医師への意見書作成依頼をおこない、作成した意見書の管理ができること。 |
| 110 | | | 医師への意見書の作成依頼等について、意見書内容の登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|--|
| 111 | | 一次判定 | 訪問調査、意見書入手が完了した申請者に対し、認定ソフトによる一次判定処理ができること。 |
| 112 | | | 入手した意見書情報について、認定ソフトへの連携ができること。 |
| 113 | | | 認定ソフトによる一次判定結果を反映できること。 |
| 114 | | 二次判定 | 認定審査会への割当、審査会資料の作成を行い、二次判定(認定審査)処理ができること。 |
| 115 | | | 認定審査会への割当、審査会資料の作成ができること。 |
| 116 | | | 認定審査会からの、二次判定(認定審査)結果を反映できること。 |
| 117 | | | 二次判定(認定審査)結果の介護保険情報について、(1)住民基本台帳情報へ連携できること。 |
| 118 | | 給付制限決定 | 認定対象者に対し、給付制限対象の状況を確認し、状態改善が見られない場合について、給付制限(本人への通知、証への記載)処理ができること |
| 119 | | | 認定対象者に対し、収滞納管理情報を参照し、給付制限、給付額減額処理ができること。 |
| 120 | | | 給付制限、給付額減額の対象者に対し、各種給付制限通知書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|-------|--------|--|
| 121 | | 認定結果通知 | 認定結果通知書、認定内容を記載した被保険者証の作成処理ができること。 |
| 122 | | | 認定結果通知書、認定内容記載の被保険者証を出力できること。 |
| 123 | 受給者管理 | 認定更新勧奨 | 認定期限到来者に対し、更新勧奨通知処理ができること。 |
| 124 | | | 認定期限到来者について、住民基本台帳情報を参照し、更新勧奨処理ができること。 |
| 125 | | | 認定期限到来者について、住登外管理情報を参照し、更新勧奨処理ができること。 |
| 126 | | | 更新勧奨通知を出力できること。 |
| 127 | | 申請受付 | 負担限度額認定および標準負担額減免の申請受付処理ができること。 |
| 128 | | | 負担限度額認定および標準負担額減免の申請について、受付処理ができること。 |
| 129 | | | ケアプラン作成届により、介護保険被保険者証が出力できること。 |
| 130 | | | 申請要件審査 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|--|
| 131 | | | 各減免の申請受付について、住民基本台帳情報を参照し、要件審査ができること。 |
| 132 | | | 各減免の申請受付について、生活保護情報を参照し、要件審査ができること。 |
| 133 | | | 各減免の申請受付について、福祉情報を参照し、要件審査ができること。 |
| 134 | | 申請内容決定 | 各種減免の審査結果により、決定、却下の決定処理ができること。 |
| 135 | | 減免証発行 | 減免決定者に対する減免証、及び決定通知書(却下通知書)の作成処理ができること。 |
| 136 | | | 減免証、決定通知書(却下通知書)を出力できること。 |
| 137 | | 受給資格 | 受給資格喪失者(死亡、転出等)に対し、給付期間の終了処理ができること。 |
| 138 | | | 受給資格喪失者(死亡、転出等)に対し、給付期間の終了手続処理ができること。転出者の場合は、受給資格証明書を出力できること。 |
| 139 | | | 受給資格喪失者の介護保険資格、高額給付情報を、(1)住民基本台帳情報へ連携できること。 |
| 140 | | 異動連絡 | 給付適正化のため、医療保険(後期高齢、国民健康保険)被保険者情報を取り込み、国保連合会に、異動連絡票の送付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|------|------|---|
| 141 | | | 国民健康保険より被保険者情報を参照し、異動連絡票処理ができること。 |
| 142 | | | 後期高齢者医療より被保険者情報を参照し、異動連絡票処理ができること。 |
| 143 | | | 国保連合会へ送付する、異動連絡票を出力できること。 |
| 144 | 給付管理 | 現物給付 | 国保連合会より現物給付データを受付処理ができること。 |
| 145 | | | 国保連合会よりの現物給付データを連携できること。 |
| 146 | | 高額計算 | 給付実績/世帯情報/老福年金受給情報/生保受給情報のに基づき、高額介護/支援サービス費の計算処理ができること。 |
| 147 | | | 高額介護/支援サービス費について、住民基本台帳情報より世帯情報を参照し、高額計算処理ができること。 |
| 148 | | | 高額介護/支援サービス費について、個人住民税情報を参照し、高額計算処理ができること。 |
| 149 | | | 高額介護/支援サービス費について、福祉部門より老福年金受給情報を参照し、高額計算処理ができること。 |
| 150 | | | 高額介護/支援サービス費について、生活保護情報の受給状況を参照し、高額計算処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|---|
| 151 | | 高額勧奨 | 高額介護/支援サービス費の対象者を抽出し、過去の申請歴が無い受給者に対して、申請勧奨通知処理ができること。 |
| 152 | | | 高額介護/支援サービス費の対象者を抽出し、住登外管理情報を参照し、申請勧奨処理ができること。 |
| 153 | | | 過去の申請歴が無い受給者に対して、申請勧奨通知を出力できること。 |
| 154 | | 申請受付 | 償還系の給付申請(高額介護/支援サービス費、福祉用具/住宅改修費支給申請、償還払い支給申請)の受付処理ができること。 |
| 155 | | | 償還系の給付申請について、受付処理ができること。 |
| 156 | | 支給要件審査 | 償還系給付申請に対する支給要件審査処理ができること。滞納保険料がある場合は保険料に充当できること。介護自己負担額証明書の作成処理ができること。 |
| 157 | | | 償還系の給付申請について、住民基本台帳情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 158 | | | 償還系の給付申請について、個人住民税報を参照し、審査処理ができること。 |
| 159 | | | 償還系の給付申請について、福祉部門の老齢福祉年金受給者情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 160 | | | 償還系の給付申請について、生活保護情報を参照し、審査処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|-------|------------|---|
| 161 | | | 申請者に対して、介護保険自己負担額証明書の出力ができること。 |
| 162 | | 支給決定通知 | 償還系給付申請に対する支給、不支給の決定通知の作成処理ができること。 |
| 163 | | | 後期高齢者広域連合、国民健康保険より、支給額計算結果連絡票情報を連携できること。 |
| 164 | | | 償還系給付申請に対する、支給、不支給の決定通知を出力できること。 |
| 165 | | 支払依頼 | 金融機関への振替データを会計部門へ連携できること。 |
| 166 | | 給付費通知 | 各月の要介護/支援サービス利用状況(給付状況)の通知処理ができること。 |
| 167 | | | 被保険者へ、各月の要介護/支援サービス利用状況(給付状況)の通知を出力できること。 |
| 168 | 統計・報告 | 事業統計報告(月報) | 介護保険事業状況報告(月報)を作成し、都道府県に報告できること。(ADAM-MESSENGER 経由) |
| 169 | | | 都道府県に報告する、介護保険事業状況報告(月報)情報を出力できること。 |
| 170 | | 事業統計報告(年報) | 介護保険事業状況報告(年報)を作成し、都道府県に報告できること。(ADAM-MESSENGER 経由) |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|---|
| 171 | | | 都道府県に報告する、介護保険事業状況報告(年報)情報を出力できること。 |
| 172 | | 認定状況報告 | 月間の認定状況を都道府県に報告できること。(認定ソフト経由) |
| 173 | | | を都道府県に報告する、月間の認定状況報告を出力できること。 |
| 174 | | 情報提供 | ケアマネージャ等の介護保険事業従事者に、事業遂行に必要な情報を提供できること。また、生活保護/障害者福祉業務への認定情報/給付情報の提供ができること。 |
| 175 | | | ケアマネージャの事業遂行に必要な、情報問合せに対して、受付処理ができること。 |
| 176 | | | ケアマネージャへ、介顔後保険資格、高額給付情報等を提示できること。 |
| 177 | | | 生活保護へ、認定情報/給付情報の連携ができること。 |
| 178 | | | 障害者福祉へ、認定情報/給付情報の連携ができること。 |
| 179 | | | 国民健康保険へ、認定情報/給付情報、特別徴収追加情報の連携ができること。 |
| 180 | | | 財務会計システムへ、調定、還付、不納欠損、支払情報の連携ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
介護保険

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|----|------------------------------|
| 181 | | | 後期高齢者医療へ、認定情報/給付情報の連携ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|--------|--|
| 1 | 新規認定 | 認定請求受理 | 児童手当新規認定受付入力ができること。 |
| 2 | | | 児童手当新規認定について、受付処理ができること。 |
| 3 | | | 児童手当新規認定について、住登外管理情報を参照し、認定請求情報が登録できること。 |
| 4 | | | 新規認定者の登録時、住登外情報が新規の者について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 5 | 認定審査 | 認定審査 | 所得・年金・児童の養育状況等を参照し、児童手当の認定・却下・返還保留の審査処理ができること。 |
| 6 | | | 国民年金情報を参照し、児童手当の認定・却下・返還保留の審査処理ができること。 |
| 7 | | | 住民基本台帳情報を参照し、児童手当の認定・却下・返還保留の審査処理ができること。 |
| 8 | | | 個人住民税情報を参照し、児童手当の認定・却下・返還保留の審査処理ができること。 |
| 9 | 認定結果通知 | 認定結果通知 | 決裁結果に基づき、手当の認定・却下・返戻保留通知書の作成処理ができること。 |
| 10 | | | 決裁結果に基づき、手当の認定・却下・返戻保留等の各種通知書を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----|---------|---|
| 11 | | 住民票記載通知 | 児童手当認定結果情報と資格消滅情報を住基の個別記載事項として管理するため、住民基本台帳に通知処理ができること。 |
| 12 | | | 認定結果情報、資格消滅情報を住民票個別記載事項として、住民基本台帳へ児童手当情報を連携できること。 |
| 13 | 額改定 | 額改定対象抽出 | 額改定の対象となる住民(転出、死亡、年齢到達者等)の情報抽出処理ができること。 |
| 14 | | 額改定請求受付 | 額改定請求・届出情報の受付処理ができること。 |
| 15 | | | 住民より、額改定請求・届出の受付処理ができること。 |
| 16 | | 額改定要件審査 | 児童養育状況の審査処理ができること。 |
| 17 | | | 児童養育状況について、住民基本台帳情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 18 | | | 児童養育状況について、個人住民税情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 19 | | | 児童養育状況について、住登外管理情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 20 | | | 児童養育状況について、国民年金情報を参照し、審査処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|----------|--------------------------------------|
| 21 | | 額改定修正 | 児童養育状況の審査結果に基づき、児童手当台帳の修正登録ができること。 |
| 22 | | 額改定通知等出力 | 決裁結果に基づき、額改定や額改定却下通知書の作成処理ができること。 |
| 23 | | | 決裁結果に基づき、額改定、額改定却下通知書を出力できること。 |
| 24 | 認定資格消滅 | 資格消滅対象抽出 | 転出や死亡、年齢到達による、児童手当の資格消滅者の抽出処理ができること。 |
| 25 | | 受給事由消滅届 | 受給事由消滅届の受付処理ができること。 |
| 26 | | | 住民より、受給事由消滅届の受付処理ができること。 |
| 27 | | 資格消滅要件審査 | 児童手当認定資格消滅対象者について、審査処理ができること。 |
| 28 | | | 資格消滅対象について、住民基本台帳情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 29 | | | 資格消滅対象について、個人住民税情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 30 | | | 資格消滅対象について、住登外管理情報を参照し、審査処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|---------|---|
| 31 | | | 資格消滅対象について、国民年金情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 32 | | 資格消滅通知 | 決裁結果をに基づき、消滅通知書の作成処理ができること。 |
| 33 | | | 決裁結果に基づき、消滅通知書を出力できること。 |
| 34 | 登録情報変更 | 登録情報変更届 | 児童認定の受給者もしくは養育児童の氏名や住所が変わった場合の変更届の受付処理ができること。 |
| 35 | | | 受給者や児童の氏名や住所が変わった場合の届出受付処理ができること。 |
| 36 | | 登録情報変更 | 児童手当受給者や養育児童の住民記録の異動を把握し、児童手当台帳の変更処理ができること。 |
| 37 | | | 受給者や児童の異動について、住民基本台帳情報を参照し、児童手当台帳の変更登録ができること。 |
| 38 | | | 受給者や児童の異動について、住登外管理情報を参照し、児童手当台帳の変更登録ができること。 |
| 39 | | | 受給者や児童について、国民健康保険情報を参照し、児童手当台帳の変更登録ができること。 |
| 40 | | | 住登外者について変更内容を、住登外管理情報へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----|---------|--|
| 41 | 現況届 | 現況届依頼準備 | 毎年6月ごろ現況届の作成処理ができること。 |
| 42 | | | 受給者に対して、現況届を出力できること。 |
| 43 | | 現況届情報登録 | 児童手当受給者から提出された現況届の受付入力処理ができること。 |
| 44 | | | 受給者から提出された現況届について、受付入力処理ができること。 |
| 45 | | 現況審査 | 提出された現況届に基づき、現受給者の所得や年金、そして児童の養育状況の審査処理ができること。 |
| 46 | | | 提出された現況届について、住民基本台帳情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 47 | | | 提出された現況届について、個人住民税情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 48 | | | 提出された現況届について、国民年金情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 49 | | | 提出された現況届について、住登外管理情報を参照し、審査処理ができること。 |
| 50 | | 現況届催促 | 現況届の未提出社を抽出し、催促通知処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-----------|--|
| 51 | | | 現況届の未提出者に対して、催促の再通知を出力できること。 |
| 52 | | 手当差止 | 現況届未提出者に、手当の支払いの差し止め処理ができること。 |
| 53 | | 継続手当情報 | 児童手当の継続受給について、通知確認処理ができること。 |
| 54 | | 現況審査結果等通知 | 現況審査結果等の通知処理ができること。 |
| 55 | | | 児童手当継続、差止結果について、現況審査結果等の通知を出力できること。 |
| 56 | 手当支払い | 過不足処理 | 対象児童の追加や消滅処理をおこなった場合の手当て金額の過不足・返戻を管理できること。 |
| 57 | | 支払調整 | 過去に過誤払いが発生している場合の相殺処理ができること。 |
| 58 | | 支払額算定 | 児童手当の支払いデータ作成処理ができること。 |
| 59 | | 支払対象者出力 | 支払対象者一覧及び支払通知書の作成処理ができること。 |
| 60 | | 手当支払通知 | 児童手当の支払通知処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|---|
| 61 | | | 児童手当の支払通知書を出力できること。 |
| 62 | | 手当振込依頼 | 振込依頼書を作成し、金融機関に送付する支払いフロッピーディスクの作成処理ができること。 |
| 63 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 64 | | 振込不能登録 | 金融機関からの情報に基づき、口座振込不能処理ができること。 |
| 65 | | | 金融機関からの振込結果に基づき、口座振込不能者の確認登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-------|--|
| 1 | 照会 | 検索 | 氏名かな、氏名漢字、生年月日、性別、個人番号、証書番号で検索できること。また、受給者、児童のどちらでも検索ができること。 |
| 2 | | 受給者情報 | 認定請求及び変更時に登録した受給者の台帳情報を閲覧できること。 |
| 3 | | 児童情報 | 認定請求及び変更時に登録した児童の台帳情報を閲覧できること。 |
| 4 | | 所得情報 | 認定請求及び変更時に登録した世帯の所得情報を閲覧できること。 |
| 5 | | 支払情報 | 支払予定及び支払額の情報を閲覧できること。 |
| 6 | 異動・登録 | 認定請求 | 認定請求書記載内容の登録(本人情報、児童情報、本人所得、配偶者所得、扶養義務者所得、口座情報)ができること。 却下の登録ができること。 |
| 7 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 8 | | | 受付年月日から支給開始年月日が自動算出できること。かつ、手動で修正ができること |
| 9 | | 資格喪失 | 資格喪失届記載内容の登録ができること。また、未支給分の手当がある場合は、随時払い登録もあわせてできること。 |
| 10 | | 受給者死亡 | 死亡・未支払請求書記載内容の登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|--|
| 11 | | 額改定請求 | 児童が増えた場合、額改定請求書記載内容の登録ができること。また、支給額の自動計算ができること。 |
| 12 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 13 | | 額改定届 | 児童が減った場合、額改定請求書記載内容の登録ができること。また、支給額の自動計算ができること。 |
| 14 | | 支給停止関係 | 支給停止関係(発生・消滅・変更)届記載内容の登録ができること。また、取り込んだもしくは入力した所得情報にて自動判定ができること。 |
| 15 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 16 | | 支給期間延長届 | 在留期間延長届記載内容の登録ができること。 |
| 17 | | 障害有期認定請求 | 再認定障害診断書届等の記載内容の登録ができること。 |
| 18 | | 年齢延長申立 | 受給期間変更届等の記載内容の登録ができること。 |
| 19 | | 支給事由変更届 | 支給事由変更届記載内容の登録ができること。 |
| 20 | | 氏名変更 | 受給者の氏名変更届記載内容の登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|-----------------------------|
| 21 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 22 | | 対象児童氏名変更 | 対象児童の氏名変更届記載内容の登録ができること。 |
| 23 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 24 | | 証書再交付 | 証書亡失届記載内容の登録及び証書の再印刷ができること。 |
| 25 | | 支払金融機関変更 | 金融機関変更届記載内容の登録ができること。 |
| 26 | | | 新旧2件の口座情報を記憶できること |
| 27 | | 市内住所変更 | 管内住所変更届記載内容の登録ができること。 |
| 28 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 29 | | 市外転入住所変更 | 市外転入住所変更届記載内容の登録ができること。 |
| 30 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|--|
| 31 | | 市外転入台帳登録 | 転入元の自治体から送付された台帳の登録ができること。 |
| 32 | | 市外転出住所変更 | 市外転出変更届記載内容の登録ができること。 同時に支払い差止め処理が行われること。 |
| 33 | | | 住基と連動し、対象者等が簡単に選択できること。 |
| 34 | | 支払差止 | 支払の差止ができること。 |
| 35 | | 年齢到達減額 | 年齢到達児童の減額処理ができること。 |
| 36 | | 年齢到達資格喪失 | 年齢到達児童の喪失処理ができること。 |
| 37 | 支払 | データ作成 | 金融機関へ提出する支払データの作成ができること。 |
| 38 | | データ出力 | FDに支払データの出力ができること。 |
| 39 | | 支払確定 | 支払結果の確定処理ができること。 |
| 40 | | 支払調整 | 支払の差額調整ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|---------|--------------------------------------|
| 41 | | | 金額が大きく長期に渡る場合にも対応できること。 |
| 42 | | データ修正 | 支払データの修正ができること。 |
| 43 | | データ解除 | 支払確定前の支払データを解除できること。 |
| 44 | 統計 | 統計 | 統計資料の印刷ができること。 |
| 45 | | 統計61表 | 統計61表の印刷ができること。 |
| 46 | 現況 | 入力・審査 | 現況届記載内容の登録ができること。 |
| 47 | | 出力 | 登録された現況届内容にて自動判定および各月の支給額自動算出ができること。 |
| 48 | | | 適用日を任意で設定できること。 |
| 49 | 時効 | | 時効対象者の出力ができること。 |
| 50 | 届出帳票関連 | チェックリスト | 再診断予定者一覧表の印刷ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | | |
|----|----|----|------------------------|---------------------|------------------|
| 51 | | | 児童扶養手当再診断通知書の印刷ができること。 | | |
| 52 | | | 再診断未提出者一覧表の印刷ができること。 | | |
| 53 | | | 拘禁終了予定一覧表の印刷ができること。 | | |
| 54 | | | 年齢到達予定一覧表の印刷ができること。 | | |
| 55 | | | 受給資格者台帳番号簿の印刷ができること。 | | |
| 56 | | | 受給資格者台帳索引簿の印刷ができること。 | | |
| 57 | | | 受給資格者台帳の印刷ができること。 | | |
| 58 | | | 現況届 | 児童扶養手当現況届の印刷ができること。 | |
| 59 | | | 一部支給停止 | 停止者一覧 | 対象者データの作成ができること。 |
| 60 | | | | 停止者照会 | 対象者の照会ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-----|-------|---|
| 61 | | 入力・審査 | 入力、審査ができること。 |
| 62 | | | 適用日を任意で設定できること。 |
| 63 | その他 | 全般 | システムとリアルタイムに連動を行うことにより、異動処理が迅速に対応できること。 |
| 64 | | | 入力時のチェック機能により、入力ミスの防止が考慮されていること。 |
| 65 | | | 入力ミスが発見された場合、履歴を残さずに修正を行うことができること。(操作履歴は必要) |
| 66 | | | 外国人登録システムと連動していること。 |
| 67 | | その他 | 職務代理等が設定された期間の場合、共通基盤設定にしたがい、自動的に職務代理情報が反映すること。 |
| 68 | | | 認証文、公印の種類は各帳票ごとで設定ができること。 |
| 69 | | | プログラム操作を行うことなく、任意にデータの抽出が主管課職員でも許可されていれば抽出できること。また、表計算ソフト等で利用できるCSV形式が可能であること。(EUC機能を有していること) |
| 70 | | | 発送する通知等の文書についてはカスタマバーコードが表示できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
児童扶養手当

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|--|
| 71 | | | 文書番号、通知日付の設定が可能なこと。 |
| 72 | 共通 | 世帯所得世帯状況 | 新規認定入力時や現況届入力時など審査・認定用に受給者世帯員の所得状況や住基情報を任意に照会でき、世帯員の世帯所得表や住基情報を記した世帯状況表が作成できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------|--|
| 1 | 審査決定 | 相談受付 | 生活相談等をおこない、必要な指示・助言・申請書交付をおこなうために、相談・面接内容等の登録処理ができること。 |
| 2 | | | 生活相談等をおこない必要な指示・助言処理ができること。 |
| 3 | | | 生活相談時、面接記録票、各種申請書を出力できること。 |
| 4 | | | 生活相談等に基づき、住民基本台帳情報を参照し、相談・面接内容を登録できること。 |
| 5 | | | 生活相談等に基づき、住登外管理情報を参照し、相談・面接内容を登録できること。 |
| 6 | | | 民生委員の通報により、生活相談等をおこない、指示・助言内容を登録できること。 |
| 7 | | | 病院の通報により、生活相談等をおこない、指示・助言内容を登録できること。 |
| 8 | | | 警察の通報により、生活相談等をおこない、指示・助言内容を登録できること。 |
| 9 | 申請 | 申請 | 申請書の記述内容、及び添付書類を確認し、申請書の受付処理ができること。 |
| 10 | | | 住民より提出された、申請書の記述内容、添付書類を確認し、申請書の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|---|
| 11 | | 調査結果登録 | 申請書・添付書類・照会結果等を参照し、要保護状態について審査し登録・決裁ができること。 |
| 12 | | | 病院への医療要否意見書、検診命令結果の報告を依頼し、結果を登録できること。 |
| 13 | | | 29条調査(預貯金)について、銀行へ調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 14 | | | 29条調査(預貯金)について、郵便局へ調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 15 | | | 29条調査(年金等)について、社会保険事務所局へ調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 16 | | | 29条調査(生命保険等)について、生命保険会社へ調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 17 | | | 扶養義務者へ扶養状況、資産状況を調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 18 | | | 他市区町村へ戸籍、資産状況を調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 19 | | | 29条調査(自動車保有)について、陸運局へ調査依頼し、調査結果を登録できること。 |
| 20 | | | 資産状況調査について、固定資産税情報を参照し、調査結果を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|--|
| 21 | | | 所得状況調査について、個人住民税情報を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 22 | | | 軽自動車保有状況について、軽自動車税を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 23 | | | 健康保険証状況調査について、国民健康保険情報を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 24 | | | 年金状況調査について、国民年金情報を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 25 | | | 障害者状況調査について、障害者福祉情報を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 26 | | | 介護保険状況調査について、介護保険状況を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 27 | | | 児童手当状況調査について、児童手当情報を参照し、調査結果を登録できること。 |
| 28 | | | 戸籍状況調査について、戸籍情報を照会し、調査結果を登録できること。 |
| 29 | | 審査結果記録 | 申請書・添付書類・照会結果等を参照し、要保護状態について審査し、登録・決裁ができること。 |
| 30 | | 決定通知 | 保護の申請日から14日以内に、住民に対し保護決定通知書により、保護の要否、種類、程度及び方法、決定理由を通知できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|--|---------|---|---|
| 31 | | | 保護決定通知書により保護の要否、種類、程度及び方法、決定理由を通知できること。 | |
| 32 | ケースワーク | 保護方針検討 | 過去の訪問・面接記録や他法他施策(身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法等40法令)の適用有無を検討し、生活保護に関する各種扶助及び自立支援計画の策定ができること。 | |
| 33 | | 訪問計画立案 | 在宅被保護者に対して約1～6ヶ月に1度、入院入所者及び担当主治医に対しては年間1回以上、定期的に担当ケースワーカーが家庭訪問するための訪問予定計画表を登録できること。 | |
| 34 | | 訪問結果登録 | 自立支援計画に基づき、訪問計画に従い、家庭訪問により面接を行い、生活・健康・就労・求職活動の状況について確認し、生活指導・健康指導・就労指導ができること。 | |
| 35 | | | 自立支援計画、訪問計画に基づき、家庭訪問、面接をおこない、生活・健康・就労・求職活動等の状況を確認し、訪問内容を登録できること。 | |
| 36 | | | 指示・指導・支給情報 | 家庭訪問・面接等により確認した生活状況や指導・指示内容を登録管理できること。 |
| 37 | | | 保護者に対して、家庭訪問・面接等により確認した生活状況について指導・指示内容を登録できること。 | |
| 38 | | | 査察指導員 | 査察指導員により、ケースワーカーの登録内容の承認等、計画の変更ができること。 |
| 39 | | 最低生活費変更 | 相談受付 | 被保護者から収入、支出その他生計の状況又は居住地や世帯構成などの変更に関する相談を受けた場合、指示・指導を行い、必要に応じて保護変更申請書を交付し相談・面接記録を登録できること。 |
| 40 | 被保護者から収入、支出その他生計の状況又は居住地や世帯構成などの変更に関する相談を受け、相談・面接記録を登録できること。 | | | |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 41 | | | 相談内容について、指示・指導をおこない、保護変更申請書を出力できること。 |
| 42 | | 申請 | 申請書・添付書類の記述内容等を確認し、申請の受付処理ができること。 |
| 43 | | | 被保険者からの保護変更申請書・添付書類の記述内容等を確認し、受付処理ができること。 |
| 44 | | 対象抽出 | 最低生活費の要件に関し、対象者、変更申請項目の対象抽出処理ができること。 |
| 45 | | 審査 | 最低生活費の要件について、他業務を参照し、審査処理ができること。 |
| 46 | | | 最低生活費要件について、住民基本台帳情報を参照し、審査ができること。 |
| 47 | | | 最低生活費要件について、個人住民税情報を参照し、審査ができること。 |
| 48 | | | 最低生活費要件について、障害者福祉情報を参照し、審査ができること。 |
| 49 | | | 最低生活費要件について、介護保険情報を参照し、審査ができること。 |
| 50 | | | 最低生活費要件について、ケースワーカによる所見により、審査ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-----------|--|
| 51 | | | 最低生活費要件について、病院、施設からの入退院、入退所情報により、審査ができること。 |
| 52 | | 認定 | 審査結果に基づき、該当する被保護者の最低生活費を計算し結果の認定処理ができること。 |
| 53 | 扶助費変更 | 最低生活費情報取込 | 扶助費変更の要件となる最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 54 | | | 扶助費変更要件について、社会保険事務所より年金受給情報を照会し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 55 | | | 扶助費変更要件について、ケースワーカーの所見により、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 56 | | | 扶助費変更要件について、国民健康保険情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 57 | | | 扶助費変更要件について、国民年金情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 58 | | | 扶助費変更要件について、障害者福祉情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 59 | | | 扶助費変更要件について、介護保険情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 60 | | | 扶助費変更要件について、児童手当情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|---|
| 61 | | | 扶助費変更要件について、乳幼児医療情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 62 | | | 扶助費変更要件について、ひとり親医療情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 63 | | | 扶助費変更要件について、児童扶養手当情報を参照し、最低生活費の変更情報の取込処理ができること。 |
| 64 | | 照会 | 勤労に伴う収入額の変更について、勤務先への照会処理ができること。 |
| 65 | | | ケースワーカ所見により、変更内容の照会処理ができること。 |
| 66 | | | 病状等について、病院への照会処理ができること。 |
| 67 | | | 勤労に伴う収入額について、勤務先への変更内容の照会処理ができること。 |
| 68 | | 計算 | 収入額等の照会結果に基づき、収入認定額の決定処理ができること。 |
| 69 | | 登録 | 扶助費の変更、生活保護の停止、廃止の認定結果を登録できること。 |
| 70 | | 通知 | 扶助費の変更、生活保護の停止、廃止を決定するかどうか決裁結果を通知処理できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---|---|
| 71 | | | 被保護者に対し。保護変更決定通知書を出力できること。 |
| 72 | 支給 | 口座管理 | 個人口座情報、各関係機関の口座情報の登録・保守ができること。 |
| 73 | | | 被保険者よりの、口座情報の照会処理ができること。 |
| 74 | | | 住登外管理情報について、個人口座情報、各関係機関の口座情報が登録できること。 |
| 75 | | | 支給データ作成 |
| 76 | | 回付 | 現金支給の場合は指定月の保護費支給予定を、給食費・家賃の代理納付の場合は支給データの作成処理ができること。 |
| 77 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 78 | | | 現金支給管理 |
| 79 | | 財務会計からの現金支給分の支給対象者情報を連携できること。 | |
| 80 | | 支給データに基づき、被保護者への現金支給分について、支給状況を管理できること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|--|
| 81 | | 領収書管理 | 被保護者からの扶助費受領書を管理できること。 |
| 82 | | | 被保護者からの扶助費受領書について、支給対象者情報の管理ができること。 |
| 83 | | 書留送付 | 支給データに基づき、財務会計から受け取った現金に受領書を添えて被保護者に送付できること。 |
| 84 | | | 財務会計からの現金支給分の支給対象者情報を連携できること。 |
| 85 | | | 支給データに基づき、被保険者への現金支給分のうち書留分の送付処理ができること。 |
| 86 | | 現物支給 | 保護台帳から現物支給の対象となる被保護者情報・支給内容を取り込み、業者に対し現物支給を依頼して請求書を受領し、支給データの作成処理ができること。 |
| 87 | | | 現物支給対象となる被保護者情報・支給内容に基づき、業者に対し現物支給の依頼処理ができること。 |
| 88 | | | 現物支給の対象となる業者に対し、現物支給物品の請求書の受領登録ができること。 |
| 89 | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 90 | | 代理納付 | 介護保険業務に支給データを通知し、代理納付処理をができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|------|--------|--|
| 91 | | | 介護保険へ支給データを通知し、代理納付処理ができること。 |
| 92 | 債権管理 | 返還方法決定 | 生活保護法第63条・78条の債務者に対し返還・弁償方法を問い合わせ、返還方法決定処理ができること。 |
| 93 | | | 生活保護法第63条・78条の債務者に対し返還・弁償方法を問い合わせ処理ができること。 |
| 94 | | | 債務者からの返還・弁償方法について、決定処理ができること。 |
| 95 | | | 台帳作成 |
| 96 | | 徴収 | 債務者に対し返還金・弁償金納付書を発行し、納付結果を債務者台帳への登録処理ができること。 |
| 97 | | | 債務者に対し返還金・弁償金納付書を出力できること。 |
| 98 | | | 会計室からの、納付結果を債務者台帳に登録できること。 |
| 99 | | 督促・催告 | 債務者が返還金・弁償金を納付しない場合、督促・催告処理ができること。 |
| 100 | | | 債務者が返還金・弁償金を納付しない場合について、ケースワーカーからの納付指導の依頼資料を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|---------|------|--|
| 101 | | | 債務者が返還金・弁償金を納付しない場合について、督促状・催告状を出力できること。 |
| 102 | | 滞納処分 | 債務者死亡や、その後扶養義務者が返還・弁償金納付に応じない場合、欠損処理をおこない、結果を財務会計に通知できること。 |
| 103 | | | 滞納ぶんについて、欠損処理をおこない、欠損結果を財務会計へ連携できること。 |
| 104 | 医療・介護扶助 | 相談受付 | 被保護者から疾病・介護の変更相談を受け付け、検診命令書と保護変更申請書の作成処理ができること。 |
| 105 | | | 被保護者から疾病・介護の変更相談の受付処理ができること。 |
| 106 | | | 変更相談を受け付けより、検診命令書、保護変更申請書を出力できること。 |
| 107 | | 申請 | 疾病変更申請または介護変更申請の受付処理ができること。 |
| 108 | | | 介護事業者のケアプランより、介護変更の受付処理ができること。 |
| 109 | | | 被保険者より、疾病変更申請または介護変更申請の受付処理ができること。 |
| 110 | | | 発券・交付 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|--------|--|
| 111 | | | 医療要件(診療情報)、給付要件(治材・施術・移送)の登録し、医療券・給付券の出力ができること。発券記録を保護台帳に記録できること。 |
| 112 | | 病状照会 | 医療扶助の変更の場合、被保護者に検診命令書を発行し病院に病状調査の依頼処理ができること。 |
| 113 | | | 医療扶助の変更の場合、被保護者に検診命令書を出力できること。病院に対しては、病状照会書等を出力できること。 |
| 114 | | 審査結果登録 | 医療要件(診療情報)、要否意見書、介護被保険者資格情報、要介護認定情報の登録処理ができること。 |
| 115 | | | 医療要件(診療情報)、要否意見書の登録ができること。介護被保険者資格情報、要介護認定情報の登録ができること。 |
| 116 | | レセプト審査 | レセプト請求データの一括取込をおこない、医療券発行データの突合処理ができること。 |
| 117 | | | 国保連合会よりの、医療券発行データの突合処理ができること。 |
| 118 | | | 支払基金よりの、診療報酬請求情報の一括取込処理ができること。 |
| 119 | | 支払 | 医療台帳より診療報酬請求情報を取り込み、財務会計へ支払命令書を送付し、国保連合会からの介護給付費払込請求書、介護給付費審査支払手数料請求書を財務会計へ送付する処理ができること。 |
| 120 | | | 支払基金からの診療報酬請求情報より、支払処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|-------|-------|--|
| 121 | | | 国保連合会からの介護給付費払込請求書、介護給付費審査支払手数料請求書の支払処理ができること。 |
| 122 | | | 会計部門に対し、支出命令書を連携できること。 |
| 123 | 統計・報告 | データ収集 | 保護台帳より経理報告データもしくは厚生省報告データの連携ができること。 |
| 124 | | 資料作成 | 生活保護法補助金等の実績報告書を出力できること。 |
| 125 | | 報告 | 都道府県に対し、生活保護法補助金等の実績票、全国一斉基礎調査票を報告処理ができること。 |
| 126 | | | 都道府県に対し、生活保護法補助金等の実績票、全国一斉基礎調査票を出力できること。 |
| 127 | | 請求 | 都道府県に対し、生活保護費県負担金の交付申請処理ができること。 |
| 128 | | | 都道府県に対し、生活保護費県負担金の交付申請書を出力できること。 |
| 129 | | 情報提供 | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報を他業務へ提供できること。 |
| 130 | | | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報について、個人住民税へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
生活保護

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|----|-------|--|
| 131 | | | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報について、国民年金へ連携できること。 |
| 132 | | | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報について、障害者福祉へ連携できること。 |
| 133 | | | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報について、乳幼児医療へ連携できること。 |
| 134 | | | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報について、ひとり親医療へ連携できること。 |
| 135 | | | 生活保護の受給情報及び開始、停止、廃止の情報について、介護保険へ連携できること。 |
| 136 | 管理 | その他機能 | 送付先住所を登録管理できること。 |
| 137 | | | メモ情報を登録管理できること。 |
| 138 | | | DV対象者について、帳票の出力制御等の確認管理ができること。 |
| 139 | | | 生保受給の履歴状況を参照できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
乳幼児医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|--------|---|
| 1 | 資格管理 | 新規資格登録 | 乳幼児医療の新規資格登録申請を受付け(台帳管理)、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録管理できること。 |
| 2 | | | 住民よりの、乳幼児医療の新規資格登録申請書の受付処理ができること。 |
| 3 | | | 新規資格登録申請により、住民基本台帳情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 4 | | | 新規資格登録申請により、個人住民税情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 5 | | | 新規資格登録申請により、国民健康保険情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 6 | | | 新規資格登録申請により、児童手当情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 7 | | | 新規資格登録申請により、生活保護情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 8 | | | 新規資格登録申請により、ひとり親医療情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 9 | | | 新規資格登録申請により、障害者医療情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 10 | | | 新規資格登録申請により、住登外管理情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
乳幼児医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|--|
| 11 | | | 資格登録者について、住登外情報が新規の者を、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 12 | | | 資格状況に基づき、乳幼児医療健康保険証を出力できること。 |
| 13 | | 記載事項変更 | 乳幼児医療受給者の氏名、住所、または加入保険や届出口座情報等の台帳管理項目の変更届けを受け付け、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 14 | | | 受給者の氏名、住所等、台帳管理項目の変更届出の受付処理ができること。 |
| 15 | | | 受給者の加入保険や届出口座情報等の台帳管理項目の変更届出の受付処理ができること。 |
| 16 | | | 変更届出に基づき、住民基本台帳情報を参照し、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 17 | | | 変更届出に基づき、国民健康保険情報を参照し、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 18 | | | 変更届出に基づき、住登外管理情報を参照し、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 19 | | | 受給者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 20 | | 資格消滅 | 転出や死亡、年齢到達により乳幼児医療の受給資格が消滅した者の資格の消滅処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
乳幼児医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|--|
| 21 | | | 乳児医療資格消滅申請や年齢到達により、受給資格が消滅者の受付処理ができること。 |
| 22 | | | 受給資格消滅者について、住民基本台帳情報を参照し、登録資格の消滅ができること。 |
| 23 | | | 受給資格消滅者について、住登外管理情報を参照し、登録資格の消滅ができること。 |
| 24 | | 資格更新 | 認定資格更新審査をおこない、資格状態の見直し処理ができること。 |
| 25 | | | 乳幼児医療更新申請により、認定資格の更新の受付処理ができること。 |
| 26 | | | 乳幼児医療健康保険証変更により、認定資格の更新の受付処理ができること。 |
| 27 | | | 認定資格更新の審査に基づき、住民基本台帳情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 28 | | | 認定資格更新の審査に基づき、個人住民税情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 29 | | | 認定資格更新の審査に基づき、国民健康保険情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 30 | | | 認定資格更新の審査に基づき、児童手当情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
乳幼児医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|---|
| 31 | | | 認定資格更新の審査に基づき、生活保護情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 32 | | | 認定資格更新の審査に基づき、ひとり親医療情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 33 | | | 認定資格更新の審査に基づき、障害者医療情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 34 | | | 認定資格更新の審査に基づき、住登外管理情報を参照し、資格状態の見直し登録ができること。 |
| 35 | | | 受給者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 36 | | | 受給者の加入保険情報の履歴及び異動履歴を参照できること。 |
| 37 | | 結果通知等 | 資格状態により、受給資格の各種通知書等及び受給者証(医療証)の作成処理ができること。また、登録情報変更時には、受給者証(医療証)の再作成処理ができること。 |
| 38 | | | 住民基本台帳情報を参照し、受給資格の各種通知書等及び受給者証(医療証)の作成処理及び台帳変更時に再作成処理ができること。 |
| 39 | | | 住登外管理情報を参照し、受給資格の各種通知書等及び受給者証(医療証)の作成処理及び台帳変更時に再作成処理できること。 |
| 40 | | | 受給者に対し、受給資格の各種通知書等及び受給者証(医療証)を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
乳幼児医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------------------------|------|---|
| 41 | 医療費支払 | 現物給付 | 国保連合会から乳幼児医療対象者の請求書を受け取り、各医療機関に対する支払データの作成処理ができること。 |
| 42 | | | 国保連合会からの乳幼児医療対象の請求書、内訳書、レセプト情報に基づき、各医療機関への支払データ作成処理ができること。 |
| 43 | | | 会計部門に対し、支払データを連携できること。 |
| 44 | | | 受給者への支給記録の履歴を参照できること。 |
| 45 | | 償還払い | 支給申請書(領収書またはレシート添付)に基づき、支払台帳入力をおこない、入力した乳幼児医療償還払いデータから支払対象者の抽出処理ができること。 |
| 46 | | | 受給者より、医療費支給申請書を受付け、支払台帳入力ができること。 |
| 47 | | | 申請書(領収書またはレシート添付)入力された、乳幼児医療償還払いデータから、医療費支払処理または、自己負担額上限超の請求処理ができること。 |
| 48 | | | 支払対象者に対し、各種通知書等を出力できること。 |
| 49 | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 | | |
| 50 | 統計・報告 | 報告 | 統計対象情報(受給者情報、支払情報)を抽出し、報告書作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
乳幼児医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|-------------------------------------|
| 51 | | | 都道府県への、統計対象情報(受給者情報、支払情報)を出力できること。 |
| 52 | | | 国保連合会への、統計対象情報(受給者情報、支払情報)を出力できること。 |
| 53 | | 情報提供 | 他業務が参照する必要がある乳幼児医療の資格情報を提供できること。 |
| 54 | | | 乳幼児医療の資格情報を、(16)生活保護へ連携できること。 |
| 55 | | | 乳幼児医療の資格情報を、(18)ひとり親医療情報へ連携できること。 |
| 56 | | | 乳幼児医療の資格情報を、障害者医療情報へ連携できること。 |
| 57 | 管理 | その他機能 | 送付先住所を登録管理できること。 |
| 58 | | | メモ情報を登録管理できること。 |
| 59 | | | DV対象者について、帳票の出力制御等の確認管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
ひとり親医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|--------|--|
| 1 | 資格管理 | 新規資格登録 | ひとり親医療の新規資格登録申請を受け、所得や他受給状況等に基づき受給資格の審査をおこない、資格状態を登録管理できること。 |
| 2 | | | 住民よりの、ひとり親医療の新規資格登録申請書の受付処理ができること。 |
| 3 | | | 新規資格登録申請により、住民基本台帳情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 4 | | | 新規資格登録申請により、住登外管理情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 5 | | | 資格登録者について、住登外情報が新規の者を、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 6 | | | 新規資格登録申請により、個人住民税情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 7 | | | 新規資格登録申請により、国民健康保険情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 8 | | | 新規資格登録申請により、児童手当情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 9 | | | 新規資格登録申請により、生活保護情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 10 | | | 新規資格登録申請により、乳幼児医療情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
ひとり親医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---|---|
| 11 | | | 新規資格登録申請により、障害者医療情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格を台帳へ登録できること。 |
| 12 | | 記載事項変更 | 受給者の氏名や加入保険等の台帳管理項目の変更届けを受け付け、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 13 | | | 受給者の氏名や加入保険等の台帳管理項目の変更届出の受付処理ができること。 |
| 14 | | | 変更届出に基づき、住民基本台帳情報を参照し、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 15 | | | 変更届出に基づき、住登外管理情報を参照し、台帳の登録情報変更ができること。 |
| 16 | | | 受給者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 17 | | | 資格消滅 |
| 18 | | ひとり親医療消滅申請や年齢到達により、受給資格が消滅者の受付処理ができること。 | |
| 19 | | 受給資格消滅者について、住民基本台帳情報を参照し、登録資格の消滅ができること。 | |
| 20 | | 受給資格消滅者について、住登外管理情報を参照し、登録資格の消滅ができること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
ひとり親医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 21 | | | 受給者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 22 | | 資格更新 | 更新対象者を抽出し更新申請書(現況届)を送付する。提出された更新申請書(現況届)を受け付け、所得や他の受給状況等を参照し、受給資格更新の審査処理ができること。 |
| 23 | | | 受給者より、更新申請書(現況届)の受付処理ができること。 |
| 24 | | | 更新申請により、住民基本台帳情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 25 | | | 更新申請により、住登外管理情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 26 | | | 受給者について、住登外情報に変更があった場合について、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 27 | | | 更新申請により、個人住民税情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 28 | | | 更新申請により、国民健康保険情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 29 | | | 更新申請により、児童手当情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 30 | | | 更新申請により、生活保護情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
ひとり親医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|-------|--|
| 31 | | | 更新申請により、乳幼児医療情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 32 | | | 更新申請により、障害者医療情報を参照し、審査基準(年齢、所得条件等)を基に審査をおこない、資格状態を登録できること。 |
| 33 | | | 受給者の加入保険情報の履歴及び異動履歴を参照できること。 |
| 34 | | 結果通知等 | 登録更新結果に基づき、受給者証、各種通知書の作成処理ができること。 |
| 35 | | | 登録更新結果に基づき、住民基本台帳情報を参照し、結果通知作成処理ができること。 |
| 36 | | | 登録更新結果に基づき、住登外管理情報を参照し、結果通知作成処理ができること。 |
| 37 | | | 受給者より、受給者証再交付申請について受付処理ができること。 |
| 38 | | | 受給者に対して、受給者証、各種通知書を出力できること。 |
| 39 | 医療費支払 | 現物給付 | 医療機関に対し現物給付分を支払うため、国保連合会より医療費請求情報を受け、支払処理ができること。 |
| 40 | | | 国保連合会から乳幼児医療対象者の請求書を受け、各医療機関に対する支払データの作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
ひとり親医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|-------|------|--|--|
| 41 | | | 会計部門に対し、支払データを連携できること。 | |
| 42 | | | 受給者への支給記録の履歴を参照できること。 | |
| 43 | | | 償還払い | 受給者からの医療費の請求に基づき、医療費の支払処理ができること。 |
| 44 | | | | 受給者より、医療費支給申請書、領収書を受付け、ひとり親医療償還払いデータから、医療費支払処理または、自己負担額上限超の請求処理ができること。 |
| 45 | | | | 支払対象者に対し、各種通知書等を出力できること。 |
| 46 | | | | 金融機関への振込データを会計部門へ連携できること。 |
| 47 | 統計・報告 | 報告 | 統計対象情報(受給者情報、支払情報)を抽出し、報告書の作成処理ができること。 | |
| 48 | | | 都道府県への、統計対象情報(受給者情報、支払情報)を出力できること。 | |
| 49 | | | 国保連合会への、統計対象情報(受給者情報、支払情報)を出力できること。 | |
| 50 | | | ひとり親医療の受給情報を、他業務が参照する必要がある情報を提供できること。 | |
| | | 情報提供 | | |

【サンプル】業務別要件一覧
ひとり親医療

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|--------------------------------|
| 51 | | | ひとり親医療の資格情報を、生活保護へ連携できること。 |
| 52 | | | ひとり親医療の資格情報を、乳幼児医療情報へ連携できること。 |
| 53 | | | ひとり親医療の資格情報を、障害者医療情報へ連携できること。 |
| 54 | | | ひとり親医療の資格情報を、国民健康保険情報へ連携できること。 |
| 55 | 管理 | その他機能 | 送付先住所を登録管理できること。 |
| 56 | | | メモ情報を登録管理できること。 |
| 57 | | | DV対象者について、帳票の出力制御等の確認管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|------|--|
| 1 | 成人検診 | 検診管理 | 検診の申込情報、基本健診、肝炎検査、がん検診、骨粗しょう症検診、歯科歯周疾患の受診情報、基本チェックリストを管理できること。また、健診結果に伴う通知書、受診者一覧等の作成処理ができること。 |
| 2 | | | 検診の申込情報、受診情報、基本チェックリストを管理し、健康管理情報を登録できること。 |
| 3 | | | 健康管理情報に基づき、健診等の案内通知、受診結果通知等を出力できること。 |
| 4 | | | 健康管理登録者について、住民基本台帳情報を参照し、管理情報を登録できること。 |
| 5 | | | 健康管理登録者について、住登外管理情報を参照し、管理情報を登録できること。 |
| 6 | | | 登録者について、住登外情報が新規の者を、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 7 | | | 健康管理登録者について、国民健康保険を参照し、管理情報を登録できること。 |
| 8 | | | 健康管理情報に基づき、介護予防へ生活機能評価情報を送付できること。 |
| 9 | | | 健康管理情報に基づき、医療機関へ受診対象者情報を送付できること。 |
| 10 | | | 医療機関よりの受診結果、精検結果について、管理情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------------------------------|---------|---|
| 11 | | | 受診結果の履歴を参照できること。 |
| 12 | 母子保健管理 | 妊産婦検診管理 | 母子手帳交付情報および妊婦健診・産婦健診の受診情報を管理できること。また、健診等に 伴う通知書、受診者一覧等の作成処理ができること。 |
| 13 | | | 住民からの、母子手帳交付申請、妊婦届出の受付処理ができること。 |
| 14 | | | 医療機関よりの健診結果について、管理情報を登録できること。 |
| 15 | | | 妊産婦について、住民基本台帳情報を参照し、母子手帳交付情報、妊産婦健診の受診情報 を登録できること。 |
| 16 | | | 妊産婦について住登外管理情報を参照し、母子手帳交付情報、妊産婦健診の受診情報を登 録できること。 |
| 17 | | | 登録者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 18 | | | 妊産婦に対して、受診票、結果通知等を出力できること。 |
| 19 | | | 乳幼児健診管理 |
| 20 | 住民からの出生届等により、乳幼児健康管理の受付処理ができること。 | | |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------|---|
| 21 | | | 医療機関よりの健診結果について、管理情報を登録できること。 |
| 22 | | | 乳幼児について、住民基本台帳情報を参照し、出生時情報、各種乳幼児健診の受診情報を登録できること。 |
| 23 | | | 乳幼児について住登外管理情報を参照し、出生時情報、各種乳幼児健診の受診情報を登録できること。 |
| 24 | | | 登録者について、住登外情報に変更があった場合、(30)住登外管理情報へ連携できること。 |
| 25 | | | 乳幼児に対して、受診票、結果通知等を出力できること。 |
| 26 | | | 乳幼児健診結果の履歴を参照できること。 |
| 27 | | 母子保健指導 | 教室の申込情報、妊婦および産婦・乳幼児への教室事業、相談事業、訪問事業の実施情報を管理できること。また、各事業の実施に伴う通知書、受講者一覧等の作成処理ができること。 |
| 28 | | | 住民からの教室申込等により、健康管理の受付処理ができること。 |
| 29 | | | 申込者について、住民基本台帳情報を参照し、教室申込情報、妊産婦・乳幼児の教室事業、相談事業、訪問事業の実施情報を登録できること。 |
| 30 | | | 申込者について住登外管理情報を参照し、教室申込情報、妊産婦・乳幼児の教室事業、相談事業、訪問事業の実施情報を登録できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|--------|---------|---|
| 31 | | | 登録者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 32 | | | 保健師に対して、母子健康管理情報の実績記録を連携できること。 |
| 33 | | | 申込者に対して、案内通知等を出力できること。 |
| 34 | | | 母子健診結果の履歴を参照できること。 |
| 35 | 予防接種管理 | 乳幼児予防接種 | 未就学児から就学児の予防接種の接種状況を管理できること。また、予防接種実施に伴う通知書、台帳等の作成処理ができること。 |
| 36 | | | 未就学児から就学児の予防接種の接種状況を確認できること。 |
| 37 | | | 医療機関よりの接種結果について、管理情報を登録できること。 |
| 38 | | | 接種状況に基づいて、住民基本台帳情報を参照し、接種結果情報を登録できること。 |
| 39 | | | 接種状況に基づいて、住登外管理情報を参照し、接種結果情報を登録できること。 |
| 40 | | | 登録者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----------|---------|---|
| 41 | | | 乳幼児に対して、予防接種実施の案内通知等を出力できること。 |
| 42 | | 高齢者予防接種 | 高齢者インフルエンザ等成人予防接種の接種状況を管理できること。また、予防接種実施に伴う通知書、台帳等の作成処理ができること。 |
| 43 | | | 高齢者インフルエンザ等の成人予防接種の接種状況を確認できること。 |
| 44 | | | 医療機関よりの接種結果について、管理情報を登録できること。 |
| 45 | | | 接種状況に基づいて、住民基本台帳情報を参照し、接種結果情報を登録できること。 |
| 46 | | | 接種状況に基づいて、住登外管理情報を参照し、接種結果情報を登録できること。 |
| 47 | | | 登録者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 48 | | | 高齢者に対して、予防接種実施の案内通知等を出力できること。 |
| 49 | 訪問・相談・教室 | 訪問相談記録 | 教室の申込情報、成人(妊婦・産婦を除く)への教室事業、相談事業、訪問事業の実施情報を管理できること。また、各事業実施に伴う通知書、受講者一覧等の作成処理ができること。 |
| 50 | | | 教室の申込、成人(妊婦・産婦を除く)への教室参加、相談等の申込の受付処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|------|--|
| 51 | | | 申込者に対して、各種案内通知等を出力できること。 |
| 52 | | | 民生委員からの訪問事業の実施情報を管理できること。 |
| 53 | | | 民生委員に対して、訪問対象者の情報を出力できること。 |
| 54 | | | 保健師からの訪問事業の実施情報を管理できること。 |
| 55 | | | 保健師に対して、訪問対象者の情報を出力できること。 |
| 56 | | | 申込者、相談者、訪問者について、住民基本台帳情報を参照し、管理情報を登録できること。 |
| 57 | | | 申込者、相談者、訪問者について、住登外管理を参照し、管理情報を登録できること。 |
| 58 | | | 登録者について、住登外情報に変更があった場合、住登外管理情報へ連携できること。 |
| 59 | | | 申込者、相談者、訪問者について、実施内容、コメント等を登録管理できること。 |
| 60 | 統計・報告 | 実績報告 | 国・都道府県への報告資料の作成処理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|---------|------|--|
| 61 | | | 国・都道府県への報告資料を出力できること。 |
| 62 | | 分析 | 任意の条件による集計処理ができること。 |
| 63 | 特定健診・指導 | 特定健診 | 特定健診対象者の抽出ができること。 |
| 64 | | | 国保連システムからの特定健診受診券データ、後期高齢者健診受診券データの連携ができること。 |
| 65 | | | 健診対象者について、特定健診受診券を出力できること。 |
| 66 | | | 医療機関よりの受診結果について、管理情報を登録できること。 |
| 67 | | | 国保連システムからの特定健診結果データ、後期高齢者健診結果データの連携ができること。 |
| 68 | | | XML形式の国標準様式からの特定健診結果データ、後期高齢者健診結果データの連携ができること。 |
| 69 | | | 健診対象者について、健診勧奨通知、健診結果通知書を出力できること。 |
| 70 | | | 指導対象者を抽出し、特定健診指導票を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|------|---|
| 71 | | | 支払い基金提出用特定健診・特定保健指導事業実績報告を出力できること。 |
| 72 | | | 特定健診受診者名簿が出力できること。 |
| 73 | | | 健診結果の履歴を参照できること。 |
| 74 | | 保険指導 | 特定保健指導対象者の抽出が行えること。 |
| 75 | | | 国保連システムからの利用券データの連携ができること。 |
| 76 | | | 指導対象者について、特定保健指導利用券を出力できること。 |
| 77 | | | 国保連システムからの保険指導データの連携ができること。 |
| 78 | | | 指導対象者について、面談、指導内容(目標、計画、実績等)の情報を登録できること。 |
| 79 | | | 指導対象者について、特定保健指導計画書、支援計画書、指導勧奨通知を出力できること。 |
| 80 | | | 支払い基金提出用特定健診・特定保健指導事業実績報告を出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
健康管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|----------------------|
| 81 | | | 指導計画、結果等の履歴を参照できること。 |
| 82 | 管理 | その他機能 | 送付先住所を登録管理できること。 |
| 83 | | | メモ情報を登録管理できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
高齢者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|------|--|
| 1 | 高齢者福祉 | 調査台帳 | 対象者の住民に関する、住居の状況を登録・照会ができること。 |
| 2 | | | 介護保険の情報と連携し、認定内容が確認できること。 |
| 3 | | | 各サービス利用状況が確認できること。 |
| 4 | | | 最新の住基情報を参照し世帯構成の登録ができること。 |
| 5 | | | 住民票上の世帯以外の構成員の登録ができること。また、住民登録外の対象者についても同様の登録が行えること。 |
| 6 | | | 対象者の住民に関する、関係者を2名以上登録管理・照会ができること。 |
| 7 | | | 受診歴、病歴の管理ができること。 |
| 8 | | | 入院期間、場所の登録ができること。 |
| 9 | | | 医師所見、備考等日本語で入力する機能を有すること。 |
| 10 | | | 身体状況(身長、体重等)の登録ができること。また、履歴管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
高齢者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------|---|
| 11 | | | 対象者の対人関係に関する内容を登録できること。 |
| 12 | | サービス共通事項 | 在宅福祉サービス業務遂行に必要な、住記情報・賦課情報・生活保護情報・介護情報等の確認ができること。 |
| 13 | | | 事業種別(軽度支援、介護用品支給など)毎に、申請者の情報管理ができること。 |
| 14 | | | 申請情報入力の際、利用者の住基情報は、個人コード、かな氏名、生年月日のいずれでも検索できること。 |
| 15 | | | 申請・利用状況の履歴管理ができること。 |
| 16 | | | 対象者の申請日、申請結果、決定日、サービス開始日、却下事由の登録・変更ができること。 |
| 17 | | | 対象者ごとにサービス提供事業者の登録情報(適用開始、適用終了年月日を含む)、履歴情報の管理ができること。 |
| 18 | | | 申請結果通知書が出力できること。また、定型文面についてはユーザ側で任意に変更できること。 |
| 19 | | | 利用者ごとにサービスの休止期間・休止事由・終了年月日・終了事由の管理ができること。また、サービス休止対象者情報の出力ができること。 |
| 20 | | | 利用回数・利用者負担金から、利用者への毎月の請求額を算定できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
高齢者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 | |
|----|----|----|---|-------------------------------|
| 21 | | | 利用者ごとに毎月の利用回数、利用料金が登録できること。 | |
| 22 | | | 対象者ごとのサービス利用品目、利用曜日、利用者負担金(単価及び限度額)の登録・変更ができること。また、対象者負担金は適用開始、適用終了年月日をもち、履歴管理ができること。 | |
| 23 | | | 配食サービス | 利用決定を行う際、利用者負担金と委託料の登録ができること。 |
| 24 | | | | 配食を行う曜日、時間帯の管理ができること。 |
| 25 | | | | 配食サービス利用承認通知書が出力できること。 |
| 26 | | | | 配食サービス利用不承認通知書が出力できること。 |
| 27 | | | ホームヘルプサービス | 利用決定を行う際、利用者負担金の登録ができること。 |
| 28 | | | | 利用曜日や派遣内容等の決定情報の登録ができること。 |
| 29 | | | | ホームヘルパー派遣廃止決定通知書が出力できること。 |
| 30 | | | 生活管理指導短期宿泊 | 利用決定を行う際、利用者負担金の登録ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
高齢者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------------|-------------------------------------|
| 31 | | | 決定情報の登録ができること。 |
| 32 | | 介護用品給付サービス | 利用決定を行う際、利用者負担金の登録ができること。 |
| 33 | | | 品目の登録管理ができること。 |
| 34 | | 老人日常生活用具給付等 | 利用決定を行う際、利用者負担金の登録ができること。 |
| 35 | | | 用具名称の管理ができること。 |
| 36 | | | 業者の管理ができること。 |
| 37 | | 緊急通報装置設置 | 利用決定を行う際、利用者負担金の登録ができること。 |
| 38 | | | 設置業者の管理ができること。 |
| 39 | | 家族介護慰労金 | 支払い方法(口座・窓口払い)を対象者ごとに登録できること。 |
| 40 | | 訪問理美容サービス | 訪問理美容サービス利用券の出力ができること。発券枚数の管理ができること |

【サンプル】業務別要件一覧
高齢者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------------|--|
| 41 | | 外出支援サービス | 利用決定を行う際、利用開始日と回数の登録ができること。 |
| 42 | | | 利用する事業所の登録ができること。 |
| 43 | | | 外出支援サービス事業決定通知書が出力できること。 |
| 44 | | | 外出支援サービス事業利用決定による実施通知書が出力できること。 |
| 45 | | | 外出支援サービス事業利用却下通知が出力できること。 |
| 46 | | 障害者控除対象者認定者抽出 | 介護保険システムと障害者福祉システムからデータ抽出を行い、マッチング処理にて障害者控除対象者認定者を抽出できること。 |
| 47 | | 成年後見 | 成年後見人制度の利用者、後見類型が管理できること。 |
| 48 | | 訪問歯科 | 在宅要介護者訪問歯科健康診査の申請、利用者管理ができること。 |
| 49 | | | 在宅要介護者訪問歯科健康診査決定通知書が出力できること。 |
| 50 | | | 在宅要介護者訪問歯科健康診査却下通知書が出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
高齢者福祉

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|-------------------------------|
| 51 | | 福祉乗車証 | 市営バス等の福祉乗車証の交付申請、利用者管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|---------------|---|
| 1 | 全般 | 共通検索項目 | 氏名かな、氏名漢字、生年月日、旧姓、個人番号、世帯番号、住所(町コード+番地)、電話番号による検索ができること。 |
| 5 | | 宛名 個人・法人の選別検索 | あらかじめ個人・法人・共有を選択して絞り込み検索することも可能にすること。 |
| 6 | | 土地 一筆検索 | 土地の所在地・地番での検索ができること。 |
| 7 | | 農家番号 検索 | 農家番号単位での検索が可能なこと。 |
| 8 | | | 農家番号と住民基本台帳のコードは共通にすること。 |
| 9 | | 操作履歴の保持 | 操作履歴が保持できること。【いつ、どこで、誰が、誰を(何を)、どうした 等】 |
| 10 | | 検索画面の保持 | 検索画面で前画面に戻ることができること。 |
| 11 | | 外字 | 外字対応が可能であること。(文字数の制限がないこと。) |
| 12 | | エラーチェック | 各種オンライン異動時には、エラーチェックを行い入力漏れや誤操作による不備データの作成を未然に防ぐことができること。 |
| 13 | | 他業務連携 | 住基情報が農家台帳にスムーズ反映できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----------------|---|
| 14 | | | 土地情報が農家台帳にスムーズ反映できること。資産税担当課に届く法務局の土地移動情報を基に原課において随時データ更新ができること。(土地の一部管理も可能とすること) |
| 15 | | | データ更新を行うか行わないかの選択ができること。選択内容の履歴を保持することができること。 |
| 16 | 農家管理 | 世帯構成員の管理 | 住記上別世帯で、農家台帳上世帯が同じ場合に、世帯を合併できること。 |
| 17 | | | 世帯構成員を別農家に移動または新規農家に分離できる。 |
| 18 | | | 農家台帳独自の世帯構成員を登録できる。また、その該当者が住記・宛名に登録された場合、正規の住民コードに変更できる。 |
| 19 | | 経営主等の管理 | 住基と異なる続柄の入力、修正、表示が可能なこと。また、変更日付の入力が可能なこと。 |
| 20 | | 経営規模等の管理 | 経営志向・経営規模・経営年数の管理が行えること。 |
| 21 | | 農業者年金被保険者の管理 | 被保険者の資格情報について、新制度はもとより旧制度についても履歴として管理できること。 |
| 22 | | 農業者年金受給者の管理 | 経営移譲年金・老齢年金についても履歴を管理することができること。 |
| 23 | | 従業員の管理及び構成員の管理 | 農業生産法人などの従業員を管理することができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|--------------|--|
| 24 | | 資金借入状況の管理 | 資金借入の情報を複数管理することができること。 |
| 25 | | 相続等の届出の管理 | 台帳画面に届出の有無を入力・表示できること。 |
| 26 | | 納税猶予の適用状況の管理 | 耕作台帳及び一筆画面において、入力及び表示ができること。 |
| 27 | | 住基登録外者の管理 | 住民基本台帳登録外者の登録、修正ができること |
| 28 | 選挙 | 登載申請 | 登載申請書の個人用、法人用の出力が可能なこと。 |
| 29 | | | 申請書の従事日数は、個人情報に反映することが可能なこと。 |
| 30 | | | 選挙権の事前審査を実施できること。 |
| 31 | | | 登載申請書の再発行が、オンラインで可能なこと。 |
| 32 | | | 登載申請書の管理表が出力できること。 |
| 33 | 耕作地管理 | 耕作地名寄照会 | 対象者の耕作地(自作地・借入地・貸付地)の照会だけでなく、対象世帯の耕作地の照会を行うことができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|-------------|--|
| 34 | 農地管理 | 農地基本情報 | 固定資産税の課税・登記の地目・地積とは別に農家台帳での地目・地積を管理することができること。 |
| 35 | | | また、農家台帳で必要な畑の詳細(樹園地・放牧地)の管理や農振区分、都市計画、市街化調整区域、耕作放棄地等の管理ができること 1筆のうち一部管理が可能なこと |
| 36 | | 仮換地 | 仮換地をメモ機能で管理できること |
| 37 | | 農振地域 | 農振地域については、農振区分、農振地域区分(市内の地域区分)、農振法認可日の管理ができること。 |
| 38 | | | 農振地域について、地図及び台帳での把握・管理ができること。 |
| 39 | | | 使用貸借権や賃借権の権利・相手。設定期間等の異動履歴が照会できること。 |
| 40 | | | 相続時の一括更新 |
| 41 | | あっせん希望農地の管理 | 相続届出時等に確認したあっせんの希望の有無や状況を管理できること。 |
| 42 | | 農地除外の管理 | 耕作面積として加えるか加えないかの管理が農地一筆毎に設定できること。 |
| 43 | | 農地集団異動 | 所有者や耕作者を複数筆まとめて変更したり、許可・利用権の情報をまとめて登録することができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----------------|--|
| 44 | | 解除条件付き農地の管理 | 3条申請及び経営基盤強化促進法受付時に、解除条件付き農地かどうかの区分を入力できること。 |
| 45 | | | 農地法3条及び基盤強化法解約条項付きの農地管理報告内容等の登録修正が可能なこと |
| 46 | | 農地の利用状況調査結果の管理 | 一筆更新画面で、調査結果の入力ができること。 |
| 47 | | 賃借料等情報提供 | 国が定める賃借料情報提供が可能なこと。また、国のシステムへのデータ化が可能なこと。 |
| 48 | | 納税猶予地の貸し借り | 相続税対象農地の基盤強化法等による貸し借りの管理が可能なこと。 |
| 49 | | 残存小作地 | 残存小作地の管理が可能なこと。 |
| 50 | | 終期チェック機能 | 耕作権、一時転用、完了日等のチェックが可能であること。 |
| 51 | | 占用地 | 占用地の管理 |
| 52 | | 所有者名寄照会 | 所有者の農地(自作地・借入地・貸付地)の照会だけでなく、対象世帯の農地の照会を行うことができること。 |
| 53 | | 仮登記情報の管理 | 一筆更新画面で、仮登記情報が入力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|---------------------|--|
| 54 | | 換地処理 | 従前地の検索が可能なこと |
| 55 | | 転用情報 | 4・5条、一時転用、事業計画変更とも立地基準の区分管理ができること(メモ機能で可) |
| 56 | 農地統計 | 地区別農地統計 | 地区別農地別集計が可能なこと。(属人別) |
| 57 | | 大字別農地統計 | 大字別農地別集計が可能なこと。(属地別) |
| 58 | | 異動事由別農地集計 | 指定期間内の議案別、異動事由別農地集計が可能なこと。 |
| 59 | | 基盤法統計 | 契約期間別農地集計が可能なこと。 |
| 60 | | 基盤法統計 | 指定期間内の契約期間別農地集計が可能なこと。 |
| 61 | 議案管理 | 許可情報の申請入力・許可入力の運用選択 | 申請段階での入力を行わずに許可入力ができますが、申請段階での入力を行い、総会後にまとめて許可登録を行うこともできること。 |
| 62 | | 許可情報の履歴管理 | 農地法3・4・5条や18条の許可・届出の情報について、過去の情報も含め履歴管理ができること。 |
| 63 | | 利用権情報の履歴管理 | 過去の貸し借り状況も含め履歴管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|--|---|
| 64 | | 保有合理化事業の管理 | 賃借権・使用貸借権・経営受託等を入力して保有合理化事業の管理ができること。 |
| 65 | | 農地円滑化事業の管理 | 売買等事業・所有者代理事業の別や賃借権・使用貸借権・経営受託等を入力して農地円滑化事業の管理ができること。 |
| 66 | | 相続等の届出の管理 | 総会後の更新はせず、データのみ保存可能(随時所有者更新が可能)なこと。 |
| 67 | | 農地異動一覧表 | 指定期間内の3条、4条、5条等の議案内容が出力可能なこと。 |
| 68 | | 利用権情報の申請入力・許可入力の運用選択 | 申請段階での入力を行わずに公告入力ができること。また、申請段階での入力を行い、利用権が開始する日にまとめて許可登録を行うこともできること。 |
| 69 | | その他 | 農地の情報を許可(異動)前の状態に戻すことができる。 |
| 70 | | | 国有農地の管理が可能なこと(利用状況も含む) |
| 71 | | | 非農地証明申請の議案登録ができる。 |
| 72 | | 4・5条届出、18条合意解約、利用権解約、農地内地目変更等の各種届出の報告事項の議案登録ができること | |
| 73 | 土地管理 | 土地管理情報の補足管理 | 許可・利用権の情報だけで判断できない項目について、管理することができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|-----------------------------|--|
| 74 | | 土地基本情報の変更 (許可・利用権の許可後) | 義務者・名義人・所在地番の情報を固定資産税の方に影響させる事なく変更する事ができること。 所有権移転などの申請は許可後、固定資産税の異動を待つことなく所有者を変更する事ができること。 |
| 75 | | 土地基本情報の変更 (許可・利用権申請時の異動) | 分合筆の登記後に申請された情報について、固定資産税の異動を待つことなく、分筆・合筆を行う事ができること。 また、1筆のうち、一部貸し借りの場合は分耕登録を行う事ができること。 |
| 76 | | 圃場整備・区画整理の管理 | 圃場整備や区画整理について、従前地・仮換地の管理ができること。 |
| 77 | | 換地処理 | 換地処理が可能なこと。 |
| 78 | | 出作地の管理 | 市町村外の所在地情報を登録することで、出作地の管理ができること。 |
| 79 | 帳票関連 | 合併世帯管理の発行 | 合併世帯の登録がある世帯は、該当世帯の面積を合算することができること。 |
| 80 | | 会長名の管理 | 会長名について画面で照会ができ、会長が変わった際に、画面から変更ができること。 |
| 81 | | 農地法3条申請書の発行 | 農地法3条について、申請しようとする物件を選んで申請書を作成する事ができること。 |
| 82 | | 農地台帳 | 農業会議所様式に準じる帳票が出力可能なこと。 |
| 83 | | 選挙 | 選挙人名簿申請書等の書類が一括で出力できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
農家台帳

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--------------|------------------------------|
| 84 | | | 選挙人名簿申請書等の書類が随時で出力できること。 |
| 85 | | 農地調査 | 農地調査関係書類の出力ができること。 |
| 86 | | 議案 | 月次で議案関係書類の出力ができること。 |
| 87 | | 土地管理情報収集分析調査 | 土地管理情報収集分析調査の書類の出力ができること。 |
| 88 | | | 新調査(農委の権利移動・賃借等調査)に対応していること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|----|-----------------------------------|
| 1 | 共通管理 | 共通 | 空室管理ができること。 |
| 2 | | | 住宅・駐車場の料金は、別科目として収納管理できること。 |
| 3 | | | 世帯構成員の登録人数に十分な余裕があること。 |
| 4 | | | 同居人や世帯外扶養者の管理ができること。 |
| 5 | | | 入居者等の人的情報は、住民記録システムのデータを利用できること。 |
| 6 | | 検索 | 空室・空区画の検索ができること。 |
| 7 | | | 人的検索は、氏名(漢字・カナ)、個人番号、世帯番号等でできること。 |
| 8 | | | 複数項目による複合検索ができること。 |
| 9 | | 照会 | 照会時の初期画面表示時は最新情報が表示されること。 |
| 10 | | | 入居日・退居日が照会できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|-----------------------------------|
| 11 | | | 保証人の照会ができること。 |
| 12 | | | 入居している住宅の団地情報が照会できること。 |
| 13 | | | 住宅入居世帯員の照会ができること。 |
| 14 | | | 入居各世帯員の所得情報が照会できること。 |
| 15 | | | 世帯総収入が照会できること。 |
| 16 | | | 収入月額が照会できること。 |
| 17 | | | 控除後所得額、控除合計額を照会できること。 |
| 18 | | | 扶養情報が照会できること。 |
| 19 | | | 月額家賃・駐車料が照会できること。 |
| 20 | | | 減免・収入超過による加算・負担調整等の適用後家賃が照会できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|---|
| 21 | | | 施設に関する情報(構造・建築年等)が照会できること。 |
| 22 | | | 退去者の照会ができること。 |
| 23 | | | 家賃計算の算式が照会できること。 |
| 24 | | 異動 | 入居・退居の異動ができること。 |
| 25 | | | 入居者情報の追加・修正・削除ができること。 |
| 26 | | | 年度途中で異動(転出・死亡等・所得更正)があった場合は、家賃を再計算を行うことができること。 |
| 27 | | | 同居人の変更等による、再認定処理ができること。 |
| 28 | | | 名義人の変更異動ができること。 |
| 29 | | | 入居年月日・所得金額・各種控除人数等の入力により、収入月額・本来家賃の自動算出ができること。また収入超過判定は高額所得者判定ができること。 |
| 30 | | | 本来家賃から減免等実施後の月額家賃の自動算定ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|-------|---|
| 31 | | 帳票 | 収入認定に関する通知書が発行できること。また、バッチ処理にて一括出力も可能なこと。 |
| 32 | | | 即時発行帳票の種類によってプリンタレイの自動設定ができること。 |
| 33 | | バッチ処理 | 年度当初の家賃計算は、月額使用料まで一括で計算できること。 |
| 34 | | | 住宅使用者一覧が作成できること。 |
| 35 | | | 収入未申告者一覧が作成できること。 |
| 36 | | | 入居状況一覧が作成できること。 |
| 37 | | | 名義人ごとの家賃計算確認票が出力できること。 |
| 38 | | | 決算書(調定月毎の家賃や駐車料徴収額の捕捉できる資料)が作成できること。 |
| 39 | | | 任意の家賃区分ごとに対象戸数(世帯数)の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 40 | | | 任意の収入分位ごとに対象戸数(世帯数)の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|----|--|
| 41 | | | 年度ごとに入居戸数・退去戸数等の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 42 | | | 任意の年齢区分ごとに入居者(名義人)の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 43 | | | 家賃滞納者・額・月数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 44 | | | 駐車料滞納者・額・月数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 45 | | | 世帯人数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 46 | | | 名義人が高齢者の世帯数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 47 | | | 障害者世帯数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 48 | | | 裁量階層世帯数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 49 | | | 収入超過世帯数の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 50 | | | 家賃減免戸数及び減免額の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|------|---------------------|---------------------------------------|
| 51 | | | 駐車料減免数及び減免額の把握ができる帳票作成またはデータ抽出ができること。 |
| 52 | | 設定 | 年度ごとに収入月額算出で使用する控除額の設定が容易にできること。 |
| 53 | | | 政令月収(入居者負担基準額)は、年度ごとに容易に設定できること。 |
| 54 | | | 23条率(旧21条率)は、年度ごとに容易に設定できること。 |
| 55 | 住宅管理 | | 住宅管理(団地) |
| 56 | | 団地を指定しての検索が可能であること。 | |
| 57 | | 住宅管理(建物) | オンライン操作により、建物の新規登録・修正の随時異動ができること。 |
| 58 | | | 用途廃止の登録ができること。 |
| 59 | | | 団地・建物を指定しての検索が可能であること。 |
| 60 | | | 部屋番号のみで検索ができ、対象者を一覧で表示し選択できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|--------|---|
| 61 | 駐車区画 | 駐車区画 | オンライン操作により、区画の新規登録・修正の随時異動ができること。区画の住所登録ができること。 |
| 62 | | | 区画の用途廃止の登録ができ、登録することにより空き区画として扱えなくできること。 |
| 63 | | | 公営駐車場の管理ができること。 |
| 64 | | | 駐車場空区画の管理ができること。 |
| 65 | | | 駐車場区画の変更に対応できること。 |
| 66 | | 区画毎の料金 | 料金の変更が生じた場合にオンラインより随時変更ができ、調定の変更ができること。 |
| 67 | | | 車庫証明書について、オンライン操作により、随時発行ができること。 |
| 68 | | | 日割計算ができ、端数の切捨てまたは四捨五入ができること。 |
| 69 | | | 駐車場の台帳から駐車料算定ができること。 |
| 70 | 入居者管理 | 入居者管理 | 入居時の日割計算ができ、端数の切捨てまたは四捨五入ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|----|--|--|
| 71 | | | 日割した月の納付書が作成できること、入居月のみの納付書発行ができること。口座振替でも支払いができること。 |
| 72 | | | オンラインの操作により、随時に入居者の修正が行えること。 |
| 73 | | | 氏名かな、氏名漢字、個人番号、団地、建物、部屋を指定しての検索が可能であること。 |
| 74 | | | 複合検索が可能であること。 |
| 75 | | | 家賃計算のシミュレーションができること。 |
| 76 | | 同居人管理 | オンライン操作により、随時に同居人の修正が行えること。 |
| 77 | | 同居人の退去処理ができること。退去した情報は履歴として管理できること。 | |
| 78 | | 同居人が異動することにより再度、収入月額を再計算し登録できること、年度内に異動した場合異動履歴を残せること。 | |
| 79 | | 同居人構成の増減の異動ができること。 | |
| 80 | | 同居人について、氏名漢字、団地、建物、部屋を指定しての検索が可能であること。 | |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|--------|--|
| 81 | | 保証人管理 | 保証人の登録ができること。市外の人については住登外で登録することにより保証人として登録できること。 |
| 82 | | | 保証人について、氏名漢字、団地、建物、部屋を指定しての検索が可能であること。 |
| 83 | | 退去処理 | 退去処理(退去日、退去事由)ができ、退去した人も履歴としてオンラインで確認ができること。退居事由(「死亡」「転居」等)の管理が可能なこと。 |
| 84 | | | 日割計算ができ、端数の切捨てまたは四捨五入ができること。 |
| 85 | | | 日割した月の納付書が作成できること。口座振替でも支払いができること。 |
| 86 | | 承継・再認定 | 同居者内から契約者が選択でき登録できること。登録後はその契約者で納付書が作成できること。 |
| 87 | | | 再認定について、オンライン操作により、随時異動及び通知書作成ができること。再認定した履歴が管理できること。 |
| 88 | 収入・所得 | 収入申告書 | オンラインにより、随時作成ができること。また、バッチ処理による一括処理ができること。入居者を指定して作成ができること。 住宅の種類(公営、改良等)を指定して作成ができること。 |
| 89 | | 所得・控除 | 所得情報、控除情報は入居者毎に登録または変更できること。また住民税情報から取り組みをした後修正が可能であること。 |
| 90 | | | 収入申告状況の管理ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|------|------|--|
| 91 | 家賃管理 | 家賃管理 | 近傍同種の家賃計算がシステムで自動計算できること。 係数等が変更になった場合はオンラインで変更することにより対応ができること。 合併特例の経過処置に対応できること。 |
| 92 | | | 各住戸所在地毎の近傍同種家賃・定額定額計算申請書に基づき、オンライン操作により、監査し 収入分位毎の本来家賃、割増料について、オンライン操作により、計算、確認ができること。 法改正に対応した割増料を計算できること。 |
| 93 | | | 経過年数係数の設定で、平成16年度法改正に対応し、自動計算により新係数又は平成16年10月1日時点の経過年数係数のどちらかを判別し係数の切り替えを行うことができること。 |
| 94 | | | 市有住宅の家賃を計算(市営準拠)と定額に設定できること |
| 95 | | | 納付書の消し込みにおいては、収納の内訳(収納種別、収納額、領収日、収納日)を正規に反映できること。また、任意に編集することが可能であること。 |
| 96 | | | 調定収納情報を同一画面上で確認でき、なおかつ調定収納照会、変更処理を行う画面に遷移できること。 |
| 97 | | | 調定、収納データについては、過去の完納後のデータについても参照可能とすること。 |
| 98 | | | 日計表、月計表、決算報告書、収納結果一覧表の出力が可能であること。 |
| 99 | | | 還付及び充当通知決定書について、オンライン操作により、随時発行できること。 |
| 100 | | | オンライン操作により、収納簿の作成ができること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|---------|---------|---|
| 101 | | 収入額認定通知 | 入居者への家賃決定通知書について、オンライン操作により、随時作成および一括しての作成ができること。 |
| 102 | | | 異議申し立て後に再度家賃決定通知書について、オンライン操作により、随時作成ができること。 |
| 103 | | | 収入超過認定通知について、オンライン操作により、随時発行および一括しての作成ができること。 |
| 104 | | | 高額所得者認定通知について、オンライン操作により、随時発行および一括しての作成ができること。 |
| 105 | 個人毎調定管理 | | 個人毎に減免の設定ができること。 建替による負担調整が自動計算できること。 |
| 106 | | | 調定を作成した結果を一覧表にて確認ができること。 |
| 107 | 口座管理 | | 口座振以外の納入者への納付書について、オンライン操作により、随時発行ができること。 期別を指定して発行ができること。 |
| 108 | | | 口座情報について、オンライン操作により、随時登録ができること。 |
| 109 | | | 口座登録において入居者の氏名を引用できること。入力を省き選択により登録できること。 |
| 110 | | | 金融機関別口座振替依頼データ(FD等)を作成できること。また金融機関別の口座振替対象者リスト及び合計表が作成できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
公営住宅管理

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|-----|-----|-----|---|
| 111 | | | 各金融機関から返却された口座振替引落結果FDから収納処理ができること。 |
| 112 | | | 口座振替不能者に対し、バッチ処理により、納付書を発行することができること。 |
| 113 | | | 滞納者の督促催告の履歴及び、滞納状況のメモ等、交渉経過を残せること。また、印刷可能であること。 |
| 114 | | | 未納者への督促状について、バッチ処理により、前月分の未納に対して随時発行ができること。分納誓約している人は対象外にできること。 |
| 115 | | | オンライン操作により、分納納付書が随時作成ができること。 |
| 116 | EUC | EUC | 業務主管課職員でも、必要な場合に容易にデータの抽出(CSV形式)を行うことができること。また、権限のある職員のみ操作可能に制限できること。 |
| 117 | | | 各種統計資料の作成及びエクセル出力できること。 |
| 118 | その他 | 収納 | 納付書の印刷を違う庁舎の窓口プリンター(市民センター等)で印刷できること |
| 119 | | 通知書 | 各種文書の印影については画像データを取込可能とすること。電子公印を使用できること。 |

【サンプル】業務別要件一覧
被災者支援

| 項番 | 業務 | 処理 | 要件 |
|----|-------|--------|---------------------------------|
| 1 | 被災者支援 | 被災者台帳 | 被災者台帳として、被災者の属性情報を管理できること。 |
| 2 | | | 被災者へのり災証明書を発行できること。 |
| 3 | | | 住民基本台帳から住民情報を連携できること。 |
| 4 | | 被災家屋台帳 | 被災家屋台帳として、被害を受けた家屋属性情報を管理できること。 |
| 5 | | | 固定資産情報から家屋に関する情報を連携できること。 |
| 6 | | | 被災家屋の所有者への被災家屋証明書を発行できること。 |
| 7 | | その他 | 義捐金の給付についての情報を管理することができること。 |
| 8 | | | 生活支援金の貸付についての情報を管理することができること。 |
| 9 | | | 被害状況の集計など、各種集計処理を実施できること。 |